

(表紙)

追 録 舊 記 雜 錄 卷 百 八 十 二	忠 義 公	自 明 治 十 年 一 月
	忠 重 公	至 同 廿 八 年 十 二 月

1241

布達留

甲第二號

本年ヨリ金祿公債證書ヲ以テ一時ニ下賜セテハ、今般更ニ持高取納整頓之上、大藏省ニ申牒可致ニ付、將來高賣買致シテ向ハ、本月廿日ハ二月廿八日迄高直シ可願出、二月中相過キテハ取調之際限無之不都合不少外條、高直一切不聞届、尤公債證書御下渡ノ上ハ成規之處分可致外、此旨布達外事、

但各郷之儀ハ別紙雛形ニ照準シ可願出外、

明治十年一月十日

鹿兒嶋縣令大山綱良

1242

高直願案文アリ、略ス

布達留

今般西郷隆盛等出京ニ付、隨行面々別紙雛形ニ基キ、廳下ハ來ル廿八日限、各郷之儀來月十日限、各區戸長方無遺漏取纏可申出外、此旨相達外事、

明治十年二月十九日

鹿兒嶋縣令大山綱良

雛形

鹿兒嶋縣下第何大区何小区何番地何方士族又ハ平民何某嫡子又者何男  
何誰  
年何才

右者此際何番大隊何番小隊何々、又ハ何隊夫卒ニ出京仕外、此段御届申上外也、

第何大区何小区何方士族  
何々親類又ハ何々  
何ノ誰

戸長

何ノ誰

年號月日

鹿兒嶋縣廳

御布達留

1243の1

番外

廳下  
戸長

一今般柳原前光 勅使トシテ來艦外處、右揚陸ニ而爲警衛兵隊・巡査等凡二千計上陸致シ外間、爲心得此旨相達候事、

明治十年三月九日

鹿兒嶋縣令大山綱良

追込兵隊ハ舊客屋黒木學校、巡査ハ下會所廣小路學校ハ宿所、

1243の2

今般鹿兒島縣騷擾ニ付テハ、種々巷説モ有之候得共、右ハ全ク縣下私學黨過激少年輩ノ舉動ニ出候次第ニ而、素ヨリ舊藩主父子等ニ連及致候儀無之、西郷隆盛、過激少年ニ對シ屢々説諭盡力致シ候所、終ニ承服ニ不致、不得止身ヲ避候儀、該縣令ニ於テ毫モ方面<sup>(向カ)</sup>ヲ不失、充分鎮撫盡力致候次第、委細具狀之旨有之候間、今彼地之事情ニヨリ如何之御處置可相成モ難計外得共、決シテ管下士民動搖無之様取締筋注意致シ、人心鎮靜候様可取計、此旨及内達外事、

明治十年二月十三日

内務卿大久保利通

右御布達留中ニ在リ

1244

御布達留中

一拙者儀今般政府江尋問之筋有之、明後十七日縣下發程、陸軍少將桐野利秋・陸軍少將篠原國幹及ヒ舊兵隊之者共致隨行外間、其臺下通行之節若兵隊整列、指揮ヲ可被受、此段及照會外也、

明治十年二月十五日

陸軍大將  
西郷隆盛

熊本鎮臺  
司令長官

1245の1

御通達留

小官等之ヲ司法官ニ受ケ、職ヲ鹿兒島裁判所ニ奉シ、今般ノ形勢ヲ目撃シ、憂國ノ至情默スルニ忍ヒス、敢テ僭越ノ罪ヲ犯シ、我カ天皇陛下ニ奉呈スルニ別紙ヲ以テス、願ハ閣下小官等ノ微衷ヲ憐察シ、至尊非常ノ宸斷ヲ翼賛シ、人民ノ塗炭ヲ救ヒ玉ハン事ヲ小官等謹テ言ス、

明治十年三月三日

鹿兒島裁判所在勤  
長島鏡太郎

郡司盛武

小川重任

八代 規

山本守時

小野道一

吉本祐雄

太政大臣三條實美殿下

小臣等

斧鉞之誅ヲ冒シ、血淚昧死ヲ以テ我

天皇陛下ニ上言ス、小臣等員ヲ司法官ノ後ニ備リ、今又  
鹿兒島裁判所ニ在リ、今般陸軍大將西郷隆盛上京スルヲ  
目撃ス、豈之ヲ默スルニ忍ヒンヤ、抑此原因タルヤ、舊  
警視廳警部中原尚雄等同人ヲ窃カニ暗殺セントスル陰謀  
發覺シ、其供出スル處別冊ノ如シ、實ニ驚愕爲ス所ヲ知  
ラス、是西郷隆盛等我政府ニ伺問ノ意アリ登京スル所以  
カ、然レハ則チ一朝暴動ヲ以テ日ス可カラス、宜ク原ニ  
溯リ其主謀ノ者ヲ處スルニ法律ヲ以テシ、以テ國憲ヲ正  
サ、ル可カラス、然リ而シテ何事カ今日ノ齟齬ヲ生シ、  
六軍西ニ下リ、西郷隆盛等ノ行路ヲ遮リ、國民ノ如何ヲ  
顧ス此慘毒ヲ爲スニ至リ、且當縣令ノ使節抑留シ其意ヲ  
中塞シ、大ニ疑フ所アルカ如シ、然リト雖トモ今地方官

ノ任ニ背カサルハ小官等ノ熟知スル所ナリ、然ルニ已ニ  
斯如シ、嗚呼今日ノ人民實ニ方向ノ歸スル所ヲ知ラス、  
小臣等痛歎ノ至リニ堪ヘス、且夫該犯數十名ノ如キ、當  
縣廳已ニ我裁判廳ノ檢事ニ附シ、檢事之ヲ司法卿ニ具ニ  
申ス、其犯罪ノ證アル、已ニ司法卿之ヲ  
陛下ニ奏問スル所アルヘシ、仰願クハ  
陛下ノ至仁犬馬ノ言退ケス、我國民ノ塗炭ヲ憐察シ、速  
ニ非常ノ宸斷ヲタレ玉ハン事ヲ、小臣等恐懼ノ至ニ堪  
ス、謹テ上言ス、

明治十年三月三日

1245の2

久シク高風ヲ仰カス尊掌如何、時下水霜將ニ解ントス、  
請フ自愛セヨ、卑臣鹿兒島裁判所ニ在リ、今般ノ形勢ヲ  
親目ス、憂國ノ衷情同僚一轍ニ出テ默スルニ忍ヒス、敢  
テ獻芹シ、謹テ逆鱗ノ宸怒ハ斧鉞ノ誅ヲ待ツ、聞 閣  
下 喜春殿ニ侍スト、右上表今般出京ノ二級判事補吉本  
祐雄携帶ス、當地ノ情勢轍セサルニ似タリ、願ハ玉車ヲ  
馳セテ彼ニ下問シ翼スル所アリ、處スルニ其過ヲ以テシ  
白雲忽チ晴レ、人民ヲシテ青天ノ春日溫和ノ仁風ニ浴セ  
シメ玉ハン事ヲ、敢テ聞ス、

鹿兒島裁判所在勤  
小川重任  
侍從西四辻公業殿  
左右

今般陸軍大將西鄉隆盛外二名上京ノ次第、兼テ御届申上  
置通りニテ、已ニ去ル十五日當地發程致シ候、通行ニ付  
テハ曩ニ各府縣・各鎮臺ニ通知致置候、熊本縣ニ於テハ  
未前ニ縣下焼拂ヒ、通行筋川尻迄押出砲撃ニ及候旨追々  
報知有之、然處彼地江、去ル十九日當縣江征討ノ命被仰  
出外哉ニ相聞へ、何トモ恐入次第候、乍併西郷大將儀ハ  
先般辭表差上、以來縣下ニ於テ嚴肅ニ謹慎致シ、且數萬  
ノ士族自費ヲ以テ學校ヲ開キ、忠孝ヲ重シ諸生ヲ教導シ、  
第一方向ヲ誤ラサル様勉メテ説諭シ、已ニ佐賀ノ暴動、  
曳續キ熊本・山口同斷ノ節、縣内安靜、終ニ一毛ヲ損セ  
サルハ全國ニ明瞭ナルコトニ候處、何等嫌疑アツテ大久  
保利通・川路利良ヨリ私怒ヲ以テスルカ、容易ナラサル  
國憲ヲ犯シ、暗殺ノ内諭ヲ下シ候儀、實ニ海外ニ對シ乍  
恐政府上ノ御失體ト奉存外、最モ通行者共銃器ヲ以テ途  
中保護ノ儀ハ、暗殺ヲ命セラル程ノ者、異儀ナク上京不  
相遂ハ勿論ノ事ニ不得止於下官モ聞置候、就テハ愈當

縣征討ヲ被仰出外上ハ、縣官且士民ニ至迄御征討ノ御趣  
意ニ被仰出外哉、夫々無名ノ恥ヲ蒙ラセテハ、鹿兒嶋人  
民ト雖トモ皆王民ニシテ、政府ノ命令ヲ不奉者一夫モ無  
之候得共、何分士民舉テ動搖ニ立至リ候間、至急  
御勅諭被下度、最モ西郷大將ノ趣意モ致貫徹様御處分  
被下度、此段愚誠ヲ以テ奉願候也、

明治十年三月二日

鹿兒嶋縣令 大山綱良

征討總督有栖川殿下

追テ去ル廿八日付ヲ以テ大政大臣ニ同案ヲ以テ伺出  
置、

1246

御布達留中

客年長・肥暴動以來人心恟々安着スル所ヲ知ラス、茲ニ  
二月初鹿兒嶋縣ニ於テ犯憲ノ大事ヲ企タツル刺客ヲ捕縛  
ノ處、該犯ノ口供全在 朝一二名ノ使ムル所ニ係ル、就  
テハ不容易ノ事變實ニ國家ノ危急臣子ノ身トシテ傍觀ス  
ルニ忍ヒス、因テ有志ノ士同心合力相共ニ禁 闕ヲ守護  
シ奉リ、國恩ノ萬一ヲ報ヒ、下ハ臣子ノ義務ヲ盡シ、且建  
白セント欲ス、時ニ道路梗塞 朝憲ヲ伺フテ進退スルニ  
暇アラス、國家非常ノ際各輩此大義ヲ瞻任シ方向ヲ惑フ

事勿レ、

人吉有志士族

球摩人吉士族

明治十年丁丑三月三日

村田量平

黒田 等

1247

御布達留中

御勅書寫

鹿兒嶋縣下逆徒熊本縣ニ亂入、朝憲ヲ蔑如シ、官兵ニ抗シ、悖亂ノ舉動ニ及ヒ、朕既ニ征討ノ令ヲ布キ、二品親王有栖川熾仁ヲ征討總督トナシ進發ヲ命セリ、汝久光實ニ國ノ元功、朕カ素ヨリ信重スル所、今特ニ議官柳原前光ヲ遣シ朕カ旨ヲ諭サシム、其レ能ク爾ヲ誠意ヲ致セヨ、

十年三月十日

1248

御布達留中

先般布達ニ及置外中原尚雄等口供之趣者、上申ニ及ヒ決裁ヲ相待外處、其際西郷隆盛以下之者共上京之途申既ニ征討被仰出外、然共中原尚雄等口供之趣者、尚其筋ニ於テ糾彈ヲ經、至當之御處分有之ヘキ爲、今般

1249

雜書中

明治十年三月十二日

鹿兒嶋縣令大山綱良

勅使護衛之巡查ヲ以テ上國へ護送セラレ外條、管下人民深ク此意ヲ了知シ、流言浮説ニ惑ハス、各々安堵可致旨相達外事、

迫田隆藏外ニ一名御遣シ被下、來船之次第致承知外、乍<sup>（拵）</sup>然事柄分兼外得共、彼方策も盡果外而調和之論ニ落外歟、畢竟敵方ニ於テ熊本落城ト相成外而者、各縣蜂起可致外<sup>（二付）</sup>間、全力ヲ熊本ニ相盡、於是事破れ外者、もふ者致方なく、夫切の策相立外儀髓ニ聞得外間、則彼の策中之陷、此籠城ヲハ<sup>（備ニ）</sup>ゑミいたし、四方之寄手ヲ相破リ外者、此所ニ<sup>（而）</sup>者勝破相決シ可申、地形ト言、人氣ト言、實ニ其所ヲ得<sup>（二付）</sup>外間、我兵モ一向此所ニ力ヲ盡外處、既ニ戰モ峠ヲヤリ過、六七ノ分所ニ相付申外、今や孟賁有共一丹戰勢ヲも<sup>（再必）</sup>ひ返シ外期有之間敷、餘程敵之兵氣抽テ外ニ付、油斷爲致外<sup>（二付）</sup>ゐ、一策ヲ廻シ外目算ニハ相違無御座外間、決而狸<sup>（二付）</sup>ニたまされ外處肝要之事ニ御座外、征討總督之令書先日<sup>（上申儀暫相見）</sup>差上置外、全暗殺ヲ相消シ趣ニテ戰ヲ幸ニイタシ、書面ニ相見得可惡之巧ニ御座外、然ル上者何分曲直分明ナラ

サレハ鎮撫も糸瓜ヘナマも無之、斷然條理ニ不戻ヘハ處、御盡力可被下者、最初ヨリ我々共ニ於テ勝破ヲ以テ論シテ譯ニ（敗）而者無之、條理斃（元々、一ツ條理に斃れ候見込の事ニ付）れ、思（思）ハ込事ハ間、態々其慮御汲取被下ハ様念望いたしハ也、

明治十年三月十二日

西郷吉之助

大山綱良様

（本文書ハ大西郷全集ニテ補正ス）

追啓上、別紙當縣之兵隊・協同隊探偵差出ハ處、探得ハ形行申出外付差上申外、大概此方探偵も同様ニ御座外、久留米・柳川・肥前邊ヨリ追々報知有之筈、高瀬・南關口者惣軍凡壹萬千人、其内近衛兵貳千者三好少將之ヲ率高瀬口ニ偽戰、凡十分シ六ハ死傷アリト云、

一 巡查五百名計ハ各隊ニ配賦セリ、

一 山鹿ヨリ久留米方江赴間道兼松越ト申所ニ千五百計出張、要所ニ者地雷ヲ設アル由、三好者高瀬之戰ニ手ヲ

傷タリト言、福岡縣江ハ新高縣鎮臺千人計出張セシ處、

兩三日前少々ツ、操出、且貳百名計佐賀江派出シ、岡

迫・佐賀鎮臺之間出張シタル巡查百餘名者南關口ニ赴

タル由、

一 七日比之嘶ニ全軍之死傷六千ニ及フト云、畢竟鎮臺兵ハ戰ヲ畏レ、戰地ニ赴クヤ各自傷ツキ、戰ヲ免ルノ策ヲナス者多外故、左手ヲ傷ツキタル者莫大ナリト云、一本病院ハ久留米ニ有リ、其外高瀬・南關假病院アリ、一高瀬口負傷ハ都而舟ヨリ運送スル、九日高瀬川口ヨリ筑後エ廻シタル船五艘、一艘ニ付凡四五十名乗セタリト云、

一 一七日・八日ニ者は非高瀬口ヲ破リ、熊本ニ進入之筈ト云、

一 彼ノ軍勢モ日々萎靡シ、南關ノ本營ナトハ近日ニ至リ勢備ヲ嚴ニスルノ模様、道路之風説ニハ最早五六日ヲ經ハ東軍ノ破走疑ナシ、會兩筑アタリノ人民ハ一統南軍ノ勝利ヲ祈ラサルモノナシ、

一 東軍ハ頻ニ偽説ヲナシ、鹿兒嶋・熊本ノ兵ハ三四千ノ烏合ノミ、偶々南軍ノ勢焰ヲ談スル者ハ路人トイエトモ之ヲ縛スル由、

右北馬商人高木新太郎ナル者久留米地方エ遣シ外處、今朝罷歸リ探偵之趣ニ御座外、

三月十三日

協同隊

野津ハ南關ニテ馬上ニテ足ヲ傷ヲ請ケタリトノ風説アリ

雜書中

見込上申扣

臣等此度誠意ヲ致セヨトノ

勅諭ヲ賜ヒ、愚魯ノ臣等感佩ノ至ニ堪ヘス、故ニ聊カ胸臆ニ包藏スルコトナク、之ヲ左ニ上陳ス、

一當縣士族西鄉隆盛・桐野利秋・篠原國幹初メ黨與スル二萬人、政府ヘ訊問ノ儀有之ト稱、熊本縣ニ亂入、

朝憲ヲ蔑如ス、故ニ征討ノ令被發ノ旨拜承候、舊情モ有之候得者、實以恐縮之至ニ堪ヘス、伏テ

御垂憐ヲ乞、乍去 朝憲ヲ奉蔑如程ノ者共、今日ニ至リ臣等愚意敢テ不用儀得ト御了解被下度、仰處ニ候、

一西鄉隆盛等此度政府ヘ訊問トシテ多勢兵器ヲ携出行セシハ、即ニ道ヲ失タル其罪大ナリ、且内務卿大久保利通・大警視川路ヨリ内命ヲ受ケ、數人歸省等ニ事ヲヨセ、<sup>(雜カ)</sup>雜問等ノ策ヲ行フ云々事發覺シ、義妄説ノ布達拜觀ス、此義臣等大ニ疑惑スル處ナリ、其故如何トナレハ道程數里ヲ隔テ則之ヲ妄説ト見認ラル、西鄉等ニ於テ必其罪ニ伏ス可カラス、是至公至平ノ取分ニアラサ<sup>(所カ)</sup>

ルカ故ナリ、鹿兒島縣人民ニ於テ最確證ヲ舉ケ見聞シタルモノニテ、或ハ問ヲ使ヒ同意ノ跡ヲシタル、或ハ自訴シタルアリ、故ニ傍人モ是ヲ證シテ疑ハサル處アリ、

一彈藥掠奪ハ捕縛人之前ナルハ、臣等モ保證スル處ナリ、然トモ西鄉ハ大隅ヘ旅行中之ヲ聞キ大ニ憤怒、篠原ノ舉動ヲ譴責シタルハ縣下人民ノ能ク知ル所ナリ、其際ニ當リ、捕縛人ノ事露顯シ、之ヨリ意ヲ決シテ衆ト訊問ノ事ヲ議定シタリト云フ、

一西鄉此以前征韓論破裂シ、職ヲ辭シ、政府ノ許可ヲ俟タス下縣セシハ臣禮ヲ失シ其過大ナリ、然トモ政府之ヲ責ルコト能ハス、昨今迄非職大將ノ任ニ位ス、若シ當節ニ當リ、更ニ是ヲ責ルニ<sup>(トモ)</sup>鳥有ニ歸スヘカラス、亦在縣シテ恣ニ<sup>(横カ)</sup>模行ストモ國憲ニ觸レサレハ、政府ノ威力ト雖モ之ヲ抑壓スヘキノ權アル可ラス、亦彈藥掠奪ハ壯士輩ノ<sup>(粗)</sup>簾暴ニ起リタル者ニシテ、西鄉此事ニ因テ此度ノ舉動ニ携名義ナキニハ、別ニ鎮靜ノ道ヲ計ルヘキカ、是等糺彈ノ上ニアラサレハ明瞭ス可カラス、

一古今國家不軌ヲ計ル、其種類區域アル、擧テ數ヘカタシ、然トモ事ヲ擧ケサル未だ露顯スレハ、其主領ノミ

ヲ取分シ、假令連判牒ヲ燒キタルアリ、之稱シテ美トス、毛ヲ吹キ疵ヲ求ルヲ小人トス、是レ事ヲ執ルモノニ量ノ大小ニ因テ美忠ノ分ル、處最注意スヘキコトナルヘシ、今ヤ外國我國ヲ覬覦シ、古ヘノ 皇國ニアラス、能ク思慮ヲ加ヘサレハ不測ノ變ヲ生ス、鑑ミサルヘケンヤ、然トモ是ヲ以テ國法ヲ烏有トスルニ非ス、之ヲ處置スルニ政府公明正大ニ所分ノ外更ニ道アルヘカラス、

一 夫賢者在位、能者在職ニ無黨無偏、文武ノ官人身ヲ國家ニ致シ、遵奉シ、一揆強盜ノ難アル可ラス、然ルニ此近年打續キ、士族ニテハ肥前江藤・島ノ黨アリ、肥後ニ敬神黨、長門ニ前原、(自)自今西郷黨アリ、百姓一揆負債學テ數ヘカタカレ共、根元ハ民ノ堪サル處アルカ故ナラン、各位虚心ニシテ自反セハ明ナルヘシ、此度閣下ノ布達ハ一往ノ糺彈ナク之ヲ妄説トス、假令眞ニ妄説ト見認ラルトモ再應取調ノ上ニ非サレハ、政府命令ト雖トモ人民必信認スルモノニ非ス、是則  
帝土一人ノ私スル者ニ非ルニ因テナリ、故ニ國家ノ危キコト累卵ノ如シ、仰願クハ至急休戰ノ令ヲ總督府ニ下サレ、此度ノ巨魁人員ヲ定メ、平穩ノ處分ヲ以テ中

1250.02

途ヲ護送シ、大久保・川路モ隨テ之ヲ召シ、更ニ至理至當聊偏頗ノ處分ナク各法官ヘ渡シ、奏任以上其席ニ列坐シ、非常ノ裁判ヲ開キ、其結局ニ至テ律ニ照シテ之ヲ罰シ、其上若シ異議ヲ生セハ斷然ト罪ヲ鳴シ、之ヲ征討セラレテ可ナリ、乞フ速ニ實事施行アランコトヲ、

右ハ今般 勅諭ヲ拜戴シ、當今ノ時態顰眉憂慮スルノ餘リ忌諱ヲ憚ラス、臣等ノ誠意ヲ表スル如此、猶巨細子弟等ニ申付越候、閣下意ヲ平ニシ之ヲ聽納セハ幾多ノ軍士活路ヲ得、上ハ 皇國ヲ永世ニ維持シ、下ハ無罪ノ良民塗炭ノ苦ヲ免レン事ヲ冀望スル而已、

(島津久光)  
從二位

(島津忠義)  
從三位

從二位微臣等ニ正副使申付上京爲什奉建言主意ス、  
追テ左ニ上申仕候、

鹿兒島縣士族中原尚姘以下捕縛ノ未口供之儀ニ付、無根ノ妄説タル旨御布達拜承仕、實地ノ情狀モ有之、大ニ疑惑シ、久光父子ノ愚意既ニ柳原前光ニ縷述仕置、更ニ今度微臣等ノ差登、 勅使ノ御禮耳



天機伺申上、猶見込書奉差上候次第ニ御座候、如此再復

上申仕候主意ハ、政府施行セラル、處人民疑惑不仕、

只管信認、將來何處障碍ヲ生セサル様ニトノ誠意一途ニ

出タルモノニテ敢テ餘意アルニ非ス、故ニ其主意ヲ過日

來前光ニ依リ上申仕置候間、御聞取被下義ト奉存候、將

夕

聖上御宸怒、隨テ總督官奉如大小ノ將校ニ於テモ其情狀

忍フ可カラサルヲ察知仕候得者、休戰專ト仕タル義ニハ

無御座、夫等上京ノ上宜ニ應シ唯注目ト候ハ、捕縛人裁

判雙方權衡得ルニ非サレハ、果シテ將來人心ノ固結スル

氷解スヘカラルサルヲ幾重ニモ縣令仕、夫等ノ事情能ク政

府へ貫徹仕様申分、微臣等ニ委任狀相渡能登儀ニ御座候、

就テハ雙方權衡ヲ得ルノ御處分、捕縛人ノ口供ヲシテ烏

有二歸セシムルニ注目仕外更ニ見込無御座候、最口供烏

有二歸セサレハ、於鹿兒島縣捕縛人糺彈致シタル人員ヲ

御引拔キ、裁判へ御呼出ノ上御仰願クハ其御取分ニ立到

候得者、薩隅日三州ノ地ハ無申迄闔國於人民、政府ノ御

處分ニ奉感佩、(固カ)因結ノ異念解キ可哉ト奉存候、因テ此旨

乍恐爲御參考無忌諱上仕候、誠恐誠惶昧死謹言、

島津(久光)

明治十年四月廿五日

島津(忠義)

太政大臣三條實美閣下

1251 御系図 忠義公

明治十年二月西郷隆盛等率ニ私學校黨兵一上京途、至ニ肥後

熊本ニ與ニ鎮臺兵ニ戰、

朝廷更出師援ニ率兵一、又遣ニ兵於鹿兒島鎮撫、越五月有

黨兵歸ニ至鹿兒島ニ之風聞上、若果然則鹿兒島當爲ニ戰場ニ

也、故忠義挈レ家、豫避ニ亂於櫻島横山村一、而吾家所傳

系圖文書等至重卷籍藏在ニ岩崎寶庫一、若爲ニ兵燹所ニ燒亡ニ

則誠千載之遺憾也、乃欲ニ轉ニ輸之於他ニ則既屬ニ官軍壘内ニ

成兵不レ許レ出レ之、於是家令東郷重持以死請レ之再三、

終得ニ隊長許レ之而開レ庫出レ之、庫中所レ在概凡七十有五

荷、重持以下吾邸員及舊藩士等凡五十餘人是時鹿兒島及諸郡旧

吾者數千人被脫島、而警備、各自荷擔而去至ニ海濱ニ航輪ニ之於櫻

島一、後果鹿兒島爲ニ戰場ニ而岩崎寶庫屬ニ灰燼ニ焉、若下夫

諸家文書寫及舊記書類等藏ニ於築地邸庫一者上亦夥多、然今

也急遽切迫如レ是、岩崎寶庫至重之物僅得レ免レ災耳、若下

力之不レ能ニ以及ニ其他一、何竟罹レ難而歸ニ烏有一點、

御系図 忠義公

1254 御系図 忠義公御子

- ― 哲丸
- ― 房姫 清姫 充姫 常姫ヒサ 知姫 普姫カ子 六人
- ― 女子

貞姫 久松定謨室

明治十一年二月十九日生於鹿兒島、母山崎拾女、

1252 御系図 忠義公 十年

十二月二十一日  
朝廷喜下賞忠義襲救ニ鹿兒島縣下罹災者一、給金六千九百四拾四圓餘上、賜ニ金盃一箇一、

1253 諸御書附留中

從三位島津忠義

鹿兒島縣下兵燹ニ罹リシ名救助トシテ、金六千九百四拾四圓餘差出候段、奇特ニ付、爲其賞金盃壹個下賜候事、

明治十年十二月廿一日

太政官

明治十一年三月十三日、忠義應レ

徵參

内、忝ニフ

御前陪食且賜レ盃

御手行ヤリ玉フラ酒、更見レ許ニ御園觀梅一、特賜ニ奇種諸梅接花枝一、

此日近衛前左府公照・黒田長薄同侍ニ

御筵一、

諸御書留中

1256の1 來ル十三日午十二時御陪食被 仰付候間、參

内可有之、此段申入候也、

十一年三月七日

宮内卿徳大寺實則

從三位嶋津忠義殿

追テ御着服者可爲御勝手候也、

1256の2 來ル十三日午十二時御陪食被 仰付候間、參

内可仕御達之趣奉畏、此段御請仕候也、

十一年三月七日

從三位島津忠義

宮内卿徳大寺實則殿

番外六號

家祿賞典制限御改正、公債證書ヲ以テ下賜候、就テハ右公債證書書入・質入・賣買約定取結ハ禁之旨、明治九年八月太政官第百九號公布之趣有之候處、當縣下舊鹿兒嶋藩士族元所有祿之儀ハ、從前賣買之習慣モ有之、且右公布之趣貫徹不致故欺、種々之浮説又ハ教唆ヲ信シ、一時之利欲ニ迷ヒ、後年生計ノ勘辨モ無之、目今内密賣買等致シテ者有之哉ニ相聞ヘ、不都合之至ニテ、右素前條公布ノ趣モ有之、萬一右様之儀有之候ハ實ニ不相濟事ニ付、右公債證書御發行條例、年々利子金御下渡方之御旨慮不相辨者モ有之候ハ、該區々戸長等へ能々尋問ヲ遂ケ、將來保存ノ筋厚相心得、一時之浮説ヲ妄信シ後來之生計ヲ不失様可致、此旨舊鹿兒嶋藩士族へ諭達事、

明治十一年三月九日 鹿兒嶋縣令岩村通俊

明治十一年三月十三日記拔萃

一本日御陪食御頂戴ニ付、從三位公午前三十分御發車、本町・常盤橋・竹橋・麴町・喰違御通車ニテ御參

内、御陪食中

天盃御手自御酌ニテ御頂戴アラセラル、然シテ宮中ノ御梅園拜見仰ヲ蒙ラセラル、然ルニ此御方様ニハ奇梅ノ幾種御接穂トシテ御頂戴ニテ、午後卅分御退朝、尤本日ハ近衛前左府公ト黒田老公ノ御三方ナリ、因テ昇降始終御同袖アラセラル、

區戸長

幼少ニテ家督相續爲致候節ハ、親戚又素他人ニテモ相當ノ者相選、後見可爲致成規ニ有之、右八十九年十一月迄ハ木成丁ノ者ニ付、士族・平民ノ別ナク後見人爲相立ハ儀ト可相心得、尤十五年以上親戚ノ協議ヲ以後見ヲ免ハ儀者適宜不苦候、此旨爲心得相達事、

但女子一家督相續爲致ハ節モ本文同様可相心得、

明治十一年三月十三日 鹿兒嶋縣令岩村通俊

三月廿八日今歸仁王始三司官以下松田大書記官ヘノ歎願趣意

今歸仁<sup>ナキシ</sup>王子始メ三司官以下舊役人多數沖繩縣廳ニ參リタリ、其趣意ハ他ニアラス、今般ノ變革ニ付テ歎願ナリ、其言ニ曰、琉球藩王ハ大舊諸侯ト異ナリテ君主權ヲ有セシ者ナリ、依テ是迄通りニ致度云々、大書記官曰ク、君主權ヲ有シタル者ハ上ニ天子ナキ者ナリ、琉球藩ハ上ニ日本天子ヲ仰キタルニアラスヤ、是迄通トハ日本・大清兩屬之惹ナルヘシ、君主權ヲ有シタル者ノ意ニアラス、日本屬國琉球藩王ノ希望スル處ナルヘケレトモ、決シテ採用不相成云々、王子又曰ク、廢藩置縣ノ御達ハ、清國御談判濟ノ上御達シ相成度云々、大書記官曰ク、日本政府ヘ對シ甚不敬之言語ナリ、政府我カ屬國ヲ處分スルニ何ソ清國ニ談判スルノ理アラサヤ、王子又曰ク、藩王ハ病テ臥シタルヲ以テ、三十日ニ城ヲ引渡ス事不相叶、依テ後十日間御猶豫ヲ願度、大書記官曰ク、十日間ヲ猶豫セハ全癒スルノ見込アルヤ、病ノ全癒スルヤハ醫モ豫定スル難シトス、王子曰ク、心ノ病ナルヲ以テ十日間ヲ經過セハ進退自由ナルヘシ、大書記官曰ク、既ニ陸軍ニモ三十日正午十二時迄ニ請取ルヘク達シタリ、依テ同時ニハ必ス城中ニ繰込ナルヘシ、其際ニ至リテ御引渡不相成ニ於テハ陸軍ニ規則アリ、如何ノ大事件ニ立至ルヤモ

1260の1

難計、又城ヲ御引渡不相成御趣意ナレハ、拙者ハ取ルノ權ヲ有スルヲ以テ取ルヘシ、取ラル、ヨリ寧ロ口渡シテ可ナラント、此語ヲ聞キ、王子以下三司官等ハ渡スノ意ヲ表シテ歸リシ由、

右一書年間ナシ、十一年ナルヘシ

諸御書附留中

寄留御暇願

臣忠義

誠恐誠惶謹<sup>ル</sup>奉願候、臣忠義客歲十一月着京仕候間、縣地平常之景況ニ候得<sup>ル</sup>者、今程御暇可奉願心得<sup>ル</sup>者無之候得共、昨春來之情態御見聞通之爲體罷成、其上凱旋之機會ヲ失シ罷登候向者重疊奉恐入候付、昨春

勅使御差下之直御禮且

天機奉窺上度、家事向悉皆閣、不取敢出京爲仕儀ニ候處、其實今日ニ到、内事不都合之儀不尠甚苦慮仕候、殊ニ過日佛蘭西國より鑛山師御許可之上雇下候ニ付<sup>ル</sup>者、一山之興廢ニモ關シ、鑛道之景況ニ隨ヒ直々下知モ仕度件々モ有之、彼是痛心仕候、依之近頃恐縮之至ニ候得共、何卒縣下非常之未實際之情狀厚ク御洞察被下、特別之御評

議ヲ以、往來ヲ除クノ外日數百五拾日寄留御暇被成下度奉願候、此段宜敷御執奏可被下候、臣忠義誠恐誠惶頓首

謹言、

第一部華族

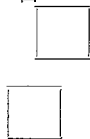
明治十一年四月廿五日

從三位島津忠義御印

宮内卿德大寺實則殿

宋カキ  
願之通

明治十一年四月廿五日



一

私事

客歲十一月着京仕候間、縣地平常之景況ニ候得者、今程御暇可奉願心得ニ者無之候得共、昨春來之情態御見聞通之爲體罷成、其上凱旋之機會ヲ失シ罷登候向者重疊奉恐入候付、昨春勅使御差下シ直御禮且

天機奉窺上度、家事向悉皆聞、不取敢出京仕タル儀ニ候處、其實今日ニ到り内事不都合之儀不尠甚苦慮仕候、殊に過日佛蘭西國ヨリ鑛山師御許可ノ上雇下候付る者一山之興廢ヨリ巨萬ノ得失ニモ關シ、礦道之景況ニ隨

ヒ直々下知モ仕度件々モ有之、彼是痛心仕候、依之近頃恐縮之到ニ候得共、此渾一往御暇奉願度奉存候間、

何卒縣下非常之未實際之情狀厚御洞察被成下、特別之

御評議ヲ以、願意御届被下度奉願候、左様御座候者、

近々罷下、右等之件々當年中ニ相仕舞、來一月家族引

纏上京安心仕度奉存候事、

明治十一年四月

島津忠義

太政大臣三條實美殿

右大臣岩倉具視殿

1261

御系函 忠義公

十一年五月六日應

徵參

内、宮内卿德大寺實則傳

詔於八景之間、賜紫檀御書棚一箇・錦一卷、見酬ニ昨年

獻ニ金塊ニ也、

1262の1

諸御書附留中

御用有之候間、明六日午前十字參

内可有之、此段申入候也、

1263

右ニ付、寅五月六日御刻限之通 御參 朝被遊候處、於  
 八景之間徳大寺宮内卿御取傳口達ヲ以、昨年金塊御献上  
 之御挨拶トシテ左之通被遊 御拜領候事、  
 一紫檀御書棚 壹箇  
 一錦 壹卷  
 一右ニ付、三條并岩倉・徳大寺三公卿江御禮御參上被遊  
 候事、

忠義公御履歷書末紙

右者今般復古功臣事蹟就御編輯、御糾之趣承知仕、私履

1262の2

明治十一年五月五日 宮内卿徳大寺實則  
 從三位島津忠義殿  
 右之通宮内卿ヨリ御到來ニ付、左之通御請書被差出候事、  
 御用有之候間、明六日午前十時參  
 内可仕旨奉畏候也、  
 十一年五月五日 從三位島津忠義

宮内卿徳大寺實則殿

從三位島津忠義

1265

御系図 忠義公御子  
 一男女八人  
 一忠寶  
 虎壽丸

明治十二年五月二十三日生於鹿兒島、母齊彬女寧  
 姫、八月十七日夭亡、神號稚靈忠寶彦命、

1264の1

歷右之通御座候、以上、  
 明治十一年戊寅□月 從三位島津忠義

御布達留

甲第六十一號

本縣警察課之儀、警察本署ト改稱候條、此旨布達候事、  
 明治十二年四月三十日 鹿兒島縣令岩村通俊

1264の2

第拾五號

鹿兒島縣管轄大島・喜界島・徳ノ島・沖永良部島・與論  
 島ヲ以テ大島郡ト爲シ、大隅國へ被屬候條、此旨布告候  
 事、

明治十二年四月八日

太政大臣三條實美

丁女子

倪姬

明治十二年十月十九日生於東京、母山崎拾女、

1266 御系圖 久光公

明治十二年六月十七日敍<sub>ニ</sub>正二位<sub>一</sub>、

1267 御系圖 忠義公

十二年六月十七日敍從二位、

諸御書附留中

從三位嶋津忠義

特旨ヲ以テ位階被進候事、

明治十二年六月十七日

太政官

從三位嶋津忠義

敍從二位

太政大臣從一位三條實美奉、

天皇  
明治十二年六月十七日  
御覽

1269 御系圖 忠義公

十二年十一月二十七日

上御吹上禁苑、

觀<sub>ニ</sub>吾家所<sub>レ</sub>傳犬追物<sub>一</sub>、忠義以下射手二十四人、忠義奉<sub>レ</sub>

拜<sub>ニ</sub>

天顏<sub>一</sub>、畢行<sub>ニ</sub>之式<sub>一</sub>、始<sub>ニ</sub>于午前十時<sub>一</sub>、終<sub>ニ</sub>于午後三時<sub>三</sub>

十分<sub>一</sub>、

太皇太后宮

皇后宮亦自<sub>ニ</sub>午後一時<sub>二</sub>而

臨觀式、罷後忠義奉<sub>ニ</sub>女子清子・充子・常子・知子<sub>一</sub>、

拜<sub>ニ</sub>調

兩宮<sub>一</sub>、

還幸後忠義徑昇<sub>ニ</sub>赤坂假

皇居及青山

御所<sub>一</sub>、拜<sub>ニ</sub>謝

臨觀之辱<sub>一</sub>、此日賜<sub>ニ</sub>折詰<sub>入着</sub>一箱・酒一樽射手中<sub>一</sub>、

1270の1 諸御書附留中

其家々傳之犬追物爲

天覽、來廿七日午前八時三十分

御出門、吹上御苑へ行幸被爲  
在候旨被 仰出候、此旨及内達候也、

明治十二年十一月十日

宮内卿徳大寺實則

從二位島津忠義殿

右ニ付

御請書アリ、之ヲ略ス

犬追物手組之事  
明治十二年  
十一月廿七日

上手組

御

追水伊之丞

國分友敬

倉山季嘉

武宮俊雄

平田吉次郎

川上義章

市來新左衛門

檢見

喚次

川上十郎左衛門

倉山作太夫

次手組

島津忠亮

東郷重持

三原經備

花 尚勇

安藤八郎左衛門

折田正介

村橋久成

伊地知彦七

檢見

喚次

川上十郎左衛門

倉山作太夫

下手組

島津久明

川村純義

市來廣治

安田定則

園田實徳

岩切實信

島津又四郎

新納常隆

檢見

喚次

川上十郎左衛門

倉山作太夫

此節犬追物

天覽之御次第、別段御方江不申越外付、玉里御邸江差上  
候別封、態と封付ニ不致差廻外間、御一同被見渡外上封

シ付被差廻外、此旨申越外也、

十一月廿九日

内田政風

瀧聞藤右衛門殿

橋口千次殿

廻幸吉殿



其家々傳之犬追物

天覽、來ル十七日正午十二時三十分

御出門、吹上御苑<sub>ニ</sub> 行幸、皇族・大臣・參議・勅任官・

麝香間詰衆・華族并各國公使<sub>ニ</sub>モ陪覽被仰付<sub>テ</sub>旨被

仰出候條、此段及御達<sub>外</sub>也、

十二年十二月十一日

宮内卿徳大寺實則

從二位島津忠義殿

追<sub>ル</sub>同日雨天之節ハ御延引<sub>ニ</sub>有<sub>レ</sub>之<sub>外</sub>也、

1272

御系図 忠義公

十二年十二月二十三日

上又

御<sub>ニ</sub>吹上禁苑<sub>ニ</sub>再

觀<sub>ニ</sub>犬追物<sub>ニ</sub>、忠義以下射手人員如<sub>ニ</sub>前度<sub>ニ</sub>、忠義奉<sub>レ</sub>拜<sub>ニ</sub>

天顏<sub>ニ</sub>、畢行<sub>ニ</sub>之<sub>式</sub>、始<sub>ニ</sub>于午後一時<sub>ニ</sub>終<sub>ニ</sub>于午後三時五十

分<sub>ニ</sub>、

還幸後賜<sub>ニ</sub>酒一樽・折詰<sub>入</sub>一箱<sub>射手中</sub>、翌日忠義應<sub>レ</sub>

徵參 内、宮内大書記官山岡鐵太郎於<sub>ニ</sub>宮内省<sub>ニ</sub>傳<sub>レ</sub>

旨賜<sub>ニ</sub>花瓶一對・紅白縮緬三十反<sub>ニ</sub>、且至<sub>ニ</sub>射手人員及日

記役・幣役等<sub>ニ</sub>賜<sub>レ</sub>物各有<sub>レ</sub>差、

1273

御系図 忠義公

明治十三年一月二十七日應<sub>レ</sub>

徵參

内、忝<sub>レ</sub>賜<sub>ニ</sub>待食<sub>ニ</sub>、且以<sub>ニ</sub>宮内卿徳大寺實則<sub>ニ</sub>賜<sub>ニ</sub>

御製和歌色紙一枚<sub>ニ</sub>曰、

嶋津忠義か家に久しく傳へたる犬追物をみて

いにしへのゆるのはまてのあとおひて

弓矢とる身のいさましきかな

1274

諸御書附留中

昨廿七日正午十二時御陪食被仰付候條、時限前御參

内可被爲在旨、宮内卿徳大寺實則殿より御達<sub>ニ</sub>、

同刻御平服<sub>ニ</sub>御參

内、御二階於御座洋御料理御頂戴、御陪食左之通、

近衛忠熙殿

九條道堯殿

久我建道殿

徳大寺實則殿

土方久元

吉井友實

右畢の御扣被爲在、條御達之處、御下座於

御前、宮内卿取次ニ由左之通御頂戴、

一御色紙壹枚 御製別紙寫之通

右被爲濟

御退座、御歸殿被爲在、

一今廿八日右爲御禮御參

内、

右之通御頂戴ニ付る者、恐悅御同慶之到奉存、此旨

形行及御問合、

十三年一月廿八日

袖ヶ崎

御家令

磯御邸

御家扶

おもひきや濱出の波の立かへり

かゝる御代にも逢はんものとハ

右犬追物

天覽之當日 忠義公よみて奉らせられしなりとなむ、

鳴津忠義か家に久しく傳へたる犬追物をみて、

いにしへの由井のはまてのあとおひて

弓矢とる身のいさまじきかな

1275 通達留

第三號

華士族當主死亡後相續人無之、親族協議ノ上家名預リ置、

追テ相續人ヲ定ムルハ、當主死亡後日數五十日ヲ過クヘ

カラス、若不得已事情有之、親族連印管轄廳へ延期願出

ルモノハ更ニ相當ノ猶豫ヲ與フルト雖、死亡後六ヶ月ヲ

過キ仍ホ相續人ヲ届出サルトキハ、其族稱ハ廢絶候儀ト

可相心得、此旨布告候事、

明治十三年一月廿九日

右大臣岩倉具視

1276

御系図 忠義公

十三年三月九日應

徵參 内、

皇后宮亦以「山岡鐵太郎」、賜

御製和歌色紙一枚、是忠義所ニ曩奉レ請者也、

御製曰、

見そなハす弓矢のわきにおほかたの

たけきこゝろも引おこすらむ

1277

御系図 忠義公

十三年四月二十四日

朝廷嘉賞忠義曩貽<sup>ニ</sup>東京府學費金三百圓<sup>一</sup>、賜銀盃一箇<sup>一</sup>、

諸御書附留中

從二位島津忠義

東京府學校資トシテ金三百圓差出候ニ付、爲其賞銀盃壹個下賜候事、

明治十三年四月廿四日

太政官

諸御書附留中

明治十四年 御臨幸之事問合

東西 上々様益々御機嫌能被遊御座、恐悅御同意奉存候、然者過ル九日午前五時ヨリ四ノ橋<sup>江</sup>被爲入、

聖上同七時 御出門ニテ 臨幸、直ニ三手之犬追物御初ニテ拾時頃相濟、拾一時ヨリ又々論之犬初り、拾二時比

ニ御都合能相濟、夫ヨリ御晝飯等 召上ラレ、相摸<sup>摸カ</sup>天覽、四時比ニ終り、直ニ 御本邸之様

行幸、御庭玉座<sup>此節新ニ被爲</sup>入、躑躅花<sup>開盤ノ時</sup>御慰覽、少頃ニシテ御曳入、東郷重持射術及ヒ琵琶歌等御觀聽相

成、夜九時三拾分比 還幸被爲成、直ニ御禮トシテ御參

内被遊、諸事何モ御都合能被爲濟候、同十三日午前九時

御出門ニテ

兩皇后様 行啓、直ニ能 御覽、且御庭御遊歩等被爲在、

夫ヨリ三曲<sup>三味線尺八</sup> 琵琶等 御聽相成、夜九時前 還御、

此節モ直ニ御禮 御參 内被遊、萬端何モ無御滯、第一

兩日共天氣宜御都合能被爲濟、難有奉御同悅候、右御左

右申越候條、玉里御邸<sup>江</sup>モ御披露給候様致度、此段及御

照會候也、

〔明治十四年〕

五月十七日

〔<sup>朱</sup>袖ケ崎

〔<sup>朱</sup>下

御家從

〔<sup>朱</sup>一本文拜承仕、恐悅御同心奉存候、則玉里御邸<sup>江</sup>モ御

披露申上候、此旨及御報候也、

五月卅日〕

御系図 忠義公

十四年五月九日

乘輿臨幸麻布第四橋傍吾別第一、

觀<sub>二</sub>犬追物<sub>一</sub>、忠義乃謹奉<sub>レ</sub>迎<sub>レ</sub>之、而忠義以下射手三組  
逐次行<sub>二</sub>之式<sub>一</sub>、始<sub>二</sub>于午前八時後<sub>一</sub>、終<sub>二</sub>于正午十二時<sub>一</sub>、  
乃

乘輿移

臨<sub>二</sub>袖崎甲第一<sub>一</sub>、時夫人・榎子女子清子・充子・常子・

知子・貞子亦忝奉<sub>レ</sub>拜<sub>二</sub>

天顏<sub>一</sub>、乃賜<sub>二</sub>忠義三組銀盃<sub>御敷</sub> 一組・錦<sub>同上</sub>二卷・銅花瓶<sub>同上</sub>

一對・折詰一折、既而

御<sub>二</sub>新樹<sub>一</sub>

叙<sub>二</sub>覽躑躅花<sub>一</sub>、久<sub>レ</sub>之而及<sub>レ</sub>復<sub>二</sub>

玉座<sub>一</sub>、

覽<sub>二</sub>東郷重持弓術<sub>一</sub>、及<sub>レ</sub>晚獻<sub>二</sub>御餐<sub>一</sub>、畢奏<sub>二</sub>琵琶・天吹

之薩曲<sub>一</sub>、午後十時

還幸、忠義徑參

内、拜<sub>二</sub>謝<sub>一</sub>

臨幸之辱<sub>一</sub>、

○十三日

皇太后宮

皇后宮

行<sub>二</sub>啓忠義袖崎甲第一<sub>一</sub>、忠義及夫人・榎子女子清子・充

子・常子・知子・貞子共奉<sub>レ</sub>迎<sub>レ</sub>之、而更拜<sub>二</sub>謁  
御座前<sub>一</sub>、

兩宮乃賜<sub>二</sub>忠義銀古都布<sub>御敷</sub> 一對・白羽二重一疋・折詰二

重<sub>一</sub>、少焉獻<sub>二</sub>晝飯<sub>一</sub>、終

兩宮

御<sub>二</sub>新樹<sub>一</sub>

觀<sub>二</sub>躑躅花<sub>一</sub>、久<sub>レ</sub>之及<sub>レ</sub>復<sub>二</sub>

玉座<sub>一</sub>、乃奏<sub>二</sub>猿樂及琴・三絃・尺八・鼓弓之絲竹<sub>一</sub>、後

彈<sub>二</sub>琵琶之薩曲<sub>一</sub>、半獻<sub>二</sub>晚餐<sub>一</sub>、午後八時

還幸、忠義徑參

内、拜<sub>二</sub>謝<sub>一</sub>

行啓之辱<sub>一</sub>、明日登<sub>二</sub>

青山御所<sub>皇太后宮御所</sub>亦拜<sub>二</sub>謝<sub>一</sub>之、

○二十七日應<sub>レ</sub>

徵參

内、更被<sub>レ</sub>

召<sub>二</sub>於御苑萩之御茶亭<sub>一</sub>、

東伏見宮及

伏見宮陪席、

上命奏<sub>二</sub>薩曲琵琶・天吹・柴笛<sub>一</sub>、忠義使<sub>レ</sub>善<sub>二</sub>其藝<sub>一</sub>者應<sub>レ</sub>

命、忠義獻<sup>ニ</sup>所自製天吹<sup>ニ</sup>乃見<sup>下</sup>

命<sup>ニ</sup>忠義<sup>一</sup>吹<sup>レ</sup>之、忠義奏<sup>ニ</sup>一曲焉、後見<sup>レ</sup>開<sup>カ</sup>内宴<sup>ニ</sup>、賜<sup>ニ</sup>御盃<sup>一</sup>、及<sup>ニ</sup>夜十一時三十分<sup>一</sup>退、

御書留中

1281の1

來ル廿七日午後四時被爲召候間、參

内可有之、此段申入候也、

十四年五月廿三日

宮内卿德大寺實則

從二位島津忠義殿

1281の2

一來ル廿七日午後四時被爲 召候間、參

内可仕旨御達之趣奉畏候也、

十四年五月廿三日

從二位島津忠義

宮内卿德大寺實則殿

1282

御書附留中

明治十四年五月廿七日日記抜萃

本日午後三時二十分 御出車 御參

内、麝香間<sup>ニ</sup>御扣、夫ヨリ宮内省<sup>ニ</sup>御通り、暫時御扣、

夫ヨリ萩ノ御茶屋<sup>ニ</sup>被爲召、東伏見宮御陪席ニテ鹿兒島

縣士族西幸吉ヲ被爲召、薩曲琵琶ノ彈并天吹・柴笛ヲ

聞召サレ、 從二位公ニハ御手作天吹御持參ノ處、

主上御手許<sup>ニ</sup>御用可相成御承知ニテ其儘御獻上、然ル處

從二位公<sup>ニ</sup>一曲御望被爲 在、御辭退不被爲出來、

御意<sup>ニ</sup>被爲應一曲御吹被爲成候處、

靱感不斜、畢テ御酒肴御頂戴、 御手自御盃迄モ御頂、

別テ御親<sup>ニ</sup>御催ニテ、夜十一時三十分頃 御退 朝、

十二時

御歸邸、

1283

御系圖 忠義公御子

――男女十人

――女子

和姫

明治十四年六月九日生於東京、母山崎拾女、十七年

九月十日夭亡、神號幼穉豐和姫命、

1284

御系圖 久光公

明治十四年七月十六日敍<sup>ニ</sup>勲<sup>一</sup>二等、

御系図 忠義公

明治十四年七月十六日

天皇親署<sup>レ</sup>名<sup>レ</sup>鈴<sup>レ</sup>璽、以<sup>ニ</sup>忠義<sup>一</sup>之<sup>レ</sup>敍、明治勲章之勲二等<sup>一</sup>、授<sup>ニ</sup>與<sup>レ</sup>旭日重光章<sup>一</sup>、

諸御書附留中

明十六日勲章授與式被行候<sup>ニ</sup>付、午前十時大禮服着用參内可有之候也、

明治十四年七月十五日

宮内卿徳大寺實則

從二位嶋津忠義殿

追テ實印持參之事、

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐タル日本國皇帝ハ、從二位嶋津忠義ヲ明治勲章ノ勲二等ニ敍シ、旭日重光章ヲ授與ス、仍テ汝ハ此位ニ屬スル禮遇及ヒ特權ヲ有スルヲ得ヘシ、

神武天皇即位紀元二千五百四十一年、明治十四年七月十六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈴セシム、

睦仁

天皇  
國體

大政大臣兼賞勲局總裁從一位勲一等三條實美

印実

議官兼賞勲局副總裁從四位勲二等大給恒〇

此證ヲ勘査シ第八千七百十號ヲ

以テ勲等簿冊ニ記入ス、

大日本  
帝印賞  
勲局印

賞勲局主事兼太政官大書記官從五位平井希昌〇

賞勲局一等秘書官兼太政官少書記官正六位横田香苗〇

御系図 忠義公

十四年十二月二十七日

朝廷嘉<sup>ニ</sup>賞忠義<sup>一</sup>貽<sup>ニ</sup>鎌倉雪下警察分署築費金拾圓<sup>一</sup>、賜<sup>ニ</sup>木盃<sup>一</sup>一箇<sup>一</sup>、

諸御書附留中

從二位勲二等嶋津忠義

神奈川縣鎌倉郡雪ノ下村警察分署新築費トシテ金拾圓差出候<sup>ニ</sup>付、爲其賞木杯壹個下賜候事、

明治十四年十二月廿七日

太政官

雜抄

臣等

誠恐誠惶謹テ十月十二日ノ勅諭ヲ奉讀シ、

聖意ノ存スル所ヲ知り感喜雀躍ノ至リニ堪ヘス、謹テ

勅諭ニ基キ微衷ヲ陳述セン、

勅諭ニ曰、立國ノ體國各宜シキヲ殊ニス、夫萬國ノ國體  
ヲ立テ、制度ヲ定ムル、或ハ風俗人情ニ據リ、或ハ沿革  
形勢ニ據リ、各其由リテ然ル所以ノ者アラサルハナシ、  
故ニ彼是宜シキヲ異ニシ、未タ遽ニ彼ヲ以此ニ加フヘカ  
ラス、我國ハ我國ノ據テ以テ立ツ所ノ者アリ、是乃チ我  
ノ國本ニシテ、萬古ヲ貫キ天地ヲ極テ易ヘカラサル者ナ  
リ、

聖意憲法ヲ定メラレントス、則チ國體ニ據テ立テサルヘ  
カラス、故ニ 勅諭先ツ此ニ及フ、是臣等ノ感喜雀躍ス  
ル所以ナリ、非常ノ事業ハ輕舉ニ便ナラスト、國家ヲ經理  
シ、萬世ノ制度ヲ定ル天下ノ事はヨリ大ナルハナシ、若  
シ一タヒ之ヲ誤ラハ躋ヲ噬ムトモ及ヘカラス、形勢ヲ察  
シ人情ヲ量リ之ヲ思ヒ又之ヲ思ヒ、弊ナク害ナキニ至リ、  
然ル後制定スヘキナリ、聖諭此ニ及フ、是臣等ノ感喜雀  
躍スル所以ナリ、我祖我宗照臨シテ上ニアリト、天祖業

ヲ肇メ統ヲ垂レ玉ヒシヨリ列聖相承ケ、上下ノ分畫然一  
定シ、一系連綿トシテ今日ニ至レリ、實ニ宇内無比ノ國  
體タリ、陛下天業ヲ嗣カセラレ、中興ノ隆運ニ乘シテ後  
世子孫繼クヘキノ基業ヲ立テラレ、以テ列聖在天ノ靈ニ  
對謁セラレントス、是臣等ノ感喜雀躍スル所以ナリ、國  
會ノ開設ハ、明治廿三年ヲ期シ、在廷臣僚ニ時日ヲ假シ  
テ之レヲ經畫セシムト、現今在下ノ士庶、往々自至自由  
ノ論ヲ主張シ、動モスレハ上ヲ敬セス法ヲ憚カラス、放  
肆ヲ以テ開明トシ、傲慢ヲ以テ高尚トシ、輕俊ヲ以テ才  
幹トシ、癡率ヲ以テ氣慨トシ、國會ノ論起リシヨリ舊々  
トシテ已マス、殆ント其舉動上ニ逼リ、君ヲ蔑ニスルカ  
如キモノアリ、今陛下大號ヲ發セラレ、實際ヲ限リ（存カ）左廷  
臣僚ヲシテ其法ヲ熟議セシム、蓋シ亦此時弊ヲ洞察シ、  
時ニ裁抑矯正シ、經畫宜キヲ得テ以テ聖意ニ協ハシメン  
トス、臣等ノ感喜雀躍スル所以ナリ、組織權限ニ至リテ  
ハ朕親ラ衷ヲ裁セント、國會ヲ唱フル者或ハ我國體ノ如  
何ヲ知ラス、風俗形勢ノ如何ヲ問ハス、西洋各國ノ國體  
ヲ立テ制度ヲ定メシ原由ヲ詳ニセス、直ニ其法ヲ摸擬シ  
テ之レヲ我レニ施サントスル者アラハ治安ヲ妨害スト言  
フヘシ、

陛下之ヲ顧慮シ玉ヒ、臣僚經畫ノ後聖衷ヲ以テ之ヲ裁制シ、方略權限都テ一定ノ制アリテ我國體ノ範圍ヲ出ス、之ヲ聖子神孫ニ貽シ、上ハ列聖神靈ヲ安シ、下ハ國內人

民ノ方向ヲ定メ玉ハントス、是臣等ノ最感喜雀躍スル所以ナリ、未臨ニ至リ國安ヲ害スル者ハ慮スルニ國典ヲ以テスヘシト、今日ノ形勢ヲ以テ之ヲ觀ルニ、事變ヲ煽搖シ國安ヲ妨害スル者、國憲一定ノ後ト雖モ之ナキヲ保チ難シ、何トナレハ時勢ノ遷轉ニ從ヒ、風俗モ亦隨テ推移

シ、昔日忠實ノ風替テ浮薄トナリ、言論ヲ以テ是非ヲ爭ヒ、倫理道義ノ何物タルヲ辨セス、名ヲ政論ニ假リ、辭

ヲ民權ニ侷(疵カ)シ、士庶ノ耳目ヲ眩惑シテ將ニ爲ス所アラン

カ、或ハ其論共和政治ニ似タル者アリ、知ラス國體ヲ紊ルニ至ル、若シ此等ノ漸アラハ、乞フ速ニ國典ヲ以テ之ヲ處シ、毫モ假借シ玉フコト勿レ、是臣等ノ切ニ希望スル處ナリ、臣等祖先以來歷朝ノ恩澤ニ浴シ、維新ノ際或ハ微功アルヲ以テ非常ノ恩惠ヲ蒙リ、叨リニ人民ノ上班

ニ列シ、感愧シテ爲ス所ヲ知ラス、不肖ノ身平素執ル所ノ業ナク、尸素ノ責ヲ免レズト雖トモ、一旦緩急事アルニ當リテハ身ヲ以テ 皇室ヲ保護シ、恩遇ノ萬一ニ報シ

奉ラントス、是臣等ノ素志ナリ、仰願クハ此

聖諭ヲ以テ終始ヲ貫キ、國體ニ據リテ國憲ヲ立テ、衆庶ヲシテ之ヲ率由セシメ玉ヒ、更ニ一會ヲ進メテ懇願スル所アラントス、

陛下尚春秋ニ富ミ玉ヒ、萬機親裁ノ今日ニ當リ、時ニ政廳ニ臨御庶政ニ練習シ玉ヒ、亦時ヲ以テ内閣諸大臣・諸省長官等ニ陪膳・陪座ヲ賜ヒ、親シク其言論ニ接シ玉フハ、全ク君德養生ノ爲ナラント恐察セリ、臣等因テ願フ、此事ヲ推廣ミ、重臣ハ勿論凡ソ在朝諸臣ヘモ親近ノ意ヲ垂レサセラレ、疑案・疑事等アラハ座ヲ賜ヒテ下問諮詢アリ、更ニ進講侍讀ノ員ヲ増シ、萬機ノ餘暇古今ノ治亂興敗ノ跡、忠孝倫理ノ道ヲ講究シ玉ハン事ヲ、是偏ニ風教ヲ厚クシ國體ヲ固クスルノ根本ニシテ、即チ又國會開設ノ時宸衷裁斷ノ基礎タルヘシ、臣等忌憚カラス萬死ヲ冒シ鄙衷ヲ叙ス、幸ニ憫諒ヲ垂レサセ玉ヘ、誠恐誠惶頓首云々、

明治十四年十二月廿七日

越前正二位松平慶永印

仙臺從二位伊達宗成印

從二位毛利元徳印

從二位島津忠義印



從三位池田茂政印

岡山從三位池田章政印

宇和島從四位伊達宗徳印

鳥取正五位池田輝知印

1290 御系図 忠義公

十五年三月二十八日應

徵參

内、忝<sub>レ</sub>觀<sub>ニ</sub>梅於御苑寒香亭<sub>一</sub>、又賜<sub>ニ</sub>

御盃<sub>一</sub>、

1291の1 諸御書附留中

來ル廿八日午後四時當御苑内寒香亭へ被爲 召候間、參

内可有之候、此段相達候也、

十五年三月廿五日

宮内卿徳大寺實則

從二位島津忠義殿

追而所勞差支等ニテ不參之節ハ早々申出可有之候、

此段副達候也、

1291の2

一來ル廿八日午後四時御苑内寒香亭へ被爲 召候間、參

内可仕旨御達之趣奉畏候也、

十五年三月廿五日

從二位島津忠義

宮内卿徳大寺實則殿

1292 御系図 忠義公

十五年十一月二十日爲<sub>ニ</sub>華族會館特撰幹事<sub>一</sub>、

諸御書附留中

1293 爲特撰幹事、

從二位嶋津忠義

明治十五年十一月二十日

華族會館 ○

1294 御系図 齊彬公

明治十五年十二月十五日

朝廷以<sub>ニ</sub>照國神社<sub>一</sub>、列<sub>ニ</sub>別格官幣社<sub>一</sub>、

1295 雜抄

鹿兒島縣

- 一金三百六拾圓 俸給
- 一同貳百八圓 雜給
- 一同五拾九圓 廳費
- 一同九拾六圓 祭典費
- 一同八拾圓 營繕費

照國神社經費

別紙

太政大臣三條實美圓

1296

雜抄

鹿兒島縣

照國神社經費別紙之通相定候條、十四年七月第六拾壹號  
 達之通可心得、此旨相達候事、  
 但本年度ニ屬スル分ハ月割ヲ以テ交付候儀ト心得ヘシ、  
 明治十六年二月二十日

照國神社 祭神贈從一位源齊彬  
 薩摩國鹿兒島郡山下町鎮座  
 右別格官幣社ニ被列候條、此旨相達候事、  
 明治十五年十二月十五日

太政大臣三條實美圓

1297

御系圖 忠義公御子

男女十一人

德之助

明治十六年七月二日生於東京、母山崎拾女、九月十  
 七日夭亡、神號眞玉德彥命、

1298の1

雜抄

鹿兒島縣

其管内照國神社例祭日之儀、別紙之通相達候條、此旨相  
 達外事、  
 明治十六年七月五日

別紙

內務卿山田顯義圓

照國神社

其神社例祭日、自今十月廿八日ニ被定候條、此旨相達候  
 事、

明治十六年七月五日

內務卿山田顯義

鹿兒島縣

其管内別格官幣社照國神社之儀ハ、自今常磐神社次列ニ被相定候條、此旨相達候事、

明治十六年九月七日

内務卿山田顯義印

御系図 忠義公

明治十七年三月六日

叡思嘉賞曩當ニ

皇城炎上ニ、忠義獻<sub>中</sub>金六千圓上、賜<sub>ニ</sub>金盃一箇<sub>一</sub>、宮内省

傳<sub>三</sub>之

詔<sub>一</sub>、

諸御書附留中

從二位勲二等島津忠義

明治六年

皇城炎上ニ付、金六千圓獻納候段神妙之至被 思召候、

依テ爲其賞金盃一個下賜候事、

明治十七年三月六日

宮内省

宮内省印

御系図 忠義公

十七年七月七日依<sub>ニ</sub>偉勲<sub>一</sub>特授<sub>ニ</sub>公爵<sub>一</sub>、

諸御書附留中

從二位勲二等島津忠義

依偉勲特授公爵

陸仁 天皇 御璽

明治十七年七月七日

宮内卿正四位勲一等伊藤博文判

勅書寫

朕惟フニ、華族勲冒ハ國ノ瞻望ナリ、宜シク授クルニ榮爵ヲ以テシ、用テ寵光ヲ示スヘシ、文武諸臣、中興ノ偉業ヲ翼贊シ、國ニ大勞アル者、宜シク均シク優列ニ陞シ、用テ殊典ヲ昭ニスヘシ、茲ニ五爵ヲ敘テ、其有禮ヲ秩ス、卿等、益ス爾ノ忠貞ヲ篤クシ、爾ノ子孫ヲシテ、世々其美ヲ濟サシメヨ、

明治十七年七月七日

臣 世爵ノ榮ヲ賜ヒ、併セテ

聖勅ノ辱キヲ拜ス、敬テ

皇祖ノ神靈ニ奉對シ、仰テ

盛旨ヲ欽ミ、益々忠誠ヲ致シ、永ク

皇室ノ尊嚴ヲ扶翼センコトヲ誓フ、庶幾クハ

神明此レヲ鑑ミ給ハンコトヲ、

華族一般

華族令別冊ノ通被 仰出候ニ付、此旨相達候事、

明治十七年七月七日

奉勅

宮内卿伊藤博文

華族令

第一條 凡ソ爵ヲ授クルハ 勅旨ヲ以テシ、宮内卿之ヲ

奉行ス、

第二條 爵ヲ分テ、公・侯・伯・子・男ノ五等トス、

第三條 爵ハ男子嫡長ノ順序ニ依リ之ヲ襲カシム、女子

ハ爵ヲ襲クコトヲ得ス、但現在女戸主ノ華族ハ、將來

相續ノ男子ヲ定ムルトキニ於テ、親戚中同族ノ者ノ連

署ヲ以テ宮内卿ヲ經由シ、授爵ヲ請願スヘシ、

第四條 嗣今有爵者又ハ戸主死亡ノ後、男子ノ相續スヘ

キ者ナキトキハ、華族ノ榮典ヲ失フヘシ、

第五條 有爵者ノ婦ハ、其夫ニ均シキ禮遇及名稱ヲ享ク、

第六條 華族戸主ノ戸籍ニ屬スル祖父母・父母及妻及嫡

長子孫及其妻ハ、俱ニ華族ノ禮遇ヲ享ク、

第七條 本人生存中、相續人ヲシテ爵ヲ襲カシムルコト

ヲ得ス、

但刑法又ハ懲戒處分ニ由リ、爵ヲ奪ヒ又ハ族籍ヲ削

ラレ、更ニ特旨ヲ以テ相續人ニ授クル者ハ此例ニ

アラス、

第八條 華族ノ戸籍及身ハ、宮内卿之ヲ管掌ス、

第九條 華族及華族ノ子弟、婚姻シ又ハ養子セントスル

者ハ、先ツ宮内卿ノ許可ヲ受クヘシ、

第十條 華族ハ、其子弟ヲシテ相當ノ教育ヲ受ケシムル

ノ義務ヲ負フヘシ、

1303

御系圖 久光公

明治十七年七月七日依ニ偉勲一授ニ公爵一、

1304

御系圖 忠義公御子

一男女十二人

一邦丸

明治十七年七月二十二日生於鹿兒島、母山崎拾女、  
十八年四月四日夭亡、神號愛邦眞稚彦命、

1305 御系図 忠義公 明治十七年

造士館者、安永中高祖父重豪所<sub>レ</sub>創建、而爲<sub>レ</sub>教<sub>ニ</sub>育藩内子弟<sub>ニ</sub>之處、及<sub>ニ</sub>父齊彬<sub>ニ</sub>亦宏<sub>ニ</sub>張<sub>レ</sub>之、而至<sub>ニ</sub>廢藩置縣之日<sub>ニ</sub>廢焉、後忠義雖<sub>レ</sub>猶爲<sub>ニ</sub>舊藩士子弟勸學<sub>ニ</sub>、給<sub>ニ</sub>學資縣設諸校<sub>ニ</sub>及<sub>ニ</sub>巨萬<sub>上</sub>、而未<sub>レ</sub>見<sub>ニ</sub>其効<sub>一</sub>、且所<sub>ニ</sub>豫期<sub>ニ</sub>給<sub>ニ</sub>與年限亦已盡矣、於是今茲十月忠義繼<sub>ニ</sub>父祖之志<sub>一</sub>、再建<sub>ニ</sub>造士館<sub>一</sub>、而以下<sub>レ</sub>從前所<sub>レ</sub>給<sub>ニ</sub>于諸校<sub>ニ</sub>之學資<sub>上</sub>移<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>之、以欲<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>舊藩士子弟卒<sub>ニ</sub>小學業<sub>一</sub>者入<sub>レ</sub>之、而講<sub>ニ</sub>忠孝彝倫之道<sub>一</sub>以養<sub>レ</sub>成才器德性<sub>上</sub>、乃就<sub>ニ</sub>縣令渡邊千秋<sub>一</sub>、受<sub>ニ</sub>文部省允<sub>一</sub>、爲<sub>ニ</sub>縣立中學<sub>一</sub>、因校長以下執務官及教師等各授<sub>ニ</sub>之職<sub>一</sub>、越翌十八年二月募<sub>ニ</sub>生徒<sub>ニ</sub>而試<sub>ニ</sub>驗<sub>レ</sub>之、茲撰<sub>ニ</sub>其合格者二百五十人<sub>一</sub>入學、後漸次增<sub>ニ</sub>生徒之員<sub>一</sub>、又演武館者附<sub>レ</sub>之、亦置<sub>レ</sub>師以教<sub>ニ</sub>武藝<sub>一</sub>云後雖至二十年十二月改爲、等中學制尙給學資如故

諸御書附留中

一今般學校御創建一條、珍彥殿上京之上鹿兒嶋出身夫々

に追々御面會、伊地知貞馨其他文部省學則をも通明之人々四五名、學務取調委員ヲ以着手相成、曩日以來珍彥殿、府下大學校ヲ始諸校々にも御參場、一般之体裁旁徧ク御觀察被成り、尤學課章程取調方等殆と成功之場合ニ立至り、依テ先ツ御別紙御願書草稿之分差廻外間、

御兩殿様被達 御聽、御吳存不被爲在りハ、御同案貳通清書被致、御捺印之上至急郵便<sub>ヲ</sub>御差廻給度、左外の學科課程表不日悉皆整頓之上、寫ヲ以可差廻外間相達外上、是亦

御兩殿様被達 御聽篤と

御尊慮被相同、御吳存不被爲在りハ、其段至急電信ヲ以御回答給り様いたし度、左外ハ、則御願書へ爰元扣置外學課程表相添、筋々被差出り様取計可仕り、右御願書之義、縣令添書ヲ以文部省へ被差出義外處、令ニも最早御用濟、歸縣之場合ニ相成り由り得共、御願書被差出り御都合迄ハ、特別ニ滯京被致只外事ニ候間、何分迅速御取計給り様希り、此段早々及御照會外也、

十七年十月廿一日

袖ヶ崎御邸

御家令

玉里御邸

御家令

磯御邸

御家扶

追而學校御創建之御趣意、旁文部省官員へ篤と申入相成り處、餘程貫徹宜敷、出格之評義ヲ以、縣立特種學校之名義ヲ被與り筋内定相成り趣ニテ、左りへハ、要点タル徵兵特令猶豫相成り由、御互ニ本望此事ニ御座り、

右ニ付朱書回答

一、<sup>(巻)</sup>本文相達、則

從二位様達 御聽り處、何も 思召寄不被爲在り、

正二位様當今二月田へ 御光越ニ付、かの御方へ差廻

し御披露相成り處、御同斷

思召寄不被爲在りと之御事ニテ、依テ御別紙御願書貳通

御捺印之上差廻り間、御落手給度、右一條ニ付而者萬

端好御都合之趣、御同幸之至諸事御配意想察致り、御

願書草稿相扣、此旨早々及御回答候也、

十一月三日

造士館再建之願

安永中先祖重豪舊藩子弟ノ爲ニ學校ヲ創立シ、造士館ト

稱シ、父齊彬ニ至リテ更ニ之ヲ宏張シ、親ク學問ノ趣旨

ヲ書シ、名分大義ヲ明ニシ、本末順序ヲ詳ニシ、節義ヲ

尚ヒ浮薄ヲ戒メ、切剛磨礪ノ方法ヲ教示シ、爾後相繼テ

訓督致來り、廢藩置縣ノ時ニ至リ始テ廢絶セリ、其後縣

下設立ノ學校アルヲ以テ、其補助トシテ年々金若干圓ヲ

寄附シ、全額殆ント五拾萬圓ニ及フト雖モ其効驗少ク、

學業熟達ノ者アルヲ見ス、且豫約ノ期限既ニ終ルニヨリ

一時之ヲ廢棄セリ、抑教育ハ一日モ忽ニスヘカラサルノ

要件ニシテ、德義ヲ涵養シ、終身ノ目途ヲ定ルハ全ク少

壯ノ時ニ在リ、其時ニ及ヒ、教導ノ道ヲ盡シテ其方向ヲ

誤ラシメサルハ、在上父兄ノ責ナリ、今ヤ縣下人士多ク

ハ資産ヲ失ヒ、其志アリテ其業ニ就クコトヲ得サル者多

シ、吾家數百年ノ情義アルヲ以テ之ヲ不問ニ置キ、坐視

傍觀スルニ忍ヒス、是ニ於テ父祖ノ遺意ヲ繼述シテ造士

館ヲ再興シ、縣立學校ノ免許ヲ受ケ、教則ハ文部省ノ布

達ニ基キ、年々金圓ヲ寄附シテ費用ニ充テ、其主管ヲ縣

令ニ委<sup>(托カ)</sup>托シ、縣下子弟ヲシテ入學セシメ、忠孝彝倫ノ道

ヲ本トシ、敦厚純樸ノ風ヲ養成シ、才德智能各其所長ニ

從テ暢達致サシメ度所存ニ付、其筋へ申請ノ儀相願候也、

明治十七年月日

從二位公爵御名印

鹿兒島縣令渡邊千秋殿

1306の3

書面縣立中學造士館設置之儀、其筋ニ稟議シ、認可ヲ得候條、此旨可相心得、尤開館日限之儀ハ、追テ告達可致事、

但造士館規則別冊之通相定候、且年々寄附之金額ハ、今後維持ノ日途厚ク相立、將來資金完備ノ日ハ之レヲ辭謝ス可シ、

明治十七年十二月四日

鹿兒嶋縣令渡邊千秋

右造士館再建願ニ付指令也

寫

1306の4

今般公爵島津忠義ヨリ、縣元中學造士館再興之儀願出、<sup>(立カ)</sup>認許相成<sup>レ</sup>上考、年々金九千四百圓ツ、寄附之筈ニ付、此旨拙者より具申致置<sup>レ</sup>也、

明治十七年十二月四日  
公爵島津忠義家令  
東郷重持

1306の5

右之通申出いたし置<sup>レ</sup>間、御都合ヲ以達御聽<sup>レ</sup>儀共可然御取計、及御依頼<sup>レ</sup>也、

十七年十二月廿三日  
東郷重持

武宮俊雄殿

迫水伊之丞殿

1306の6

嘗テ教育費トシテ寄附致候目下縣廳ニ有之殘額ニテ、師範學校及郡役所ヲ經テ舊三大區へ爲保護下附相成候分資金四萬圓餘、今般設立相成候縣立中學造士館開館ノ上ハ、右費途ノ内へ更ニ寄附致度、此旨相願候也、

但是迄郡役所ヨリ鹿兒島小學校へ下附相成候分ニテ、文部省ノ成規ニ基キ完全ノ教課ヲ設ケ、猶未夕保護ヲ必要ト認ル分ハ期限ヲ定メ、造士館資金ノ内ヨリ若干保護ノ筈御取計相成度候事、

明治十七年十二月四日  
公爵島津忠義

鹿兒嶋縣令渡邊千秋殿

書面ノ趣聞届候事、

1306の7  
明治十七年十二月四日

鹿兒嶋縣令渡邊千秋

1307

御系図 忠義公御子

一男女十三人

一女子

正姫マサ 正姫ナホ

明治十八年九月二十一日生於鹿兒島、母山崎拾女、

1308 御系図 忠義公

明治十九年四月遊ニ歷琉球、夫琉球者自三吾元祖忠久領ニ薩隅日及十二島、以來爲ニ世所ニ傳頌、而吾祖先未ニ會有レ到ニ其地ニ也、廢藩後雖ニ非ニ吾之所ニ管、而今也瀛船之便得ニ用容易涉ニ波濤萬里之險、故欲ニ一航以親覽ニ土地、是月十八日乘ニ我所有豐瑞丸、午前十一時後發ニ鹿港、弟忠濟亦同行、家令・家扶其他數人隨行焉、十九日着ニ大島、上陸滯島一日、二十一日復乘レ艦、二十二日入ニ那霸港、上陸滯琉一旬巡ニ諸地ニ閱ニ百事、五月二日就ニ歸航、艦又着ニ大島諸港、每港上陸、又避ニ風於口之永良部島、上陸后得ニ風定、發レ船、八日入ニ鹿港、忠義・忠濟各歸邸焉、是行也沖繩縣官及大島支廳官接待懇篤無レ不至矣、如ニ舊琉球藩王尚泰、今在ニ東京、然其嫡子尚典在琉焉、而今見下其禮遇恭敬之至暨中琉人島民之敬肅奉ニ戴乎吾ニ之深上也、詢可下以感中不忘ニ舊恩義ニ者上矣、

1309 御系図 忠義公

十九年七月七日

朝廷嘉ニ賞忠義曩給ニ鹿兒島縣下學校資金四萬六千四百餘圓、賜ニ金盃一組、

1310 諸御書附留中

從二位勳二等公爵御名

鹿兒島縣下學校資本トシテ金四萬六千四百餘圓寄附候段 奇特ニ付、爲其賞金杯壹組下賜候事、

明治十九年七月七日

賞勳局總裁

從三位勳二等伯爵柳原前光 ○○

元老院議官兼賞勳局副總裁

正四位勳二等子爵大給 恒 ○○

1311 御系図 忠義公御子

一男女十四人

一秀丸

改忠重

明治十九年十月二十日生於鹿兒島、母山崎拾女、



1312 御系圖 久光公

明治二十年九月二十一日敍從一位、

○十一月五日敍大勲位、

御系圖 忠義公

明治二十年九月二十一日敍正二位、

○二十九日先<sub>レ</sub>是與<sub>ニ</sub>父久光<sub>ニ</sub>共贊<sub>ニ</sub>成防海之事業<sub>一</sub>、獻<sub>ニ</sub>金

拾萬圓<sub>一</sub>、是日賞勲局奉<sub>レ</sub>

勅賜<sub>ニ</sub>金製黃綬褒章<sub>一</sub>、以表<sub>ニ</sub>彰之<sub>一</sub>、

諸御書附留中

從二位勲二等公爵島津忠義

特旨ヲ以テ位階被進、

明治二十年九月廿一日

宮内省

從二位勲二等公爵島津忠義

敍正二位

天皇  
御體

明治二十年九月廿一日

宮内大臣從三位勲二等子爵土方久元奉

〔<sup>朱</sup>右執事方日記廿年九月三十日電報ニ、昨廿九日正二位様御事從一位、從二位様御事正二位<sub>正</sub>御昇進トアリ、云々〕

日本帝國褒章之記

正二位勲二等公爵島津忠義

愛國ノ衷情ヲ表陳シ防海ノ事業ヲ贊成シ從一位勲一等公爵島津久光ト與ニ金拾萬圓獻納ス、依テ明治二十年五月二十三日

勅定ノ金製黃綬褒章ヲ賜ヒ茲ニ之ヲ表彰ス、

明治二十年九月廿九日

奉勅

大日本  
帝國賞  
勲局印  
朱印  
篆書

賞勲局總裁從三位勲二等伯爵柳原前光○

賞勲局副總裁從三位勲二等子爵大給恒○

此證ヲ勘査シ第十二號ヲ以テ

金製黃綬褒章簿冊ニ登記ス、

賞勲局書記官正五位勲五等平井希昌○

賞勲局書記官從五位勲五等横田香苗○

1314の3

1314の1

1314の2

御系圖 久光公

明治二十年十二月六日午前一時逝ニ去於玉里邸、享年

七十一、

天皇廢朝及

詔止ニ死刑ニ共三日矣、下、

勅使ニ高崎式部次官正風・股野法制局參事官琢・渡邊鹿

兒島縣知事千秋・多賀鹿兒島縣書記官義行等掌ニ葬儀、

田中大教正賴庸爲ニ葬祭齋主、而以ニ國祭ニ行ニ之儀、

又遣ニ富小路侍從敬直送ニ葬、且令ニ熊本鎮臺ニ出ニ儀仗

兵一大隊、越十有八日葬ニ於長谷場塋、題ニ墓表ニ曰ニ

前左大臣從一位大勲位公爵島津公墓、

諸御書附留中

寄附金變更ノ儀ニ付願

曩キニ造士館創設ノ際、同館維持ノ爲メ金四萬七千六百

二拾壹圓餘ト、外ニ年々金九千四百圓ト、寄致來候處、

今般同館ノ組織ヲ改良シ、高等中學校ニ寄附致シ、文部

大臣ノ管理ニ屬セシメ度候條、御允許相成度此段奉願度

候也、

明治廿年十二月五日

正二位公爵島津忠義

鹿兒島縣知事渡邊千秋殿

書面之趣聞届候事、

但寫ヲ以テ指令、

明治二十年十二月八日

鹿兒島縣知事渡邊千秋

縣立中學造士館

其館客年勅令第十六號諸學校通則第一條ノ手續ニ遵ヒ、

高等中學校ノ制ニ改メ、文部大臣ノ管理ニ屬セシメ度旨、

學資寄附者ノ願出ニヨリ、其筋ヘ稟申之處、聞届相成候

ニ付、自今廢止之儀ト心得ヘシ、

明治二十年十二月廿一日

鹿兒島縣知事渡邊千秋圓

1316の4

第三項 鹿兒島高等中學校維持費ハ公爵島津忠義ヨリ年

々寄附スル所ノ金九千四百圓ト、左記ノ現金及ヒ株券

ヨリ生スル所ノ利子金並ニ配當金凡壹萬圓トヲ以テ其

經費ニ充ツル事、

一金四萬七千六百貳拾壹圓九拾錢五厘

1316の3

1316の2

島津忠義寄附

一金五萬四千貳百圓參拾壹錢四厘

高島鞆之助寄附

野津道貫寄附

一金八千八百四拾五圓四拾錢七厘

有志者寄附金鹿兒嶋縣

知事へ依托ノ分

合計金拾壹萬六百六拾七圓六拾貳錢六厘

内金拾萬圓日本鐵道株券五千圓券貳拾枚

金壹萬六百六拾七圓六拾貳錢六厘現金

1317 御系函 忠義公

明治二十一年一月二十六日

朝廷嘉賞忠義曩施ニ與鹿兒島東千石馬場町其他二町罹災

窮民玄米三拾三石三斗三升餘、賜木盃一組、

1318 諸御書附留中

正二位勲二等公爵島津忠義

明治二十年八月薩摩國鹿兒島郡東千石馬場町外二ヶ町罹

災窮民へ、玄米三十三石三斗三升餘施與候段奇特ニ付、

爲其賞木杯壹組下賜候事、

明治廿一年一月廿六日

賞勲局總裁從三位勲二等伯爵柳原前光〇

賞勲局副總裁從三位勲二等子爵大給恒〇

1319 諸御書附留中

鹿兒島縣へ貫屬換願

私儀兼テ大隅國桑原郡山ヶ野、薩摩國日置郡芹ヶ野・同  
谷山郡谷山三ヶ所鑛山借區鑛業ニ從事致居候處、右ハ時  
々實地ニ就キ、經畫指揮ヲ要スル義少カラス、遠隔ノ地  
ニ在テハ不便ニ有之、己ニ先般來足痛療養ノ爲湯治御暇  
ノ許可ヲ得、鹿兒島縣下へ寄留、該事業ヲモ經營罷在候、  
然ルニ今般御省第五號を以テ、華族一般へ自今地方許可  
相成ヘキ旨被達候ニ付テハ、我儀鹿兒島縣江貫屬換ノ特  
許ヲ蒙リ、薩摩國鹿兒島郡ニ居住シ、力ヲ鋸山ノ事業ヲ  
專ラニシ、家計永遠ノ基ヲ固フシ、國家ノ思榮ヲ辱シメ  
サランコトヲ期シタク、殊ニ同縣下ハ祖先以來數百年居  
住ノ地ナレハ、土着ノ産業ヲ立ルニ於テ便宜ヲ得ルハ勿  
論、旁ヲ舊士民産業獎勵ノ道ヲ謀リ、國恩ノ萬一ニ奉答  
仕度至願ニ候間、特別ヲ以テ御許容被成下度、此段奉願

候也、

明治廿一年五月廿九日

正二位公爵島津忠義<sup>④</sup>

宮内大臣子爵土方久元殿

〔<sup>(朱)</sup>願之趣聞届候事、

明治廿一年六月一日

宮内大臣子爵土方久元<sup>①</sup>〕

1320 御系図 忠義公

二十一年六月一日

朝廷允<sup>レ</sup>請爲<sup>二</sup>鹿兒島縣貫屬<sup>一</sup>、初華族者以爲<sup>二</sup>宮内省所<sup>レ</sup>管、而當<sup>三</sup>常住<sup>二</sup>東京<sup>一</sup>也、以<sup>レ</sup>故忠義爲<sup>二</sup>東京府貫屬<sup>一</sup>、而客年有<sup>二</sup>同省第五號達<sup>一</sup>、則有<sup>レ</sup>故請<sup>レ</sup>轉<sup>二</sup>貫屬<sup>一</sup>亦可矣、於是呈<sup>レ</sup>書請<sup>レ</sup>移<sup>二</sup>住鹿兒島<sup>一</sup>以爲<sup>二</sup>鹿兒島縣貫屬<sup>一</sup>、乃見<sup>レ</sup>允<sup>レ</sup>之、

1321 御系図 忠義公

二十一年十一月九日

朝廷嘉<sup>三</sup>賞忠義曩納<sup>二</sup>元鹿兒島縣立中學造士館學資金三萬六千六拾五圓<sup>一</sup>、賜<sup>二</sup>金杯一組<sup>一</sup>、

1322 諸御書附留中

正二位勳二等公爵島津忠義

元鹿兒島縣々立中學造士館學資トシテ、金三萬六千六拾五圓餘寄附候段奇特ニ付、爲其賞金杯壹組下賜候事、

明治二十一年十一月九日

賞勳局總裁從三位勳一等伯爵柳原前光〇

賞勳局副總裁從三位勳二等子爵大給恒〇

1323 御系図 忠義公

二十二年十一月二十五日賞勳局奉<sup>レ</sup>

勅授<sup>二</sup>與

大日本帝國憲法發布記念章<sup>一</sup>、

1324 諸御書附留中

大日本帝國憲法發布記念章授與之證

正二位勳二等島津忠義

明治二十二年八月三日 勅令第百三號ノ旨ニ依リ、大日

本帝國憲法發布記念章ヲ授與ス、

明治二十二年十一月廿五日

奉勅  
大日本  
帝國賞  
勳局印

賞勳局總裁從三位勳一等伯爵柳原前光 ○

賞勳局副總裁從三位勳二等子爵大給恒 ○

此證ヲ勘査シ第三十號ヲ以テ大日本帝國憲法發布記念簿册ニ登記ス、

賞勳局書記官正五位勳四等平井希昌 ○

賞勳局書記官從五位勳四等横田香苗 ○

御系図 忠義公

二十二年十二月二十七日

天皇親署名鈴鑿敍ニ忠義勳一等、授ニ與瑞寶章、

1326 諸御書附留中

勳章御授與被爲在候條、來廿七日午前十時大禮服着用參内可有之候也、

明治二十二年十二月廿五日

式部長侯爵鍋嶋直大

勳二等公爵島津忠義殿

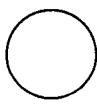
追テ實印持參可有之外也、

1327 諸御書附留中

天佑ヲ保有シ、萬世一系ノ帝祚ヲ踐タル日本國皇帝ハ、正三位勳一等公爵島津忠義ニ、明治勳章ノ旭日大綬章ヲ授與ス、即チ此位ニ屬スル禮遇及ヒ特權ヲ有セシム、神武天皇即位紀元二千五百五十年、明治廿三年十月廿一日東京帝宮ニ於テ親ヲ名ヲ署シ鑿ヲ鈴セシム、

睦仁

賞勳局總裁從二位勳一等伯爵柳原前光 ○



此證ヲ勘査シ第一萬三千二百五十七號ヲ以テ勳等簿册ニ記入ス、

賞勳局書記官正五位勳四等平井希昌 ○

賞勳局書記官從五位勳四等横田香苗 ○

1328 御系図 忠義公

二十三年十月二十一日

朝廷嘉賞忠義附ニ鹿兒島中郡宇村役場建築費金拾圓、賜ニ木盃一箇、

1329 諸御書附留中

天顏一伺二

内、奉レ拜二

親問二其安否一、後上京參

宸襟上、乃翌日搭二瀛艦一徑到二神戶一、先就二太子艦一面謁

皇上大惱中

其電報一也以爲、實所下以關二國家大難一而吾

西京一、越十五日巡二遊大津一途爲二狂客所レ傷、忠義聞二

傳大追物儀及藩士所レ傳士踊式一以供二一覽一、太子感二吾

款待之厚一、馨レ歡而歸焉、既而太子艦着二神戶一上陸至二

邸二而饗一、且座中陳二列古武具其餘珍器一、又行二吾家所レ

會二其所レ乘艦入二鹿兒島港一、五月六日忠義迎二之於吾磯

二十四年露西亞國皇太子伴二希臘國親王一至二日本國一、

御系圖 忠義公

1330

薩摩國鹿兒島郡中郡宇村役場建築費トシテ、金十圓寄附  
候段奇特ニ付、爲其賞木盃壹個下賜候事、  
明治廿三年十月廿一日  
賞勳局總裁從二位勲一等伯爵柳原前光印  
賞勳局副總裁從三位勲一等子爵大給恒印

正二位勲一等公爵島津忠義

1331

御系圖 忠義公御子

一男女十四人

一秀丸(忠重)

一富次郎(忠輔)

明治二十四年五月二十三日生於東京、母山崎拾女實母

女実近

二十六年三月七日先是忠義請下分二與資金參萬圓一以

別樹二富次郎家一於

朝廷上、是日

叔思一、既而聞二太子將レ還二國也一、乃抵二神戶一再就二其

艦一送二其別一、太子大感二吾之懇志一、贈二其所レ愛金製杯一

以爲二紀念一焉、會

鳳輦自二西京一幸二神戶一、忠義奉レ迎レ之而拜二龍顏一、

上御二太子艦一告レ別而

還幸、忠義扈而上京、

上賜二忠義御冠臺一箇及花瓶一對一、尋

上還二幸東京一、忠義參

内拜レ賜、且奉レ告レ別而出、奉レ送二

玉輦於七條停車場、後發レ京二十三日歸至二鹿兒島一、

朝廷允<sub>レ</sub>請、且以<sub>二</sub>

特旨被<sub>レ</sub>列<sub>二</sub>華族<sub>一</sub>、更依<sub>二</sub>忠義勲功<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>特授<sub>二</sub>富次郎男爵<sub>一</sub>、

諸御書附留中

正二位勲一等公爵島津忠義

鹿兒島縣鹿兒島警察署改築費トシテ、金二百圓寄附候段奇特ニ付、爲其賞木盃壹組下賜候事、

明治廿四年十二月十四日

賞勲局總裁正三位勲二等侯爵西園寺公望印

賞勲局副總裁從三位勲一等子爵大給 恒印

御系図 忠義公

二十五年四月十一日我賞勲局奉<sub>レ</sub>

勅、傳<sub>レ</sub>致露西亞國皇帝所<sub>レ</sub>贈<sub>二</sub>忠義<sub>一</sub>白鷺大綬章ト、併見<sub>レ</sub>

允<sub>レ</sub>佩<sub>レ</sub>之、

諸御書附留中

勲記譯

天佑ヲ保有シ、全露西亞國獨裁皇帝、波蘭王・芬蘭大公

及ヒ其他ニ君タル朕アレキサンドル第三世、日本國公爵

島津忠義ニ宣ス、卿ニ殊遇ヲ表セン爲メ、卿ヲ我帝國勲章ノ白鷺ノ士爵ニ敍セリ、茲ニ規則ニ由リ佩用スル爲メ、其勲章ヲ贈リ、以テ卿ニ我帝室ノ惠愛ヲ示ス、

アレキサンドル

一千八百九十一年十一月十五日於クルスク

賞勲局總裁コントウヲロンツヲフタシコフ

大日本帝國外國勲章佩用免許證

正二位勲一等公爵島津忠義

露西亜國皇帝陛下ヨリ贈與シタル

白鷺大綬章ヲ受領シ、及ヒ佩用スルヲ允許ス、

明治廿五年四月十一日

奉勅

大日本帝國勲章佩用印

(朱印)

賞勲局總裁正三位勲二等侯爵西園寺公望

賞勲局副總裁從三位勲一等子爵大給 恒

第八百三十二號ヲ以テ、外國勲章佩用免許簿冊ニ記入

ス、

賞勲局書記官從四位勲四等平井希昌

(朱)

賞勳局書記官正五位勲四等横田香苗(朱)○

1335 御系図 忠義公御子

— 男女十四人

— 秀丸

— 富次郎

— 諄之介(忠弘)

明治二十五年十月十八日生於鹿兒島、母山崎拾女実母

女実女、

1336の1 諸御書附留中 分家願

鹿兒島縣鹿兒島郡吉野村

九百三拾六番戸華族

忠義五男

島津富次郎

明治廿四年五月廿三日生

右之者今般資金參萬圓ヲ分與シ、同縣同郡同村同番戸へ分籍別戸致度、親族連署ヲ以テ此段奉願候也、

明治廿六年二月十五日

正二位公爵島津忠義(朱)○  
正四位公爵島津忠濟(朱)○

宮内大臣子爵土方久元殿

第五拾七號(朱)

願ノ趣聞届ク、

明治廿六年三月七日

宮内大臣子爵土方久元

(朱印)  
宮内大臣之印

1336の2 明七日島津富次郎へ授爵相成候條、右名代トシテ午前十一時大禮服着用、參 内可有之候也、

明治二十六年三月六日

式部長侯爵鍋島直大

從五位長崎省吾殿

島津富次郎

依父忠義勲功特授男爵

睦仁(卷)

天皇御覽

明治二十六年三月七日



宮内大臣從二位勲一等子爵土方久元（花押）

特旨ヲ以テ華族ニ被列、

島津富次郎

明治二十六年三月七日

宮内省

諸御書附留中

正二位勲一等公爵島津忠義氏

桓武天皇平安遷都千百年紀念祭協賛會ノ舉ヲ贊助シ、金二千五百圓ヲ寄セラル、仍テ茲ニ本會規約ノ正條ニ據リ、第一種紀念金牌ヲ贈リ、以テ其厚志ニ酬フ、

明治廿七年十一月八日

平安遷都千百年紀念祭協賛會總裁

大勲位熾仁親王

平安遷都千百年紀念祭協賛會會長

從三位公爵近衛篤麿

男爵島津富次郎氏

桓武天皇平安遷都千百年紀念祭協賛會ノ舉ヲ贊助シ、金

五拾圓ヲ寄セラル、仍テ茲ニ本會規約ノ正條ニ據リ、第五種紀念銀牌ヲ贈リ、以テ其厚志ニ酬フ、

明治廿七年十一月八日

平安遷都千百年紀念祭協賛會總裁

大勲位熾仁親王

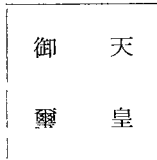
平安遷都千百年紀念祭協賛會會長

從三位公爵近衛篤麿

編集方萬留

正二位勲一等公爵島津忠義

敘從一位



明治二十八年六月十七日

宮内大臣從二位勲一等子爵土方久元奉

諸御書附留中

御太刀 江州高木住貞宗 壹振

右

還幸奉祝之爲メ御献上相成候ニ付、

御前へ差上候處、御満足被 思召候間、此段申入候也、

明治廿八年六月十八日

宮内大臣子爵土方久元

從一位公爵島津忠義殿

諸御書附留中

分家願

鹿兒島縣鹿兒島郡吉野村

九百三拾六番戸華族

忠義六男

島津諄之介

明治二十五年十月十八日生

右之者今般資金參萬圓ヲ分與シ、同縣同郡同村同番戸へ

分籍別戸致度、親族連署ヲ以此段奉願候也、

明治二十八年八月廿四日

從一位公爵島津忠義

從三位公爵島津忠濟

宮内大臣子爵土方久元殿

〔爵局一指令甲第二二五號〕

〔奉〕  
一願ノ趣聞届ク、

明治廿八年九月廿六日

宮内大臣子爵土方久元

〔奉〕  
〔宮内大臣印〕

島津諄之介

1340の2

授男爵

睦仁  
〔奉〕  
天皇  
御體

明治二十八年九月二十六日

宮内大臣從二位勲一等子爵土方久元〔花押〕

島津諄之介

特旨ヲ以テ華族ニ被列、

明治二十八年九月二十六日

宮内省

1340の3

〔奉〕  
〔服紙〕  
諄之介

臣 世爵ノ榮ヲ賜ヒ、併セテ

聖勅ノ辱キヲ拜ス、敬テ

1340の4

從三位公爵島津忠濟

從一位公爵島津忠義

宮内大臣子爵土方久元殿

皇祖ノ神靈ニ奉對シ、仰テ  
盛旨ヲ欽ミ、益々忠誠ヲ致シ、永ク

皇室ノ尊嚴ヲ扶翼センコトヲ誓フ、庶幾ハ神明此レヲ鑑  
ミ給ハンコトヲ、

〔朱〕  
一摺紙

御位在ラセラレハ  
年号月日御位記共 御姓名

〔朱〕  
一張紙

但是ハ御差出當時ノ年月日  
本書ハ御丁年ニ成ラセラレ候節、附箋之通り御記入御差出相  
成外様承知仕外

1340の5

〔第壹三貳號〕

明治廿八年九月廿六日袖ヶ崎島津家庶務方

諄之介様御授爵御願ニ付、自然御達之節、御代理人御親  
族之内ヨリ相定人名申出置候様、過日長崎省吾氏ヨリ承  
知仕、差掛之儀ニ付、島津忠亮殿江御依頼申上置候處、  
今二十六日午前十時三十分宮内省江御出願相成候様昨日  
御達之由、今日久中ニモ參省仕候處、別紙寫之通

諄之介様被授男爵候旨御承知之段、忠亮殿ヨリ拜承仕、  
誠ニ以恐悅之御儀御同意奉存候、則今日久中退省ヨリ土

1342の1

編集方萬留

嗣子改名願

方宮内大臣・田中同次官・徳大寺侍從長・岩倉爵位局長江  
御禮廻相勤候、右御本書之儀ハ、追テ慥ナル便ヲ以差上  
候様可仕候條、旁宜御披露成給度、左候テ乍恐任職中一  
同ヨリ御祝儀奉申上候間、御都合ヲ以宜御上申成給度、  
此旨及御照會候也、

袖ヶ崎御邸

御家扶

磯御邸

御令扶衆

1341

編集方萬留

定籍御届

私六男

島津諄之介

今般華族ニ列セラレ、男爵ヲ授ケラレ候ニ付テハ、鹿兒島  
縣薩摩國鹿兒島郡吉野村九百三十六番戸へ定籍仕り間、  
此段御届仕候也、

明治二十八年十一月十八日 公爵島津忠義

宮内大臣伯爵土方久元殿

嗣子

島津秀丸事

タマシゲ  
忠重

祖先忠久以來、忠及久ノ二字ヲ多ク交用シ來リ候處、義

久天文年中將軍足利義輝ノ偏諱ヲ受ケシヨリ私代ニ至ル

迄、代々家督ヲ相續スレハ、即チ當代將軍ノ偏諱ヲ受ケ、

改名スルヲ以テ慣例ト相成居候ヘ共、最初ハ多ク忠及久

ノ二字ヲ襲用シ來リ、私ニモ御維新後忠ノ字相用候次第

ニ付、右秀丸儀モ先例ニ據リ忠字ヲ襲用爲致度、此段御

聽許被成下候様奉願上候也、

明治廿八年十一月三十日 從一位公爵島津忠義㊦

宮内大臣伯爵土方久元殿

鹿兒島縣鹿兒島郡吉野村

吉野九百三十六番戸

公爵島津忠義四男

島津秀丸

明治十九年十月生

タマシゲ  
「忠重」

右者宮内省願濟之上、頭書朱記之通改名致候間、別紙寫  
相添此旨及御届候也、

明治二十八年十二月 鹿兒島縣鹿兒島郡吉野村

吉野九百三十六番戸

公爵島津忠義

鹿兒島縣知事子爵加納久宜殿

(朱)  
爵位局指令甲第三三六號

(朱)  
一願ノ趣聞届ク、

明治廿八年十二月九日

宮内大臣伯爵土方久元

(朱)  
印

寫

改名届

花

押

集

## 例言

- 一 本巻所収文書に用いられている花押全部を収載したが、同一人の同一花押と判断できるものは、その典型的なものを採った。
- 一 原則として底本から模写したが、島津氏花押涉覽・花押藪（ともに東京大学史料編纂所蔵本）を参照した。
- 一 収載した花押と、本巻所収文書との関連を示すために、花押集に付した通し番号を所収文書の花押の位置に付した。
- 一 二種以上の花押が用いられているものは、番号を別にして、これを収載した。
- 一 通し番号は、文書の配列（おおむね編年順）に従い、初出の花押にこれを付した。
- 一 花押は、その大きさは適宜縮小・拡大して収載した。

歴

5 島津久光

𠄎

1 島津齊彬

𠄎

6 島津忠義

𠄎

2 島津齊興

𠄎

7 有栖川熾仁

𠄎

3 島津茂久

𠄎

4 徳川家茂

文書・記事目録



## 例 言

一この目録は、本巻に収められた文書・記事の全部を、底本の配列に従い、通し番号を付して収録したものである。

一文書は、番号のほか、年月日、文書題を記載し、記事は年月日の欄に（記事）と記し、かつ記事題を付した。

一文書の年月日のうち、追筆（朱書または朱カキの注あり）の年紀は（ ）、原文書記載の年紀はそのままとし、追筆年紀で疑義のあるものは「      」で囲んで区別した。

一年紀を欠くものうち、明らかに推定しうるものは「      」で囲んだ。

一孟春（正月）、林鐘（六月）、暮秋（九月）、孟冬（十月）、霜月（十一月）、大呂（十二月）などの月の異称ならびに、念（二十日）はすべて数字に、また、烏糞は日に改めたが、朔日、晦日はそのまま残した。

番号 年 月 日 文書・記事題

番号 年 月 日 文書・記事題

一 篤姫齊彬女系譜抄

一三〔天保八年〕十月 幕府指図書

二 天保七年 四月廿八日 東風平安度起請文前書

一四 天保九年 一月十一日 島津齊興吉書

三 天保七年 四月廿八日 浦添朝意起請文前書

一五 於定久光系譜抄

四 (記事) 齊興等將軍ノ退隱布告ヲ聞ク

一六 (記事) 立久室ノ忌日ヲ牌記ニヨリ定ム

五 (記事) 齊興幕府へ献金ヲ賞セラル

一七 島津久風申渡書

六 天保七年 十一月廿八日 島津久風外二名家連署知行目録

一八 天保九年 一月 廿日 島津久風外二名家連署証状

七 於備久光系譜抄

一九 (記事) 齊興参府途上、伏見ニ御鷹ノ鶴ヲ拜領ス

八 天保八年 一月十一日 島津齊興吉書

二〇 家老座申渡書

九 (記事) 齊興御鷹ノ鶴ヲ拜領ス  
齊興告ヲ賜ハリ備因ス

二一 (記事) 齊彬、齊興名代トシテ登城ス

一〇 島津齊興誓紙差出一件

二二 武家諸法度

の一 四月十一日 島津齊興伺書

二一 天保九年 二月廿一日 武家諸法度

の二〔天保八年〕 四月十一日 近藤隆左衛門首尾書

の二 二月廿二日 松平齊民添書

の三 五月十七日 幕府指図書

の三 大広間諸大名交名

の四 五月十七日 須田盛昭付大目廻状

の四 二月廿五日 井上逸作首尾書

の五 五月十七日 半田嘉藤次首尾書

の五 二月十九日 幕府大目付添状

の六〔天保八年〕 五月十七日 近藤隆左衛門首尾書

の六 二月 幕府老中触書

の七 代替誓詞者名書

の七〔天保九年〕 二月十九日 近藤隆左衛門首尾書

の八 天保八年 五月十八日 島津齊彬起請文前書

の八 武家諸法度頒布次第書

の九〔天保八年〕 五月十八日 井上逸作首尾書

の九〔天保九年〕 二月廿一日 半田嘉藤次首尾書

の二〔天保八年〕 五月廿九日 猪飼尚敏書状

の二 三月 島津久風申渡書

一一 天保八年 五月 九日 兼城朝恵起請文前書

二三 四月 (記事) 齊興、西丸造宮ニ献金ノ為、領

一二 澄姫齊彬女系譜抄

二四 (記事)

- 内ニ節儉ヲ命ズ  
 齊興齊興宮ニテ参府ノ礼ヲ述ブ  
 酒國冊使琉球ニ来リ勅書ヲ授ク  
 齊興御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス  
 邦姬齊興系譜抄  
 吉貴室ノ牌ヲ再ヒ瑞輪寺ニ置ク  
 島津久浮申渡書  
 齊興、重豪ノ祭資ヲ附ス  
 島津久風申渡書  
 靈龍院位牌瑞輪寺ニ再選一件  
 近藤隆左衛門外二名連署申渡書  
 半田嘉藤次首尾書  
 瑞輪寺請書  
 齊興宰相ニ任ゼラル  
 島津齊興位階昇進二件  
 猪飼尚敏書状  
 幕府老中沙汰書  
 島津齊興宮中礼席一件  
 島津齊興伺書  
 宮中礼席例書  
 幕府老中指圖書  
 猪飼尚敏書状  
 島津久風外二名名家連署申渡書  
 島津久風外二名名家連署知行目録  
 島津久風外二名名家連署知行目録  
 島津齊興宮中礼席一件
- 一 十二月 四日 松平乘寛外三名幕府連署状  
 二 江戸藩邸記録  
 三 幕府老中沙汰書并藩邸記録  
 四 天保九年 十三月 五日 松平乘寛外三名幕府連署状  
 五 天保九年 五月 碓山久徳首尾書  
 四〇 島津齊興白綾着用伺一件  
 四一 十二月廿八日 島津齊興伺書  
 四二 一月 三日 猪飼尚敏書状  
 四三 天保十年 一月十一日 島津齊興吉書  
 四四 天保十年 二月廿二日 調所広郷書状  
 四五 天保十年 二月廿四日 仁孝天皇女房奉書  
 四六 幕府老中達書  
 四七 島津齊興達書  
 四八 島津齊彬沙汰書  
 四九 五月 島津齊興書  
 五〇 五月 家老座首尾書  
 五一 四月 幕府老中達書  
 五二 九月十五日 島津久備証状  
 五三 天保十年 十月 一日 島津久風外四名名家連署知行目録  
 五四 天保十年 十月 一日 島津久風外四名名家連署知行目録  
 五五 天保十年 十月 十六日 島津久風外三名名家連署証状  
 五六 天保十年 十月 十六日 島津久風外三名名家連署証状  
 五七 天保十年 十月 十六日 齊興西丸修築費獻金ヲ賞セラル  
 五八 十二月 家老座申渡書  
 五九 天保十一年 一月十一日 島津齊興吉書

- 五五 幕府達書  
齊興ニ近衛忠熙ヨリ官服ヲ賜フ  
七五 天保十三年 三月廿一日 島津久風証狀  
家老座達書
- 五五 (記事)  
忠徳久光 系譜抄  
七七 齊興、琉使ヲ率ヒ參府ス
- 五七 天保十一年 五月 八日 小祿良恭起請文前書  
七八 包次郎久光・於寛久光系譜抄
- 五八 (記事)  
齊宣正四位上ニ叙セラル  
七九の一 天保十三年 八月 廿日 島津久風外四名家老連署証狀
- 五九 島津齊宣位階昇進一件  
七九の二 天保十三年 八月 廿日 島津久風外四名家老連署証狀
- の二 幕府老中達書  
八〇 島津久浮達書
- の二 (天保十一年)十一月 五日 島津久宝書狀  
八一 齊興、緜豊ノ祢廟ヲ遷ス
- 六〇 天保十二年 一月十一日 島津齊興吉書  
八二 九月 島津久浮外二名家老連署申渡書
- 六一 (記事)  
齊興告ヲ賜ハリ帰國ス  
八三 齊興正四位上ニ叙セラル
- 六二 (天保十一年) 二月 三日 島津久宝書狀  
八四の一 天保十三年十二月 一日 島津齊興叙正四位上口宣案
- 六三 天保十二年 四月廿四日 国吉朝章起請文前書  
八四の二 上卿職事等書立
- 六四 久治久光 系譜抄  
八四の三 天保十三年十二月 一日 島津齊興叙正四位上位記
- 六五 五月 菱刈隆観申渡書  
八五 十二月 八日 菱刈隆観申渡書
- 六六 (天保十三年) 三月 島津齊宣論書  
八六 幕府沙汰書
- 六七 (記事)  
齊宣、徳川家齊ノ遺物ヲ賜ハル  
八七 十二月 菱刈隆観申渡書
- 六八 (記事)  
齊宣薨ジ、福昌寺ニ於テ葬礼・  
八八 登城装束同一件  
法事行ハル  
八八 五月廿一日 島津齊興同書
- 六九 齊興、幕府ニ金米拝借ヲ請フ  
の二 十一月十四日 島津齊興同書
- 七〇 (記事)  
齊興、父公齊宣ノ葬礼ヲ行フ  
の三 (天保十三年) 八月廿九日 近藤隆左衛門首尾書
- 七一の一 十月廿七日 水野忠邦外二名幕府連署狀  
の四 (天保十三年) 十一月十七日 近藤隆左衛門首尾書
- 七一の二 十月廿七日 間部詮勝・井上正春西丸連署狀  
の五 (天保十三年) 十一月廿九日 調所広郷書狀
- 七二 天保十二年十一月 八日 島津久風外四名家老連署知行目録  
八九 天保十四年 一月十一日 島津齊興吉書
- 七三 天保十二年十一月 九日 島津久風外四名家老連署証狀  
九〇 齊興更ニ節候ノ令ヲ出ス
- 七四 (記事)  
齊興、義弘肖像ヲ大乘院ニ移ス  
九一 二月 島津齊興論達

九二 (記事) 齊彬、修理大夫ト改称ス

九三 勝姫齊興養女系譜抄

九四 天保十四年 二月廿七日 仁孝天皇女房奉書

九五 十二月 菱刈隆観申渡書

九六 天保十五年 一月十一日 島津齊興吉書

九七 (記事) 齊興參勤途上ニ御鷹ノ鶴ヲ拝領ス  
日光廟ニ参詣ス

九八 幕府指圖書

九九 齊興御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス

一〇〇 珍彦久光男系譜抄

一〇一 (記事) 弘化改元  
齊興告ヲ賜ハル

一〇二 天保十五年十二月廿八日 島津久宝外四名老家連署知行目錄

一〇三 (弘化元年) 十二月廿三日 広敷用人調書

一〇四 (弘化元年) 十二月廿九日 赤松主水書状

一〇五 広大院室齊法号安置一件

の一 (弘化元年) 十二月廿三日 調所広郷・赤松主水連署書状

の二 十二月 三日 島津齊興同書

の三 (弘化元年) 十二月 三日 半田嘉藤次首尾書

の四 (弘化元年) 十二月十二日 半田嘉藤次首尾書

の五 十二月十三日 淵辺仁右衛門首尾書

の六 (弘化元年) 十二月十三日 半田嘉藤次添書

一〇六 (記事) 齊興帰國ス

一〇七 (記事) 齊興日州諸郷ヲ巡視ス

一〇八 於直久光女・忠欽久光男系譜抄

一〇九 寛之助齊彬男系譜抄

一一〇 菱刈隆観申渡書

一一〇の二 調所広郷申渡書

一一一 弘化二年 十月廿二日 島津久宝外四名老家連署知行目錄

一一二 弘化二年 十二月 二日 島津久宝外四名老家連署副書

一一三 弘化二年 十二月廿二日 島津久宝外三名老家連署知行目錄

一一四 弘化三年 一月十一日 島津齊興吉書

一一五 (記事) 齊興參勤ス  
齊興シテ参府ノ札ヲ述フ

一一六 齊興生母卒ス

一一七 (記事) 齊彬齊彬・將軍ニ賜告ヲ拝領ス  
齊彬齊彬・將軍ニ賜告ヲ拝領ス

一一八 島津齊興達書

一一九 (記事) 齊興千眼寺高ヲ増付ス

一二〇 弘化三年 十月十二日 島津久武外二名老家連署知行目錄

一二一 (記事) 齊興帰國、齊彬参府ス

一二二 島津寛之助縁組一件

の二 (弘化四年) 二月 九日 調所広郷書状并添書

の二 二月 調所広郷口上覚

の三 二月 調所広郷口上覚

の三 島津寛之助縁組一件

の二 (弘化四年) 四月廿四日 島津久徳書状并添書

の二 四月十七日 今大路孝光書状

一二四 四月 島津齊興諭達

一二五 弘化四年 五月 七日 座喜味盛普起請文前書

一二六の二 弘化四年 九月廿八日 調所広郷老家証状

一二七 弘化四年 九月廿八日 調所広郷副状

一二八 (記事) 軍役方改革通達  
齊興慶長役ノ追薦ヲナス

一二九	(記事)	齊興花尾山ニ頼朝ノ法会ヲ修ス	一五三	島津齊興達書
一三〇	盛之進 <small>齊彬</small> 系譜抄	一五四	虎寿丸 <small>齊彬</small> 系譜抄	
一三一	十一月	一五五〔嘉永二年〕	六月廿七日	
一三二	弘化五年	一五六	廣敷用人調書	
一三三〔弘化五年〕	一月十一日	一五七	齊興、般若院ニ軍神ノ祠ヲ建ツ	
一三四	一月	一五八	川上久封外四名 <small>家老</small> 連署知行目録	
一三五の二	給地高改正通達書	一五九	於郷・於盛 <small>久光</small> 系譜抄	
一三五の二	一月	一六〇	齊興、家定婚禮ノ智品ヲ賜ハル	
一三六	士風教戒書	一六一	島津齊興吉書	
一三七〔弘化五年〕	一月	一六二	齊興御鷹ノ鶴ヲ拝領ス	
一三八	二月	一六三	齊興、幕府ヨリ借金ノ許ヲ受ク	
一三九	嘉永改元	一六四	齊興、琉使ヲ率ヒ参府ス	
一四〇	(記事)	一六五	齊興参府ス	
一四一〔弘化五年〕	四月三二日	一六七	琉使ヲ随伴シ米ヲ拝領ス	
一四二	四月	一六八	齊興襲封以來ノ恪勤ヲ賞セララル	
一四三	五月	一六九	島津齊興吉書	
一四四	五月	一七〇の二	暁姫 <small>齊彬</small> 系譜抄	
一四五	調所広郷申渡書	一七〇の三	齊興御鷹ノ鶴ヲ拝領ス	
一四六	調所広郷申渡書	一七一	齊興告老、齊彬襲封ヲ許サレ、之ヲ謝ス	
一四七	調所広郷申渡書	一七二	齊彬初入部ス	
一四八	齊興改革期間ヲ二年延期ス	一七三	島津齊興達書	
一四九	齊興参府ス	一七四	島津齊興達書	
一五〇	(記事)	一七五	島津久徳添書	
一五一	八月	一七六	島津久徳添書	
一五二	嘉永元年	一七七	每叫条書略	
	十一月廿六日	一七八	島津齊彬家督一件	
	(記事)	一七九	島津齊興讓狀	
	齊興御鷹ノ鶴ヲ拝領ス	一八〇	重物目録	
	齊興告ヲ賜ハリ帰國ス	一八一	島津家重物覽書	
	(記事)	一八二		
	齊興、祖父ニヨリ軍法ヲ設ク	一八三		
		一八四		
		一八五		
		一八六		
		一八七		
		一八八		
		一八九		
		一九〇		
		一九一		
		一九二		
		一九三		
		一九四		
		一九五		
		一九六		
		一九七		
		一九八		
		一九九		
		二〇〇		

- 一七三 島津齊興・斉彬明細書  
二月 四日 阿部正弘外四名<sup>老中</sup>連署状
- 一七四 二月 四日 阿部正弘外四名<sup>老中</sup>連署状
- 一七五 嘉永四年 四月 五日 島津斉彬証状并家老添状
- 一七六 嘉永四年 五月 廿二日 浦添朝喜起請文前書
- 一七七一 嘉永四年 五月 廿三日 座喜味盛普起請文前書
- 一七七八 嘉永四年 五月 廿三日 池城安巳起請文前書
- 一七九 嘉永四年 五月 廿三日 国吉朝章起請文前書
- 一八〇 嘉永四年 七月 廿七日 島津斉彬内意書
- 一八一 某日誌抄
- 一八二 嘉永四年 九月 廿六日 島津久宝申渡書
- 一八三 嘉永四年 十月 島津久宝申渡書
- 一八四 嘉永五年 一月 十一日 島津斉彬吉書
- 一八五 嘉永五年 一月 島津斉彬「常平倉大意考」并家老連署申渡書
- 一八六 (嘉永五年) 四月 諸事心得書
- 一八七 五月 諸士風俗教戒書
- 一八八 嘉永五年 五月 廿一日 大里朝教起請文前書
- 一八九 嘉永五年 六月 六日 金武正孟起請文前書
- 一九〇 久封<sup>男久光</sup>系譜抄
- 一九一 (記事) 齊興御鷹ノ鶴ヲ拝領ス
- 一九二 某日誌抄
- 一九三 典姬<sup>齊彬女</sup>系譜抄
- 一九四 齊興御鷹ノ雲雀ヲ拝領ス  
(記事)
- 一九五 某日誌抄
- 一九六 (嘉永五年) 八月 島津斉彬条書
- 一九七 嘉永五年 八月 廿三日 島津久宝外三名<sup>老中</sup>連署証状
- 一九八 (記事) 齊彬從四位上中將ニ叙任セラル
- 一九九 嘉永五年 十二月 十六日 島津斉彬叙從四位上口宣案
- 二〇〇 嘉永五年 十二月 十六日 島津斉彬任左近衛權中將口宣案
- 二〇一 嘉永五年 十二月 十六日 上卿職事等書立
- 二〇二 嘉永五年 十二月 十六日 島津斉彬任左衛權中將宣旨
- 二〇三 嘉永六年 一月 十一日 島津斉彬叙從四位上位記
- 二〇四 嘉永六年 一月 十一日 島津斉彬吉書
- 二〇五 嘉永六年 三月 三日 孝明天皇女房奉書
- 二〇六 嘉永六年 五月 島津久宝申渡書
- 二〇七 五月 島津久宝申渡書
- 二〇八 (嘉永六年) 七月 廿七日 於成<sup>女久光</sup>系譜抄
- 二〇九 八月 十九日 島津斉彬意見書
- 二一〇 齊興・徳川家慶ノ遺物ヲ拝領ス  
(記事)
- 二一一 島津斉彬達書
- 二一二 寧姬<sup>齊彬女</sup>系譜抄
- 二一三 島津久宝申渡書
- 二一四 某日誌抄
- 二一五 道中行列鉄砲備伺一件
- 二一六 九月 島津斉彬同書
- 二一七 九月十五日 島津斉彬同書

- の二〔嘉永六年〕十二月 十日 早川五郎兵衛首尾書  
 の三 十二月 五日 島津斉彬追願書  
 の四〔嘉永六年〕十二月 五日 早川五郎兵衛首尾書  
 の五 十二月十四日 半田嘉藤次首尾書  
 の六〔嘉永六年〕十二月十四日 半田嘉藤次首尾書  
 の七〔嘉永六年〕十二月十七日 末川久平・島津久福老家連署書状  
 二二三 嘉永七年 一月十一日 島津斉彬吉書  
 二二四〔嘉永七年〕 一月 島津斉彬教諭書  
 二二五 島津虎寿丸縁与一件  
 の一 島津久宝首尾書  
 の二 二月十九日 島津久宝口達控書  
 の三 二月十九日 島津斉彬使者口上  
 の四 進上物目錄  
 の五 進上物覚書  
 の六 二月 近衛忠熙返答内意書  
 の七 二月 近衛忠熙・忠房答書  
 の八 二月 近衛信君答書  
 の九〔嘉永七年〕三月十九日 島津久宝書状  
 二二六 嘉永七年 五月廿九日 榊山久成外三名老家連署申渡書  
 二二七 島津斉彬代替誓詞一件  
 の一 五月 十日 柳生久包付大目指図書  
 の二 五月 十日 幕府老中指図書  
 の三〔嘉永七年〕五月 十日 西筑右衛門首尾書  
 の四 嘉永七年 五月十一日 島津斉彬起請文前書  
 の五〔嘉永七年〕五月廿九日 島津久宝書状
- 二一八 武家諸法度頒布一件  
 の一 九月廿六日 松平齐民口上覚  
 の二 九月 幕府指図書  
 の三 廻状巡達名書  
 の四 九月廿三日 阿部正弘外五名連署書状  
 の五 九月廿四日 島津斉彬届書  
 の六〔嘉永七年〕九月廿五日 西筑右衛門首尾書  
 の七〔嘉永七年〕九月廿四日 西筑右衛門首尾書  
 の八〔嘉永七年〕九月廿三日 半田嘉藤次首尾書  
 の九 九月廿三日 島津斉彬請書  
 の一〇〔嘉永七年〕九月廿五日 西筑右衛門首尾書  
 の一一 十二月 川上久封申渡書  
 の一二 九月廿三日 浅野齐肃・細川齐護家来回状  
 の一三 九月廿三日 大目付添書  
 の一四 九月 幕府老中指図書  
 二一九 九月 篤姫父母付一件  
 の一 十月 島津久宝申渡書  
 の二 十二月廿九日 江田五郎左衛門書状  
 二二〇 (記事) 安政改元  
 二二一 (記事) 齐興・齐彬御歌辰筆ヲ拝領ス  
 二二二 安政二年 (記事) 孝明天皇宸筆并近衛忠熙添状  
 二二三 叙感ヲ蒙リ御宸筆御歌ヲ拝領ス  
 二三四 (安政二年) 二月廿六日 島津斉彬願書  
 二二五 (安政二年) 二月 島津斉彬諭達  
 二二六 忠濟久光系譜抄



- 二二七 安政二年 三月廿二日 幸地朝憲起請文前書  
 二二八 七月廿七日 島津齊彬願書  
 二二九 (記事) 齊興婦國シ指宿温泉ニ療養ス  
 二三〇 (記事) 齊彬、昇平丸献上ヲ賞セラル  
 二三一 (安政二年) 十二月 島津齊彬諭達  
 二三二 安政二年 十二月廿八日 島津久宝申渡書  
 二三三 一月 島津久宝達書  
 二三四 (記事) 齊興指宿ヨリ帰ル  
 二三五 (安政三年) 二月 島津久徵外三名<sup>老</sup>家申渡書  
 二三六 (安政三年) 七月 島津齊彬諭達  
 二三七 八月 篤君<sup>齊彬</sup>女<sup>齊彬</sup>生母并養女成一件  
 二三八 (記事) 齊興指宿ヨリ帰ル  
 二三九 於佳<sup>久光</sup>女<sup>光</sup>系譜抄  
 二四〇 (記事) 齊興參府ス  
 二四一 (記事) 齊彬城中礼席ヲ定メラル  
 二四二 三月 幕府指図書并島津久徵申渡書  
 二四三 (安政四年) 五月 廿日 広敷用人某届書  
 二四四 島津齊彬諭達  
 二四五 島津齊彬密諭書  
 二四六 哲丸<sup>齊彬</sup>系譜抄  
 二四七 (安政四年十月七日) 島津齊彬諭達并島津久徵外四名  
 連署申渡書  
 二四八 十一月 新納久仰申渡書  
 二四九 (記事) 齊興從三位ニ昇進ス  
 二五〇 (記事) 齊彬鞍鏡及時服ヲ拝領ス
- 二五の二 安政四年 十二月十五日 島津齊興叙從三位口宣案  
 二五の三 上卿職事等書立  
 二五の三 安政四年 十二月十五日 島津齊興叙從三位位記  
 二五の二 (安政四年) 十二月十六日 島津久宝書状  
 二五の三 幕府申渡書  
 二五三 安政五年 一月十一日 島津齊彬吉書  
 二五四 安政五年 三月 一日 孝明天皇女房奉書  
 二五五 (安政五年) 四月十五日 島津齊彬口達并家老連署添状  
 二五六 安政五年 五月 九日 中山王尚泰起請文前書  
 二五七の二 安政五年 五月十三日 小祿良忠起請文前書  
 二五七の三 安政五年 五月十三日 譜久山朝典起請文前書  
 二五八 (安政五年) 六月廿五日 島津齊彬建白書  
 二五九 安政五年 六月廿五日 樺山久成外四名<sup>老</sup>連署申渡書  
 二六〇 (記事) 齊彬薨ス  
 二六一 (記事) 齊彬薨ジ、將軍ヨリ脚銀ヲ受ク  
 二六二 (記事) 茂久襲封シ、齊彬ノ遺志ヲツグ  
 二六三 八月 島津齊興沙汰書  
 二六四 (記事) 齊興帰國ス  
 二六五 安政五年 九月十九日 新納久仰申渡書  
 二六六 (記事) 齊興、前將軍ノ遺物ヲ拝領ス  
 二六七 將軍夫人印章写  
 二六八 又次郎(茂久)服忌一件  
 一の二 島津齊興達書  
 一の三 (安政五年) 十月十五日 幕府指図書  
 一の三 擊山武兵衛申渡書

二六九			於俊久光系譜抄	二八四	安政六年	二月七日	徳川家茂一字狀
二七〇		(記事)	橋口行安等ヲ一代城下土トス	二八五の一	安政六年	二月七日	島津茂久任侍從宣旨
二七一	安政五年	十二月	島津齊興申渡書	二八五の二			上卿職事等書立
二七二			將軍夫人入城ニ付献上一件	二八五の三	安政六年	二月七日	島津茂久任修理大夫宣旨
の一			幕府沙汰書	二八五の四			上卿職事等書立
の二		十二月 四日	登城令書	二八五の五	安政六年	二月七日	島津茂久任左近衛權少將宣旨
の三		十二月 五日	半田嘉藤次伺書	二八五の六	安政六年	二月七日	島津茂久叙從五位下位記
の四			例書	二八五の七	安政六年	二月七日	島津茂久叙從四位下口宣案
の五		十一月 十日	早川五郎兵衛首尾書	二八五の八	安政六年	二月七日	島津茂久任左近衛權少將口宣案
の六		十一月 七日	半田嘉藤次伺書并伝来ノ趣書取	二八五の九	安政六年	二月七日	島津茂久任修理大夫口宣案
の七	安政四年	十月	献上腰物伝来書	二八五の二〇	安政六年	二月七日	島津茂久任侍從口宣案
の八			献上品箱銘書	二八五の二	安政六年	二月七日	島津茂久叙從五位下口宣案
の九			献上品目錄并拵書	二八五の二			上卿職事等書立
二七三	安政五年	十二月廿八日	島津久徹外四名 <small>家老</small> 連署知行目錄	二八五の三	安政六年	二月七日	島津茂久叙從四位下位記
二七四の一	安政五年	十二月廿八日	茂久袖判達書	二八六			島津茂久明細書
二七四の二		十二月廿八日	太田資始外三名 <small>中老</small> 連署狀	二八七		三月	新納久仰申渡書
二七五			島津茂久每朔条書略	二八八			島津茂久明細書
二七六			島津忠義系譜抄	二八九			島津茂久誓詞一件
二七七		(記事)	島津茂久襲封ス	の一		二月十一日	島津茂久伺書
二七八		(記事)	齊興、茂久ヲ後見ス	の二		三月十日	幕府老中指図書
二七九			島津齊興達書	の三	安政六年	三月十一日	島津茂久起請文前書
二八〇	安政六年	一月廿一日	島津齊興証狀	の四		三月八日	幕府大目付指図書
二八一	安政六年	一月廿一日	島津家重物目錄	の五〔安政六年〕		三月八日	早川務伺書
二八二			島津忠義系譜抄	の六〔安政六年〕		三月十一日	半田嘉藤次首尾書
二八三			島津忠義系譜抄	の七〔安政六年〕		三月十一日	早川務首尾書



の三 島津斉興石棺蓋銘書

の四〔安政七年〕 九月廿九日

川上久美書状

三一六

芳之進明久光系譜抄

三七の二〔安政七年〕十二月十四日

島津茂久諭達

三七の二

島津久徴・川上久美連署申渡書

三七の三〔万延二年二月 六日〕

島津茂久諭達

三一八 万延二年 一月十一日

島津茂久吉書

三一九〔万延二年一月廿五日〕

島津茂久諭達

三二〇〔万延二年二月 六日〕

島津茂久諭達

三二一〔万延二年三月十二日〕

幕府沙汰書

三二二 二月十八日

久世広周外四名幕府連署状

三二三

島津茂久諭達

三二四

島津茂久内意書

三二五 四月

喜入久高申渡書

三二六 万延二年 四月廿四日

与那城朝紀起請文前書

三二七

久光斎翼系譜抄

三二八〔文久元年五月 七日〕

島津茂久諭達

三二九〔文久元年六月十四日〕

久世広周外四名幕府連署状

三三〇の二

幕府指図書

三三一

島津茂久諭達

三三二〔文久元年十二月〕

島津茂久諭達

三三三の二

近衛忠房詠歌

三三三の二

孝明天皇御製

三三三の三 明治元年 十二月 五日

島津茂久添書

三三三の四 明治元年 十二月十五日 伊藤彦介証状

三三四 十二月廿二日 久世広周外四名幕府連署状

三三五 文久二年 一月十一日 島津茂久吉書

三三六 一月十六日 西筑右衛門首尾書

三三七 一月 家老座申渡書

三三八 二月 家老座通達書

三三九 二月 島津久徴申渡書

三四〇 二月 喜入久高通達書

三四一 二月 家老座申渡書

三四二 二月 島津久徴申渡書

三四三 三月 喜入久高申渡書

三四四 三月 川上久封外四名幕府連署申渡書

三四五 三月 川上久封外四名幕府連署申渡書

三四六 三月 川上久封外四名幕府連署申渡書

三四七 三月 島津久光上京一件

の二〔文久二年〕 三月 島津久光内意書

の三 三月 島津茂久添書

の四〔文久二年〕 三月 朝廷沙汰書

の五〔文久二年〕 四月 島津久光教誡書

三四八の二 四月 島津茂久添書

三四九 四月十六日 島津久光趣意書

の二 文久二年 四月廿三日 寺田屋事件一件

の二 文久二年 四月廿三日 島津茂久褒賞状

の二 文久二年 四月廿三日 島津茂久褒賞状

の三

聞書

四月廿七日 西筑右衛門屈書

三三〇 公辺日記

三三一 (記事) 久光浪士鎮圧ヲ賞セラル

三三二 四月 島津久光条書

三三三 四月 家老座申渡書

三三四の二 四月 家老座申渡書

三三五〔文久三年一月 廿日〕 平田延太郎聞書

三五六〔文久二年〕 五月十一日 近衛忠房口述書

三三七の二 五月 孝明天皇勅書

三三八の二 五月 大原重徳製勅ケ条書覚

三三九 五月廿二日 小松帯刀書状

三三〇 五月 川上久運申渡書

三六一 五月 川上久運通達書

三六二 六月 上意振

三六三 六月 川上久運申渡書

三六四 六月十九日 宜野灣朝保起請文前書

三六五 四月 幕府触書并家老座副書

三六六の二 六月 島津久光趣意書

三六七の二 六月十六日 島津久光書状

三六七〔文久二年七月 二日〕 朝廷沙汰書

三六八〔文久二年〕 七月 島津茂久諭達

三六九 七月 川上久封外四名幕府連署申渡書

三七〇 七月十八日 川上久封通達書

三七一 文久二年 七月 斬奸状

三七二 某聞書

三七三の二 某聞書

三七三〔文久二年〕閏八月 八日 宮里正容書状

三七四 閏八月廿五日 江戶守衛方出立日割書

三七五 閏八月 幕府沙汰書

三七六 閏八月廿五日 松平信義外二名幕府連署奉書

三七七 閏八月 喜入久高申渡書

三七八 朝廷沙汰書

三七九 九月廿八日 島津茂久願書

三八〇 貞姫齊彬系譜抄

三八一〔文久二年 九月〕 島津久光諭達并茂久添書

三八二 九月 川上久封外五名幕府連署申渡書

三八三〔文久二年 十月〕 島津茂久口達書

三八四〔文久二年十一月〕 島津茂久達書

三八五 (記事) 齊彬權中納言從三位ヲ追贈サル

三八六 朝廷沙汰書

三八七 孝明天皇勅書并副書

三八八 島津齊彬從三位追贈一件

三八九 十一月十一日 登城令書

三九〇 幕府沙汰書

の二 幕府指図書

の二 文久三年 二月 二日 島津齊彬權中納言追贈一件

の二 文久三年 二月 二日 任近衛中納言宣旨

の二 文久三年 二月 二日 權中納言追贈口宣案

- 〇三 文久三年 二月 二日 従三位追贈口宣案  
 〇四 文久三年 二月 二日 孝明天皇宣命  
 〇五 上卿職事等書立  
 〇六 文久三年 二月 二日 従三位追贈位記  
 三九一 文久三年 十一月 島津茂久諭達  
 三九二 老中申渡書并家老座副書  
 三九三 齊彬従三位ヲ追贈セラル  
 三九四 川上久封申渡書  
 三九五の二 二月 島津久徴外三名家連署申渡書  
 三九五の三 二月 島津茂久々々  
 三九五の三 十月 川上久封外三名家連署申渡書  
 三九六の二 二月 川上久連申渡書  
 三九六の二 二月 異国船手当次第  
 三九七〔文久三年二月廿一日〕 島津茂久口達覚  
 三九八 幕府達書  
 三九九 京都所司代達書并京都守護職触書  
 四〇〇〔文久三年〕 三月 島津茂久諭達  
 四〇一 島津久光上京道順書  
 四〇二 英國要求三ヶ条  
 四三三の二 三月十七日 島津久光屈書  
 四三三の二 本田弥右衛門副書  
 四〇四〔文久三年三月十四日〕 島津久光達書  
 四〇五〔文久三年三月十六日〕 島津茂久諭達  
 四〇六〔文久三年三月十七日〕 島津久光屈書  
 四〇七 島津久光建白書案  
 四〇八の二 三月 島津茂久達書  
 四〇八の二〔文久三年〕 三月 島津久光達書  
 四〇九〔文久三年〕 三月 島津茂久諭達  
 四一〇 將軍家茂退京一件  
 〇一 幕府達書  
 〇二 幕府達書  
 〇三 三月 孝明天皇勅旨  
 〇四 四月 川上久連申渡書  
 四一一 四月 川上久美外二名家連署申渡書  
 四一二の二 四月 川上久美申渡書  
 四一二の二 四月 小松清廉申渡書  
 四一二の三 四月 川上久連申渡書  
 四一二の四 四月 小松帯刀・川上久美申渡書  
 四一三 四月 幕府申渡書并家老座副書  
 四一四の二 五月 攘夷決行告知  
 四一四の二 四月 幕府触書并家老添状  
 四一五〔文久三年四月廿一日〕 幕府触書并大阪在某屈書  
 四一六 〔五月 六日〕 江戸風説書  
 四一七 〔記事〕 島津齊彬神号ヲ拝領ス  
 四一八 近衛忠熙・忠房、齊彬靈へ献歌  
 四一九 五月 幕府触書并家老座添状  
 四二〇 異国船渡来覚  
 四二一 島津忠義系譜抄  
 四二二 文久三年 五月十五日 孝明天皇女房奉書

四三三	六月 五日	中川尊融親王上奏書	四四七	八月	幕府触書
四二四	六月	幕府指圖書并家老座添狀	四四八	八月	幕府触書
四二五		薩英戰爭概況	四四九の一		長州征伐陣立書
四二六	七月	島津茂久諭達并家老連署副書	四四九の二		江戸風説書
四二七	七月十一日	川上久美申渡書	四四九の三		某書狀抄
四二八	七月	川上久美申渡書并島津久房添狀	四四九の四	九月	幕府指圖書
四二九	七月 七日	造士館貞山田有裕外三名建白書	四五〇	八月	島津久光上京一件
四三〇		薩英戰爭概記	〇の一	九月	川上久美申渡書
四三一	七月	島津茂久届書	〇の二	九月	川上久美申渡書
四三二	七月十二日	朝廷沙汰書并議奏連名書狀	〇の三	九月	川上久美申渡書
四三三	七月十六日	小松帶刀申渡書并島津久房添狀	〇の四	九月	川上久運申渡書
四三四	七月	孝明天皇勅書	〇の五	九月 十日	家老座申渡書
四三五	七月	薩英戰爭行賞	四五一		文書記録所在書上
四三六	八月	島津茂久・久光連署教諭書	四五二	九月	幕府申渡書
四三七	十二月廿一日	辻正恒証狀	四五三	十月	島津久徵申渡書
四三八	十二月廿一日	辻正恒証狀	四五四の一	十月	島津茂久条書
四三九		孝明天皇勅書	四五四の二	二月	川上久封外三名 <small>家老</small> 連署申渡書
四四〇	八月	島津久徵外四名 <small>家老</small> 連署申渡書	四五五	十月	老中申渡書
四四一〔文久三年〕	八月 九日	島津久徵申渡書并向井新兵衛添狀	四五六〔文久三年〕	十一月廿五日	川上久運申渡書
四四二		陣備配書	四五七		武家伝奏申渡書并島津久徵添狀
四四三	八月	島津久光諭達	四五八	十二月	幕府触書并川上久運添狀
四四四	八月	島津久徵申渡書	四五九	十二月	幕府触書并島津久昌添狀
四四五〔文久三年〕	九月廿八日	八・一八政変由来記	四六〇	十二月 七日	九侯建白書
四四六〔文久三年〕	八月廿四日	山之内一郎書狀	四六一		茂久等英夷攘斥ヲ賞セラル
			四六二		茂久等始御門ノ戦功ヲ賞セラル

- 四六三 島津斉彬従一位追贈告文  
 四六四 文久四年 一月十一日 島津茂久吉書  
 四六五の一 一月 島津久徴外二名老家連署申渡書  
 四六五の二〔文久四年一月 八日〕 島津茂久内意書  
 四六五の三〔文久四年一月 一日〕 家老座申渡書  
 四六六の一 穴戸親基外六名毛利連署書状  
 四六六の二 島津久徴外二名老家連署返書  
 四六六の三 喜入久高通達書  
 四六七 文久四年 一月廿一日 孝明天皇詔勅  
 四六八の一 一月 島津久徴外二名老家申渡書  
 四六八の二 一月 川上久運申渡書  
 四六八の三 一月 家老座申渡書  
 四六九 一月 久光朝議参与并英夷掃撰ノ功ヲ賞セラル  
 四七〇 文久四年 一月十四日 島津久光叙従四位下口宣案  
 四七一 文久四年 一月十四日 島津久光叙従四位下位記  
 四七二 文久四年 一月十四日 島津久光任左近衛権少将口宣案  
 四七三 文久四年 一月十四日 島津久光任左近衛権少将宣旨  
 四七四 上卿職事等書立  
 四七五 文久四年 二月 一日 島津久光任大隅守口宣案  
 四七六 文久四年 二月 一日 島津久光任大隅守宣旨  
 四七七〔文久四年二月 一日〕 上卿職事等書立  
 四七八 文久四年 二月 孝明天皇詔勅  
 四七九の一 文久四年 二月 德川家茂勅答書  
 四七九の二 德川家茂勅答書  
 四七九の三 朝延沙汰書  
 四八〇 久光、大隅守ニ任ス久光、得軍ヨリ勇ヲ賞賜サル  
 四八一 島津茂久明細書  
 四八二〔元治元年一月十七日〕 朝延沙汰書  
 四八三〔元治元年二月廿二日〕 幕府沙汰書  
 四八四〔元治元年二月 二日〕 拵領馬目録  
 四八五〔元治元年二月 二日〕 拵領馬目録  
 四八六〔文久四年二月十六日〕 幕府老中達書  
 四八七〔元治元年二月 二日〕 朝延沙汰書  
 四八八 島津久光建白書  
 四八九〔元治元年二月 二日〕 島津久光建白書  
 四九〇の一 二月 朝延沙汰書  
 四九〇の二 二月 朝延沙汰書  
 四九一〔元治元年二月 二日〕 德川家茂請書  
 四九二 二月 島津久光内意書  
 四九三の一 三月 島津久光内意書  
 四九三の二 二月十一日 島津久徴外二名老家連署申渡書  
 四九三の三 二月 川上久運申渡書  
 四九三の四 二月 島津久徴申渡書  
 四九四 二月十一日 島津久徴外二名老家連署申渡書  
 四九五 二月 島津久徴申渡書  
 四九六の一 二月廿七日 長州征討出陣通達書  
 四九六の二 二月 喜入久高申渡書  
 四九六の三 二月 長州征討薩藩備立書出  
 四九七 長州征討出陣手当書  
 四九八〔元治元年二月 二日〕 島津久光諭達



四九の一	三月	川上久運達書	五一七	元治元年	四月十一日	島津久光叙従四位上位記
四九の二	三月	島津久徵申渡書	五一八	(元治元年四月十一日)	上卿職事等書立	
五〇〇	三月	島津久徵外二名 <small>家老</small> 連署申渡書	五一九	(元治元年四月十一日)	上卿職事等書立	
五〇の一	三月	川上久運達書	五二〇	元治元年	四月	島津久光位階昇進禮物書上
五〇の二	三月	川上久運達書	五二一		四月	島津久徵外二名 <small>家老</small> 連署達書
五〇の三	三月	川上久美申渡書	五二二		四月	島津久徵申渡書
五〇の四	四月	諸郷物主名書	五二三	元治元年	四月廿九日	朝廷尊崇十八ヶ条書
五〇の一	四月	島津久徵申渡書	五二四		四月	徳川家茂請書并家老中渡書
五〇の二	四月	島津久徵達書	五二五		五月	幕府触書
五〇の三	四月	島津久徵申渡書	五二六		六月	老中座触書并達書
五〇の四	四月廿一日	軍事方要職名書	五二七の一			上意振
五〇五	(記事)	家老座申渡書	五二七の二			幕府達書
五〇六	(記事)	久光従四位上左近衛中将ニ叙任	五二七の三			幕府指図書并添状
五〇七	(記事)	セラル	五二八	元治元年	六月一日	川上久美外三名 <small>家老</small> 連署申渡書
五〇八	元治元年	茂久日州細島ノ地ヲ預領ス	五二九	元治元年	六月一日	川上久美外三名 <small>家老</small> 連署申渡書
五〇九	元治元年	茂久開成所ヲ設ケ 禁門ノ交配ル	五三〇	元治元年	六月一日	孝明天皇女房奉書
五一〇	(元治元年四月十一日)	島津久光任左近衛權中將口宣案	五三一	元治元年	六月十七日	孝明天皇女房奉書
五一一	元治元年	上卿職事等書立	五三二		七月	幕府達書
五一二	元治元年	島津久光叙従四位上口宣案	五三三の一		七月廿四日	小松清康書状
五二三	(元治元年四月十一日)	島津久光叙従四位上位記	五三三の二		七月廿二日	内田政風首尾書
五二四	元治元年	上卿職事等書立	五三四	(元治元年)	七月廿二日	薩軍名高札
五二五	元治元年	島津久光任左近衛權中將口宣案	五三五			長州征討一件
五二六	元治元年	島津久光叙従四位上口宣案	の二			幕府達書
五二七	元治元年	島津久光任左近衛權中將宣旨	の二			京都所司代達書

の三		出陣大名書上	五四六						
の四		孝明天皇 <sup>辰翰</sup>	五四七		八月	照因神社ヲ創建ス 茂久、移鞍ヲ拝領ス			
の五		喜入久高中渡書	五四八		九月 五日	喜入久高達書			
の六		川上久美申渡書	五四九		九月 六日	川上久運達書			
五三六		勅書并禁裏守衛総督感状	五五〇		九月	扨領移敏明細書			
五三七		京都伝奏達書	五五〇		九月	川上久運申渡書			
五三八		園田某報告書	五五一		九月	島津久徴外四名 <sup>家老</sup> 連署申渡書			
五三九		毛利敬親届書并歎願書	五五二〔元治元年〕		九月 晦日	島津茂久達書			
五四〇		禁門ノ變賞与一件	五五三		八月 一	幕府達書并家老座申渡書			
の二	元治元年	小松清廉申渡書	五五四		八月	幕府達書并家老座添書			
の三		喜入久高申渡書	五五五		十月	川上久運申渡書			
の四	元治元年	島津茂久感状	五五六		十月廿三日	川上久齡申渡書			
の五		〔勘兵衛盛芳歿死次第書	五五七		十一月十一日	川上久美外三名 <sup>家老</sup> 連署申渡書			
五四一		小松清廉申渡書	五五七		十月十六日	川上久美外四名 <sup>家老</sup> 連署申渡書			
五四二		征長出陣一件	五五八		十一月十一日	川上久美外三名 <sup>家老</sup> 連署申渡書			
の二		薩軍惣督・物主書上	五五九		十二月十九日	桂久武証状			
の三		川上久運申渡書	五六〇		十二月	幕府達書并家老座申渡書			
の四		薩軍陣立書	五六一		十二月	幕府達書			
の五		幕府指図書并家老座申渡書	五六二		元治二年 一月十一日	島津茂久吉書			
五四三		幕府達書并家老座申渡書	五六三		元治二年 四月廿一日	桂久武外二名 <sup>家老</sup> 連署証状			
五四四〔元治元年〕		島津茂久論達并家老連署添状	五六四		四月廿五日	登城令書			
五四五		幕府指図書并家老座添状	五六五			島津忠義系図抄			
		小松清廉申渡書	五六六			於民久光系譜抄			

五六七	島津茂久諭達	五六七	島津忠義系凶抄
五六八 慶応元年	六月廿七日	五六八	原市之進横死風聞書
五六九〔慶応元年〕	八月廿九日	五六九	徳川慶喜建白書 <small>〔マ〕</small> (大政奉還)
五七〇 慶応二年	一月十一日	五七〇	朝廷沙汰書
五七一 慶応二年	十二月廿四日	五七〇の二	朝廷沙汰書
五七二〔慶応二年〕	一月	五七〇の三	朝廷沙汰書
五七三〔慶応二年〕	三月	五七〇の四〔慶応二年〕	徳川慶喜伺書
五七四	三月	五七〇の五〔慶応二年〕	徳川慶喜伺書并朝廷批答
五七五	三月	五七〇の六〔慶応二年〕	議奏・伝奏諮詢書
五七六 慶応三年	五月十六日	五七〇の七〔慶応三年〕	三藩 <small>〔聯共〕</small> 連名建白書
五七七	五月十六日	五九一	朝廷沙汰書并島津久治外三名 <small>老家</small>
五七八	五月廿四日	五九二	連署申渡書
五七九	五月廿四日	五九二の二	勅書到来一件
五八〇	五月廿六日	五九二の三	徳川慶喜親書
五八一	七月	五九二の四〔慶応三年〕	朝廷沙汰書
五八二	七月廿九日	五九二の五〔慶応三年〕	新納立夫・内田政風首尾書
五八三	幕府触書	五九二の六〔慶応三年〕	内田政風首尾書
五八四	八月 六日	五九二の七〔慶応三年〕	新納立夫首尾書
五八五	八月 六日	五九三	内田政風首尾書
五八六	八月十二日	五九四	内田政風首尾書
五八七〔慶応三年〕	八月廿九日	五九五〔慶応三年〕	徳川慶喜親書・朝廷沙汰書并家
五八八	九月廿七日	五九六	老連署添状
		五九六の二	家老座覚書
		五九七	徳川慶喜辞表
		五九七の二	島津久治達書
		五九七の三	町田久憲達書
		五九七の四	
		五九七の五	
		五九七の六	
		五九七の七	

- 五七〇の二 島津茂久諭達
- 五九八〔慶応三年〕 十月十一日 近衛忠房書状
- 五九九〔慶応三年〕 十一月 町田久憲申渡書
- 六〇〇 (記事) 茂久上京、議定職ニ補任ス
- 六〇一の二 朝廷沙汰書
- 六〇一の二 島津忠寛建言書
- 六〇二 (記事) 茂久上京ス
- 六〇三〔慶応三年〕 十一月 国貞直人・樹取素彦連署願書
- 六〇四の二 家老座寛書
- 六〇四の二 議定任命書并家老申渡書
- 六〇五 島津忠義系図抄(議定補任)
- 六〇六の二 新納立夫・内田政風報告書
- 六〇六の二 参与役所役人交名
- 六〇六の二 禁裡警衛箇所
- 六〇七 岩下方平達書并朝廷沙汰書
- 六〇八の二 探索方聞合書
- 六〇八の二 朝廷沙汰書
- 六〇八の三〔慶応三年〕 十二月十五日 新納立夫首尾書
- 六〇九の二 岩下方平申渡書
- 六〇九の二 詭訪武盛申渡書
- 六〇九の三〔慶応三年〕 十二月十八日 本宮役所達書(市中巡邏心得)
- 六一〇〔慶応三年〕 十二月十八日 内田政風首尾書
- 六一一 朝廷沙汰書
- 六一一の二 毛利敬親等官位復旧沙汰書
- 六一一の二 徳川慶喜建白書
- 六一三〔慶応三年〕 十二月廿四日 朝廷沙汰書
- 六一四〔慶応三年〕 十二月廿六日 朝廷沙汰書
- 六一五 岩下方平書状
- 六一六の二〔慶応三年〕 十二月廿八日 西郷隆盛書状
- 六一六の二 十二月廿八日 大久保利通書状
- 六一六の三 十二月廿八日 大久保利通書状
- 六一六の四〔慶応三年〕 十二月 晦日 岩下方平書状
- 六一七〔慶応三年〕 十二月 晦日 幕府達書
- 六一八の二 一月 一日 西郷隆盛書状
- 六一八の三〔慶応四年〕 一月 一日 木場伝内書状
- 六一九〔慶応四年〕 一月 二日 新納久尙書状
- 六二〇 新納久尙書状
- 六二一の二 戊辰役出陣一件
- 六二一の二 朝廷沙汰書
- 六二一の二 朝廷沙汰書
- 六二一の二 朝廷沙汰書
- 六二の二 一月 三日 朝廷沙汰書
- 六二の三 仁和寺宮嘉彰達書
- 六二の四 慶応四年 一月 四日 仁和寺宮嘉彰達書
- 六二の五〔慶応四年〕 一月 三日 朝廷沙汰書
- 六二二 慶応四年 一月 六日 井上新右衛門春日丸 乗頭 届書
- 六二三〔慶応四年〕 一月 仁和寺宮嘉彰達書
- 六二四 島津久光系図抄(戊辰戦争出兵)
- 六二五 島津忠義系図抄(戊辰ノ役ノ軍功ヲ賞サル)
- 六二六 朝廷沙汰書
- 六二七 島津氏家譜抄

六二八	忠義履歷抄(鳥羽・伏見戦関係)	六四九	使節口達覚
六二九	一月 六日 島津久治外四名 <small>老</small> 連署申渡書	六五〇	島津忠義行幸先供一件
六三〇	一月 七日 徳川慶喜届書	の一	坊城俊政達書
六三一	一月 九日 参与役所達書	の二	島津忠義請書
六三二	藩庁覚書(鳥羽・伏見戦)	の三	参与役所達書
六三三の二	〔慶応四年〕	の四	〔慶応四年〕
六三三の二	一月 十日 新納久信書状	の五	〔慶応四年〕
六三四	一月 十二日 参朝召書	六五二の二	小松清廉履歷抄
六三五〔慶応四年〕	一月 十三日 一橋慶喜布告書	六五二の三	二月 三日 太政官布告(慶喜追討)
六三六の二	一月 十五日 小松清廉外二名 <small>老</small> 連署申渡書	六五二の三	二月 五日 里見玄三郎届書
六三七	一月 十五日 朝廷沙汰書(天皇元服と恩赦)	六五三の二	二月 六日 内田政風首尾書
六三八	一月 十五日 朝廷布告(条約改正)	六五三の三	二月 七日 内田政風届書
六三九	一月 廿一日 木場伝内・伊地知貞馨連署届書	六五三の三	二月 七日 内田政風首尾書
六四〇	一月 廿一日 桂久武申渡書	六五三の二	二月 六日 内田政風首尾書
六四一の二	三職七科人事書上	六五三の二	二月 廿日 朝廷沙汰書
六四二	一月 太政官布告	六五四の二	二月 廿日 坊城俊政 <small>行幸</small> 書付
六四三	一月 太政官布告	六五四の二	二月 七日 内田政風書状
六四四	一月 大久保利通建白書	六五五の二	二月 七日 伊東某・島津某 <small>藩士</small> 連署書状
六四五	一月 桂久武申渡書	六五五の二	二月 八日 桂久武外二名 <small>老</small> 連署申渡書
六四六	一月 廿一日 太政官布告	六五五の三	二月 八日 内田政風首尾書
六四七	布告文配布先大名名書	六五六	天領日向取締り一件
六四八の二	島津久光布告文	の二	二月 十七日 関山金生書状
六四八の二	島津久治外三名連署申渡書	の三	二月 九日 島津忠義請書
		の四	二月 七日 内田政風首尾書
		の五	二月 九日 内田政風首尾書
			太政官布告

- 六五七 九州諸藩主請書
    - の二 二月十三日 小笠原長圀請書
    - の三 二月 大村純熙請書
    - の四 二月 五島盛徳請書
    - の五 二月 松平忠和請書
    - の六 二月十六日 松浦信賢外三名連署請書
  - 六五八 木下俊繁請書
  - 六五九 島津忠義系図抄
  - 六六〇 島津忠義論達
  - 六六一 朝廷沙汰書
  - 六六二 島津忠義改名仰書
  - 六六三 島津久光達書
  - 六六四 島津氏家譜抄
  - 六六五 島津氏家譜抄
  - 六六六 島津忠義履歷抄
  - 六六七 朝廷沙汰書
  - 六六八 太政官布告(外国交際)
  - 六六九の一〔慶応四年〕 二月十七日 関山金生書状
  - 六六九の二〔慶応四年〕 二月十七日 関山金生書状
  - 六六九の三 二月十七日 太政官布告
  - 六六九の四 二月 五日 島津忠義請書
  - 六七〇 二月 五日 外国交際ニ付キ建白一件
  - の二 二月十七日 関山金生書状
  - の二 二月 七日 松平慶永外五名連署建言書
- 
- の三 太政官代添書
  - の四 二月十五日 島津忠義請書
  - の五〔慶応四年〕 二月十五日 内田政風首尾書
  - の二〔慶応四年〕 二月 太政官申渡書
  - の三〔慶応四年〕 二月十七日 関山金生書状
  - の三〔慶応四年〕 二月十一日 内田政風首尾書
  - の二〔慶応四年〕 二月 薩藩陣營申渡書
  - の二 二月 天草諸附役連署請書
  - の二 二月 川上久齡申渡書
  - の二 二月 柱久武・川上久齡連署申渡書
  - 六七四 九州各地出張兵隊引取一件
  - の二 二月十七日 関山金生書状
  - の二 一月廿九日 島津忠義願書
  - の三〔慶応四年〕 一月廿九日 新納立夫首尾書
  - 六七五〔慶応四年〕 三月 八日 島津広兼書状(明治天皇大阪行幸)
  - 六七六の一 二月 朝廷沙汰書
  - 六七六の二 二月廿二日 生野銀山分捕金納入願書
  - 六七六の三 慶応四年 二月廿二日 会計事務局請取書
  - 六七七 (記事) 三職等名簿
  - 六七八 二月 太政官布告(洋銀使用)
  - 六七九 二月 太政官布告
  - の二 二月 太政官布告(古金銀通用停止)
  - の二〔慶応四年〕 二月廿三日 内田政風首尾書
  - の三 二月廿二日 島津忠義届書

六八一	二月廿五日	坊城俊政達書	六九五の三	三月	太政官布告
六八二の一	二月	朝廷沙汰書	六九六の一	三月	朝廷沙汰書并内田政風首尾書
六八二の二	二月	太政官布告	六九六の二	三月十八日	朝廷沙汰書
六八三	二月	太政官布告	六九七	三月十九日	朝廷沙汰書
	二月廿七日	太政官布告并添状(外国公使上京ニ付キ警備)	六九八(慶応四年)	三月廿六日	島津久時・同広兼連署書状
六八四	二月	太政官布告并添状	六九九の一(慶応四年)	三月廿六日	島津広兼書状
六八五	二月廿九日	太政官布告	六九九の二	三月十六日	朝廷沙汰書
六八六の一	二月	太政官布告(英國公使警備)	七〇〇	三月十七日	朝廷沙汰書
六八六の二	二月	太政官布告(行幸下陣)	七〇一	三月廿三日	太政官沙汰書
六八七(慶応四年)	二月廿八日	明治天皇勅書・勅命	七〇二(慶応四年)	三月廿四日	軍防局達書
六八八		島津忠義履歷抄	七〇三(慶応四年)	三月廿六日	島津広兼書状
六八九の一	三月	高札写(上書箱設置)	七〇四の二	三月	島津広兼・関山金生連署申渡書
六八九の二	三月	太政官布告	七〇五の三	三月	島津忠義達書
六九〇	三月	太政官布告(外国公使警備)	七〇六の一	二月十一日	島津忠義願書
六九一の一		参内召書	七〇七の二	三月	島津久治外三名 <sup>老</sup> 家連署申渡書
六九一の二(慶応四年)	三月	行幸列奉行伺書	七〇五	三月	柱久武申渡書
六九一の三	三月 八日	太政官達書	七〇六	三月十九日	朝廷沙汰書
六九二(慶応四年)	三月 八日	島津広兼書状	七〇七の一	三月	明治天皇宸翰写并添書
六九三の一	三月 八日	朝廷沙汰書	七〇七の二	三月	五ヶ条誓文
六九三の二	三月十二日	島津忠義願書	七〇七の三		明治天皇宸翰
六九四の一	三月	太政官布告	七〇七の四(慶応四年)	二月廿八日	朝廷沙汰書
六九四の二	三月	太政官沙汰書	七〇七の五		太政官沙汰書
六九五の一(慶応四年)	三月廿六日	島津広兼書状	七〇七の六		議定職辞令
六九五の二	三月 五日	太政官沙汰書	七〇七の七		島津忠義達書

七〇八	島津忠義系譜抄(東北戦争)	閏四月	七三三の五	大総督感状
七〇九	島津氏家譜抄(京都市中警備)	閏四月	七三三の二	太政官布告
七一〇	島津忠義履歴抄	閏四月	七三三の二	太政官布告
七一一	島津忠義履歴抄	閏四月	七三四の二	太政官布告
七一二	朝廷沙汰書	閏四月	七三四の二	朝廷沙汰書
七一三	朝廷沙汰書	閏四月	七三四の三	朝廷沙汰書
七一四	朝廷沙汰書并新納立夫首尾書	閏四月廿二日	七二五	小松清廉叙従四位下宣旨
七一五	太政官布告(貢士選出)	五月二日	七二六	朝廷沙汰書(残賊討功賞)
七一六	太政官布告	五月八日	七二七	薩摩藩届書
七二〇の二	海江田彦之丞・岸良七之允辞令	五月	七二八	朝廷沙汰書
七二〇の二	太政官布告類下達規則	七月二日	七二九	薩摩藩届書(江戸上野山ノ戦)
七二七の五	太政官布告	五月	七三〇	島津久光達書
七二八	太政官布告	五月	七三一(慶応四年)	川上久齡・新納久脩連署申渡書
七二九の二	太政官布告	五月	七三二(慶応四年)	川上久齡・島津久芳連署申渡書
七二九の二	朝廷沙汰書	五月	七三三	島津忠寛外四名 <sup>家老</sup> 連署申渡書
七二九の三	朝廷沙汰書	五月廿六日	七三四	家老座達書
七二九の四〔慶応四年〕	島津久 <sup>家</sup> 書状	五月廿六日	七三五	太政官布告并薩摩藩届書
七二九の五	朝廷沙汰書	五月廿六日	七三六	池上四郎左衛門言上書
七二九の六	朝廷沙汰書	七月二日	七三七	薩摩藩届書
七二〇〔慶応四年〕	島津久 <sup>家</sup> 書状	五月	七三八	大総督感状并賞賜品目録
七二一〔慶応四年〕	島津久 <sup>家</sup> 書状	五月	七三九の二	朝廷沙汰書
七三〇の二	太政官布告(大政一新)	五月廿日	七三九の三	朝廷沙汰書(東北平定)
七三〇の二	太政官布告(領地高屈)	五月	七三九の四	島津忠義達書
七三〇の三	太政官布告	六月五日	七三九の五	明治天皇勅書
七三〇の四	参朝召書	閏四月九日		朝廷沙汰書(内々下賜)



七三九の六	六月 五日	朝廷沙汰書(内々下賜)	七四八	島津忠義履歷抄
七三九の七	六月	太政官沙汰書	七四九	島津氏家譜抄
七三九の八	六月	朝廷沙汰書(奥羽鎮定令)	七五〇	島津忠義系図抄(東北戦争)
七四〇	六月	新納久脩申渡書	七五一	東北戦争賞与一件
七四一の一	六月 八日	島津忠義届書	七一	明治天皇勅書
七四一の二〔慶応四年〕	六月 八日	新納立夫首尾書	七一	扨領金目録
七四一の三〔慶応四年〕	六月 八日	新納立夫首尾書	二	扨領物目録
七四二	六月 五日	奥州白川在陣賞賜一件	三	朝廷達書
七四二の一	閏四月	東山道先鋒給督感状	四	朝廷達書
七四二の二	五月	朝廷沙汰書	五	朝廷達書
七四二の三 慶応四年	五月	大総督感状	五二	東北戦争賞与一件
七四二の四	五月	東山道先鋒給督感状	六一	扨領物目録
七四二の五	閏四月	朝廷沙汰書	六一	扨領金目録
七四二の六	五月	朝廷沙汰書	二	明治天皇勅書
七四三	三月	朝廷沙汰書	三	島津忠義東行一件
七四四	五月	島津忠義家譜抄	五三	島津忠義東行一件
七四五	五月	島津忠義履歷抄	一 慶応四年	島津忠鑑外五名家老連署申渡書
七四六	五月	島津忠義履歷抄	二〔慶応四年〕	朝廷沙汰書
七四六の一	五月	島津忠義東行一件	三〔慶応四年〕	朝廷沙汰書
七四六の二	五月 十七日	朝廷沙汰書	四	島津忠義達書
七四六の三	五月	島津忠義請書	五〔慶応四年〕	島津忠鑑申渡書
七四六の四	五月 十九日	島津忠義願書	五四〔慶応四年〕	川上久齡申渡書
七四六の五〔慶応四年〕	五月 廿日	参朝召書	五五〔慶応四年〕	太政官布告
七四六の六〔慶応四年〕	五月 十七日	新納立夫首尾書	五六〔慶応四年〕	新納久脩申渡書
七四七	五月 十七日	内田政風首尾書	五七〔慶応四年〕	島津忠鑑・新納久脩連署申渡書
		島津忠義履歷抄	五八	朝廷沙汰書
			五九の一〔慶応四年〕	島津忠鑑外四名申渡書

五九の二〔慶応四年〕	六月	島津忠鑑申渡書	七七七	九月	太政官布告（明治改元・即位）
五九の三〔慶応四年〕	六月	新納久時申渡書	七七八	九月十九日	島津忠義系図抄（東北戦争概況）
七六〇	六月	島津忠義内意書并家老連署添書	七七八	九月十九日	会津在陣軍賦役問合書
五二の一	六月廿四日	島津忠鑑外五名家老連署申渡書	五九の二〔明治元年〕	九月 廿日	今井某・梅北某連署報告書
五二の二	六月十五日	島津忠鑑外五名家老連署申渡書	五九の三	九月十九日	京都本宮報告書（戦死傷者名）
七六一	七月	朝廷沙汰書并新納立夫首尾書	七八〇	十月 四日	川上久齡申渡書
七六三	七月 四日	町田久憲申渡書	七八一	九月	太政官布告并家老添状
七六四	七月	朝廷沙汰書（戊辰戦争死傷者下賜金）	七八二	九月 三日	島津忠鑑申渡書
五五の一〔慶応四年〕	七月	明治天皇詔書（江戸ヲ東京ト改称）	七八三〔明治元年〕	十月 三日	川上久齡申渡書
五五の二〔慶応四年〕	七月	太政官布告（鎮守府設置）	六四の一〔明治元年〕	十月 一日	家老座申渡書
七六六	七月	島津忠義履歴抄	六四の二〔明治元年〕	十月 三日	桂久武申渡書
七六七	七月	島津久治申渡書	六四の三〔明治元年〕	十月 八日	桂久武申渡書
七六八	七月十七日	相良治届書	六四の四〔明治元年〕	十月 九日	島津久義申渡書
七六九〔慶応四年〕	七月	島津久治申渡書	六六の一〔明治元年〕	十月 十六日	島津忠鑑申渡書
七七〇〔慶応四年〕	八月	島津忠義諭達并家老連署添状	六六の二〔明治元年〕	十月 廿日	川上久齡申渡書
七七一〔慶応四年〕	八月	太政官布告并町田久憲添書	七八六〔明治元年〕	十月 廿一日	島津忠鑑申渡書
七七一	八月	杜久武外五名家老連署申渡書	七八七〔明治元年〕	十月 廿六日	島津忠鑑外五名家老連署申渡書
七二の二〔慶応四年〕	八月	杜久武申渡書	六八の二〔明治元年〕	十月	島津忠鑑申渡書
七二三〔慶応四年〕	八月	杜久武外五名家老連署申渡書	六八の三〔明治元年〕	十月	島津忠鑑外五名家老連署申渡書
七七三〔慶応四年〕	八月十六日	町田久憲申渡書	七八九〔明治元年〕	十月 廿六日	川上久齡申渡書
七四の一〔慶応四年〕	八月廿一日	村久武・町田久憲連署申渡書	五〇の一	十月	桂久武申渡書
七四の二〔慶応四年〕	八月	町田久憲申渡書	五〇の二〔明治元年〕	十月 廿八日	桂久武申渡書
七七五	九月 六日	島津忠義履歴抄	七九一	十月	太政官布告
七七六〔慶応四年〕	九月 六日	島津久義申渡書	七九二	十月	島津忠義諭達

七九三	朝廷沙汰書	二月十三日	川上久齡中渡書
七九四 (明治元年)	島津忠鑑達書	十月 六日	島津氏家譜抄
七九五 (明治元年)	朝廷沙汰書	十月	島津忠義履歷抄
七九六 (明治元年)	島津忠鑑外四名達書	十月	明治天皇 <sup>宸翰</sup>
七九七	薩摩藩京都本營報告書	十一月十九日	三条実美書翰
七八の二 (明治元年)	島津忠鑑達書	十一月十三日	島津久治外六名 <sup>老</sup> 連署中渡書
七八の三 (明治元年)	島津忠鑑達書	十一月	島津久光論達
七八の四 (明治元年)	家老座達書	十一月十四日	島津久光内意書
七八の五 (明治元年)	川上久齡申渡書	十一月廿三日	島津久光系図抄
七八の六 (明治元年)	島津久治申渡書	十一月	島津忠義系図抄
七九九 (明治元年)	川上久齡申渡書	十一月廿六日	桂久武・川上久齡 <sup>老</sup> 連署中渡書
八〇〇 (明治元年)	島津久光論達并家老連署副書	十一月	島津忠鑑外七名 <sup>老</sup> 連署申渡書
八〇一 (明治元年)	川上久齡申渡書	十二月廿二日	島津忠義履歷抄 (藩治職制)
八〇二 (明治二年)	町田久憲申渡書	十二月	島津忠義達書并知政所添状 (藩政改革)
八〇三 (明治二年)	島津忠鑑外五名申渡書	一月 一日	島津忠義達書 (内務局筆者任命)
八〇四	島津忠鑑申渡書	一月 九日	島津忠義履歷抄
八〇五の二	島津忠義達書	一月	島津某・伊東某連署申渡書
八〇五の三	薩長土肥版精奉還連署建白	一月	知政所達書
八〇六 (明治二年)	島津忠鑑申渡書	一月 廿四日	知政所達書
八〇七	勅使下向一件	一月 廿四日	知政所達書 (伝事任命)
の二 (明治二年)	川上久齡・町田久憲連署申渡書	二月 六日	知政所達書
の二 (明治二年)	川上久齡申渡書	二月	知政所達書
の三	川上久齡申渡書	二月	知政所達書
の四 (明治二年)	川上久齡申渡書	二月 十日	知政所達書
の五 (明治二年)			

八三〇の四	明治二年	二月	知政所達書	八三四(明治二年)	三月	五日	知政所達書(休日ヲ改ム)	
八二二	明治二年	二月廿三日	知政所達書	八三〇の二(明治二年)	三月	七日	伝事方申渡書(任職者ノ明細書ヲ徴ス)	
八二三	明治二年	二月廿四日	知政所達書	八三〇の三(明治二年)	三月	七日	知政所達書(廃官ノ面々ヘ)	
八三四の二	明治二年	二月廿四日	知政所達書	八三〇の四(明治二年)	三月	九日	知政所達書(諸局用談)	
八四〇の二	明治二年	二月廿五日	知政所達書	八三〇の五(明治二年)	二月	二月	行政官達書并知政所添書	
八二五	明治二年	二月廿五日	知政所達書	八三〇の六(明治二年)	三月	七日	知政所達書(造士館ヲ廃ス)	
八二六	明治二年	二月廿六日	知政所達書	八三六	三月	十日	知政所達書	
八七〇の二	明治二年	二月廿七日	知政所達書	八三六の二	明治二年	三月	十日	島津久光系凶抄
八二八	明治二年	二月廿七日	知政所達書(藩政ト藩主家政ヲ分離ス)	八三六の三	明治二年	三月	十日	知政所達書
八二九の二	明治二年	二月廿七日	知政所達書(側役ヲ廃ス)	八三七の二	明治二年	三月	十日	知政所達書(医学院ヲ改称ス)
八三〇の二	明治二年	二月廿七日	知政所達書	八三七の三	明治二年	三月	十日	知政所達書(参政任命)
八三〇の三	明治二年	二月廿八日	知政所達書(町奉行等ヲ廃ス)	八三八の二	明治二年	三月	三月	知政所達書
八三〇の四	明治二年	二月廿八日	知政所達書(生産方附士ヲ置ク)	八三八の三	明治二年	三月	三月	知政所達書
八三〇の五	明治二年	二月廿八日	知政所達書(糺明局ヲ置ク)	八三九	明治二年	三月	三月十九日	島津忠義履歴抄(芝郎地村領)
八三〇の六	明治二年	二月廿八日	知政所達書(任職者ノ明細書ヲ徴ス)	八四〇の二(明治二年)	三月	三月	知政所達書(諸道関門ヲ廃ス)	
八三〇の七	明治二年	二月廿九日	知政所達書(用人座附士ヲ伝事方附士トス)	八四〇の三(明治二年)	三月	三月	知政所達書	
八三〇の八	明治二年	二月 晦日	知政所達書(執政心得任命)	八四〇の四(明治二年)	三月	三月	知政所達書(巡察ノ巡行)	
八三〇の九	明治二年	二月 晦日	知政所達書(横目ヲ廃ス)	八四〇の五(明治二年)	三月	三月	知政所達書(騎兵隊ヲ廃ス)	
				八四〇の六(明治二年)	三月	三月	知政所達書	
				八四〇の七(明治二年)	三月	三月	知政所達書	
				八四〇の八(明治二年)	三月	三月	知政所達書	
				八四〇の九(明治二年)	三月	三月	知政所達書	
				八四〇の十(明治二年)	三月	三月	知政所達書	

八四の三	(明治二年)	三月	知政所達書 (浦浜ヲ生産方支配トス)	八四七の二	明治二年	三月廿六日	知政所達書
八四の四	(明治二年)	三月	知政所達書 (郡方ヲ歴ス)	八四八		三月	知政所達書 (葬列道筋)
八四の五	(明治二年)	三月 廿日	知政所達書	八四九	(明治二年)	三月	知政所達書
八四一			哲丸 <sup>忠義</sup> ・房姫 <sup>忠義</sup> 系譜抄	八五〇の一	(明治二年)	三月廿六日	知政所達書
八三の二	(明治二年)	三月廿四日	知政所達書 (地頭副役ノ人選)	八五〇の三	(明治二年)	三月	知政所達書
八三の三	(明治二年)	三月廿四日	知政所達書 (地頭職掌)	八五〇の四	(明治二年)	三月廿六日	知政所達書
八四四	明治二年	三月廿四日	知政所達書 (久光、從三位トナル)	八五一の一	(明治二年)	三月廿七日	知政所達書 (戦争ニヨル廢人調査)
八四の二	明治二年	三月廿四日	知政所達書 (暁姫卒去一件)	八五二の二	(明治二年)	三月廿七日	暁姫 <sup>百彬</sup> 女葬送次第書
八四の三	明治二年	三月廿四日	知政所達書	八五二	(明治二年)	三月	朝廷沙汰書
八四の四	明治二年	三月廿五日	知政所達書	八五三	(明治二年)	三月	朝廷沙汰書 (参議兼左中將宣下)
八四の五	明治二年	三月廿五日	知政所達書	八五四		三月	朝廷沙汰書
八四の六	明治二年	三月	知政所達書	八五五の一	(明治二年)	四月 四日	知政所達書 (買物方蔵・進物蔵合併)
八四の一	(明治二年)	三月廿四日	知政所達書	八五五の二	(明治二年)	四月 五日	知政所達書 (徇達設置)
八四の二	明治二年	三月廿四日	知政所達書	八五五の三	(明治二年)	四月 八日	知政所達書 (俸禄支給規定)
八四の三	明治二年	三月廿四日	知政所達書	八五五の四	(明治二年)	四月 八日	知政所達書 (外城出身者養子ノ家、諸士同様)
八四の四	(明治二年)	三月廿四日	知政所達書	八五六	(明治二年)	四月 八日	知政所達書
八四の五	(明治二年)	三月廿五日	知政所達書	八五七の一	(明治二年)	四月 十日	知政所達書
八四の六	(明治二年)	三月廿五日	知政所達書 (神葬ヲ行フ)	八五七の二	(明治二年)	四月十三日	監察局達書 (市中ニテ乱暴ヲ禁ズ)
八四の七	(明治二年)	三月	知政所達書	八七の二	(明治二年)	四月十三日	知政所達書 (軍務局調役助ヲ置ク)
八四の八	(明治二年)	三月	知政所達書				
八四の九	明治二年	三月	知政所達書 (暁姫葬送一件)				
八四の二	明治二年	三月廿六日	知政所達書				

八五七の四	(明治二年)	四月	知政所達書	八五七の一	(明治二年)	五月十二日	知政所達書(分地別立規定)
八五七の五	(明治二年)	四月十四日	知政所達書(学問修業者給与規定)	八五七の三	(明治二年)	五月十五日	知政所達書(講釈聴問規定)
八五八	明治二年	四月十五日	知政所達書	八五七の四	(明治二年)	五月十五日	知政所達書(分地別立)
八五九の一	(明治二年)	四月十五日	知政所達書(学館并医院職員給与規定)	八五七の五	(明治二年)	五月十五日	会計局達書
八六〇	(明治二年)	四月十六日	知政所達書(出仕小祿者へ發俸)	八六〇の一	(明治二年)	五月	軍務局達書
八六一	明治二年	四月十九日	知政所達書(磯兵隊職制)	八六〇の二	(明治二年)	五月廿二日	知政所達書
八六二	明治二年	四月十九日	知政所達書(出軍諸人へ特別手当)	八六〇の三	(明治二年)	五月廿二日	知政所達書
八六三の一	(明治二年)	四月十九日	知政所達書(唐通事廢止)	八六〇の四	(明治二年)	五月廿二日	知政所達書
八六三の二	(明治二年)	四月十九日	知政所達書(唐人取扱)	八六〇の五	(明治二年)	五月廿五日	知政所達書
八六三の三	(明治二年)	四月	知政所達書(招魂祭)	八六〇の六	(明治二年)	五月廿八日	知政所達書
八六三の四	(明治二年)	四月	知政所達書(輕罪者取扱)	八六九の一	明治二年	六月	朝廷沙汰書
八六四	三月	朝廷沙汰書并知政所達書	八六九の二	明治二年	六月	行政官達書	
八六五	三月	島津忠義履歷抄(藩治職制改革)	八七〇	六月	朝廷沙汰書(戊辰ノ功ニ賞賜)	島津久光・忠義履歷抄(官位・賞典祿返上)	
八六六の一	(明治二年)	五月 三日	知政所達書(典獄設置)	八七一	(明治二年)	六月	島津久光系図抄
八六六の二	(明治二年)	五月	知政所達書(附衆中廢止)	八七二			島津氏家譜抄
八六六の三	(明治二年)	五月 四日	知政所達書(藩外滞在賄料)	八七三			島津忠義系図抄
八六六の四	(明治二年)	五月 四日	知政所達書	八七四			島津忠義系図抄
八六六の五	(明治二年)	五月	知政所達書(地頭所取次廢止)	八七五	(明治二年)	六月	朝廷沙汰書(久光任権大納言叙從二位)
八六七の一	(明治二年)	五月 八日	知政所達書(講釈拜聞)	八七六の一	明治二年	六月	朝廷沙汰書(忠義二十万石下賜位)
				八七六の二		六月	朝廷沙汰書(忠義任参議叙從三位)
				八七七の一	(明治二年)	六月 二日	知政所達書(諸郷ニ軍政施行)
				八七七の二	(明治二年)	六月	知政所達書(軍役高ト改ム)

八七の三	(明治二年)	六月 四日	知政所達書 (人材登庸)	八〇の一	(明治二年)	七月 五日	知政所達書
八七の四	(明治二年)	六月	知政所達書 (旅人・旅船改)	八〇の二	(明治二年)	七月 五日	知政所達書
八七の五	(明治二年)	六月	知政所達書 (別立整理)	八九の一	明治二年	七月十五日	知政所達書 (太守ノ称ヲ止ム)
八七の六	(明治二年)	六月 五日	知政所達書 (非常呼集)	八二の二		六月	太政官布告并知政所添書 (華族ヲ設ク)
八七の七		六月 五日	知政所達書 (寺地ニテ乱行ヲ禁ズ)	八三の三	明治二年	七月十八日	知政所達書 (鹿児島藩管轄)
八七の八	(明治二年)	六月 五日	知政所達書 (一所持高亮扨令)	八九三	(明治二年)	七月十九日	知政所達書 (葬儀師ヲ置ク)
八七の九	(明治二年)	六月	知政所達書 (外艦応接)	八九四	明治二年	七月 廿日	知政所達書
八七の二	(明治二年)	六月 五日	知政所達書 (士民服制)	八九五		六月	太政官布告并知政所達書 (太政官札発行)
八七の二	(明治二年)	六月	知政所達書 (常備兵軍律取扱)	八六の二	(明治二年)	七月	知政所達書 (定式飛脚再置)
八七八	(明治二年)	六月 七日	知政所達書 (医院廢止)	八六の二	(明治二年)	七月	知政所達書 (諸郷役俸祿)
八七の二	(明治二年)	六月 十日	知政所達書 (靖献靈社移転)	八九七		六月	太政官布告并知政所達書 (国内運輸ニ外国船ヲ用フルヲ禁ズ)
八七の二	明治二年	六月十二日	知政所達書 (島津氏家祭)	八九八		六月	純明局吟味書并知政所達書 (士分失行者ヲ嚴科ニ処ス)
八八の二	(明治二年)	六月 十二日	知政所達書 (狢官ヲ禁ズ)				
八八の三	(明治二年)	六月	知政所達書 (死牛馬取扱)				
八八一			島津忠義家譜抄 (藩知事ニ任命)				
八八二			島津忠義履歴抄				
八八三	(明治二年)	六月十八日	知政所達書	八九の二	(明治二年)	七月廿八日	會計局達書
八八四	明治二年	六月廿三日	知政所達書	八九の三	(明治二年)	七月廿八日	知政所達書
八八の二	(明治二年)	六月廿五日	知政所達書 (中元・盆ヲ廢ス)	九〇〇		八月	太政官沙汰書
八八の三	(明治二年)	六月廿七日	知政所達書 (目見・前髪取)	九〇一	(明治二年)	八月	島津忠義諭達并知政所添状
八八六	(明治二年)	六月	太政官布告	九〇二		八月 九日	會計奉行吟味書并知政所答書
八八七		六月	太政官布告	八三の二	(明治二年)	八月	知政所達書 (外城衆中ノ士氣振起)
八八八			島津忠義履歴抄	八三の二		八月	軍務局定并知政所添状 (非常鐘令)
八八九	明治二年	七月 五日	知政所達書 (戦亡者慰靈祭)				

九〇三の三	(明治二年)	八月十三日	知政所達書(市中取締)	九三三の三	明治二年	七月	太政官布告并知政所達書(官位改正)
九〇四の一	(明治二年)	八月十七日	知政所達書(知家事ヲ家令ト唱フ)	九一四	(明治二年)	九月十七日	知政所達書(永利郷新置)
九〇四の二	(明治二年)	八月	知政所達書(雇足輕廢止)	九三三の一	(明治二年)	九月 廿日	知政所達書(藩内旅費規定)
九〇四の三	(明治二年)	八月	知政所達書(庶民ヨリ人材ヲ求ム)	九三三の二	(明治二年)	九月 廿日	知政所達書
九〇五	明治二年	八月十七日	知政所達書(世禄ヲ定ム)	九三三の三	(明治二年)	九月廿三日	知政所達書(厩方ヲ免ズ)
九〇六の一	(明治二年)	八月十七日	知政所達書(世禄規定)	九三三の四	(明治二年)	九月廿三日	知政所達書
九〇六の二	(明治二年)	八月十八日	知政所達書(壇標木表示改正)	九三三の五	(明治二年)	九月廿四日	知政所達書
九〇六の三	(明治二年)	八月十九日	知政所達書	九三三の六	(明治二年)	九月	知政所達書(家来・下人ノ家筋)
九〇六の四	(明治二年)	八月廿四日	知政所達書	九三三の七	(明治二年)	九月	知政所達書(日雇賃錢ヲ定ム)
九〇七	(明治二年)	八月廿四日	知政所達書(軍備出来ヲ定ム)	九三三の八	(明治二年)	九月	知政所達書(内厩方ヲ置ク)
九〇八の一	(明治二年)	八月廿五日	会計局達書并知政所添書(諸役人ノ收賄ヲ禁ズ)	九一六	明治二年	九月廿六日	知政所達書
九〇八の二	(明治二年)	八月	知政所達書	九三七の二	(明治二年)	九月	太政官布告
九〇八の三	(明治二年)	八月	知政所達書(京・大阪諸公用人ヲ廢ス)	九三七の三	(明治二年)	九月	太政官布告
九〇九			島津忠義系譜抄	九三七の四	(明治二年)	九月	太政官布告
九一〇			島津忠義履歴抄	九一八			島津忠義履歴抄(藩治職制改正)
九一一	明治二年	八月廿四日	知政所達書	九三九の一	(明治二年)	九月	知政所達書
九一二の一	明治二年	九月	知政所達書(久光指宿ニ行ク)	九三九の二	(明治二年)	九月廿九日	知政所達書(外城養子)
九一二の二	明治二年	九月	知政所達書(忠義上京)	九三九の三	(明治二年)	九月廿九日	知政所達書(諸家献上品)
九一二の三	(明治二年)	九月 八日	知政所達書(集成館等役ヲ免ズ)	九三九の四	(明治二年)	九月 廿九日	知政所達書(諸人謁見式)
九一三の一	明治二年	九月	知政所達書(諸芸師範ヲ免ズ)	九三九の五	(明治二年)	九月 一日	知政所達書(水上客屋ヲ廢ス)
九一三の二	明治二年	九月	知政所達書(演武館ヲ廢ス)	九三九の六	(明治二年)	十月	知政所達書(諸官廢置)
				九三九の七	(明治二年)	十月	知政所達書(岩川郷新置)
				九三九の八	(明治二年)	十月 三日	知政所達書
				九三九の九	(明治二年)	十月 三日	知政所達書



- 九三三の二 (明治二年) 十月 九日 知政所達書 (諸郷士族家筋)  
 九三三の三 (明治二年) 十月 十日 知政所達書 (牛山郷等設置)  
 九三三の四 (明治二年) 十月 十二日 知政所達書 (諸郷士族持高)  
 九三三の二 (明治二年) 十月 十五日 知政所達書 (民事局ヲ置ク)  
 九三三の二 (明治二年) 十月 十五日 知政所達書  
 九二四 九月 兵部省達書并知政所達書  
 九三三の二 (明治二年) 十月 十九日 知政所達書  
 九三三の三 (明治二年) 十月 廿二日 知政所達書  
 九二六 十月 太政官布告 (外人ニ乱行ヲ禁ス)  
 九二七 (明治二年) 十月 廿七日 知政所達書  
 九二八 (明治二年) 十一月 四日 田中清之進届書  
 九二九 明治二年 十一月 十二日 島津忠義達書  
 九三〇の一 (明治二年) 十一月 十二日 知政所達書 (各局附士ノ取扱)  
 九三〇の二 (明治二年) 十一月 十二日 知政所達書 (諸局事務)  
 九三〇の三 (明治二年) 十一月 十五日 知政書達書 (宮之城ニ三郷ヲ置ク)  
 九三一 島津忠義履歴抄  
 九三二 島津忠義系図抄  
 九三三の二 明治二年 十一月 十七日 知政所達書  
 九三三の三 (明治二年) 十一月 知政所達書 (能楽者ヲ廢ス)  
 九三四の一 十一月 廿日 知政所達書 (中宿)  
 九三四の二 十一月 軍務局達書并知政所添書 (常備隊)  
 九三五 島津斉彬系図抄  
 九三六の一 十一月 太政官布告 (斉彬ニ贈位)
- 九三六の二 明治二年 十一月 廿二日 島津斉彬追贈従一位位記  
 九三七 十一月 太政官沙汰書  
 九三八の一 明治二年 十一月 廿九日 知政所達書 (鶴嶺社創建)  
 九三八の二 明治二年 十一月 廿九日 知政所達書 (伊作・相州家惣社)  
 九三九 明治二年 十一月 知政所達書 (諸善提所画像)  
 九四〇 鹿兒島士族屋敷地定  
 九四一 島津忠義履歴抄  
 九四二の一 (明治三年) 八月 島津忠義達書  
 九四二の二 島津忠義口達書  
 九四二の三 明治二年 十二月 島津忠義口達書  
 九四三 明治二年 十二月 知政所達書 (歳久以下忠臣ノ靈ヲ祀ル)  
 九四四の一 (明治二年) 十二月 八日 知政所達書  
 九四四の二 (明治二年) 十二月 知政所達書  
 九四四の三 (明治二年) 十二月 知政所達書 (庄屋ヲ村長ト改ム)  
 九四四の四 (明治二年) 十二月 十二日 知政所達書  
 九四四の五 (明治二年) 十二月 十五日 知政所達書  
 九四四の六 (明治二年) 十二月 十五日 知政所達書  
 九四四の一 明治二年 十二月 廿五日 知政所達書  
 九四四の二 明治二年 十二月 廿七日 知政所達書  
 九四四の一 (明治二年) 十二月 知政所達書 (祖先ノ靈社ヲ置ク)  
 九四六の二 (明治二年) 十二月 知政所達書  
 九四六の三 (明治二年) 十二月 知政所達書 (南方郷ヲ置ク)  
 九四七の一 年頭規式次第書  
 九四七の二 (明治三年) 一月 知政所達書

九四七の三	(明治三年)	一月	知政所達書(年頭規式ノ手当)	九四七の三	(明治三年)	一月	島津久光・忠義連署上書
九四七の四			職制書	九四七の四		三月	返献高并金目録
九四八の一	(明治三年)	一月	知政所達書(医学校官等)	九四八の四			知政所達書
九四八の二	(明治三年)	一月	知政所達書(医学校)	九五九			島津久光系図抄(賞典奉還)
九四八の三	(明治三年)	一月	知政所達書	九六〇			島津忠義履歴抄
九四九	明治三年	一月	知政所達書(墓所唱様)	九六一の一	(明治三年)	二月	知政所達書
九五〇	明治三年	一月十三日	島津忠義内意書	九六一の二	(明治三年)	二月	知政所達書(中郷合併)
九五一			島津忠義履歴抄	九六一の三	(明治三年)	二月	會計局達書(銅錢他領出禁止)
九五二	明治三年	一月十八日	知政所達書(西郷隆盛へ養俸)	九六二の一	明治三年	二月	知政所達書
九五三の一		一月	知政所達書(参政任命)	九六二の二	明治三年	二月	知政所達書
九五三の二		一月十八日	知政所達書(糺明局総裁任命)	九六三の一		二月十九日	會計局達書
九五四の一	(明治三年)	一月十八日	知政所達書	九六三の二	(明治三年)	二月廿二日	糺明局達書(答刑)
九五四の二	(明治三年)	一月十八日	知政所達書	九六三の三		二月	知政所達書(軍艦乗付大工取扱)
九五四の三	(明治三年)	一月十八日	知政所達書(焼酎仕込)	九六四の一	(明治三年)	二月 廿日	知政所達書(漢方医院)
九五四の四	(明治三年)	一月十八日	知政所達書(琉球詰諸役職制)	九六四の二		二月	會計局達書(抜米取締)
九五四の五	(明治三年)	一月	知政所達書(軍艦方水夫取扱次第)	九六五			島津忠義履歴抄
			第)	九六六の一	(明治三年)	三月	民事局達書(諸座付屋敷)
九五四の六	(明治三年)	一月 廿日	知政所達書(鹿兒島士族へ養子)	九六六の二		三月 七日	知政所達書
九五四の七	(明治三年)	一月	知政所達書	九六六の三		三月 八日	知政所達書(大隊長任命)
九五四の八	(明治三年)	一月	知政所達書(入別取調方所管替)	九六六の四		三月	知政所達書(東京詰兵隊)
九五四の九	(明治三年)	一月	知政所達書(生兵局廢止)	九六六の五		三月十三日	知政所達書(伝事任命)
九五五			島津氏家譜抄	九六六の六		三月	知政所達書(地頭任命)
九五六			島津久光系図抄	九六六の七		三月十三日	知政所達書
九五七			島津忠義系図抄(賞典奉還)	九六六の八		三月	會計局達書(撰錢)
九五八の一	(明治三年)	一月	島津久光・忠義連署上書	九六七		三月	太政官布告并知政所添書

九六八	三月	知政所達書	九六の五 (明治三年)	九月	知政所達書	
九六九の一	三月十九日	會計局達書并知政所達書(砂糖)	九六の六	九月	會計局達書	
九六九の二	三月廿九日	會計局達書(養蚕会社・紙札)	九六の七 (明治三年)	九月廿九日	知政所達書	
九七〇の一	三月	知政所達書	九六の八 (明治三年)	九月	知政所達書	
九七〇の二	三月	知政所達書(人別改)	九六の九 (明治三年)	九月 晦日	民事局達書(土族備地年貢)	
九七〇の三	二月	太政官布告并知政所添書	九七九	明治三年	九月	會計局達書
九七一の一	四月	知政所達書(賄賂ヲ禁ズ)	九八〇	明治三年	九月	島津忠義履歴抄
九七一の二	四月十四日	知政所達書	九八一	明治三年	十月	太政官布告
九七二の一	四月	知政所達書(私刑ヲ禁ズ)	九八二の一	明治三年	十月 二日	知政所達書(敬神説略刊行)
九七二の二	四月	知政所達書并太政官布告	九八二の二	明治三年	十月 二日	會計局達書(年貢米)
九七二の三	四月	知政所達書	九八二の三 (明治三年)	十月 七日	知政所達書(神道講義)	
九七三の四	四月	知政所達書	九八二の四 (明治三年)	九月	太政官布告(天長節)	
九七三の五	四月	知政所達書	九八二の五 (明治三年)	九月	太政官布告	
九七四の一	五月 二日	知政所達書	九八二の六	明治三年	十月十三日	知政所達書
九七四の二	五月 二日	知政所達書	九八二の七 (明治三年)	十月十四日	知政所達書	
九七五の三	五月	監察局達書(銃器取扱)	九八二の八 (明治三年)	十月十七日	知政所達書	
九七四	八月	島津忠義履歴抄	九八二の九 (明治三年)	十月十九日	知政所達書	
九七五	八月	鹿兒島藩庁布達	九八二の一〇 (明治三年)	十月十九日	民事局達書	
九七六	明治三年	會計局達書(俸禄支給規定)	九八二の二 (明治三年)	十月廿二日	知政所達書	
九七七一	明治三年	民事局達書(鹿兒島屋敷地)	九八二の三 (明治三年)	十月	知政所達書	
九七七の二	明治三年	知政所達書	九八二の四 (明治三年)	十月	知政所達書	
九七八の一	明治三年	民事局達書(鹿兒島屋敷地)	九八二の五 (明治三年)	閏十月	軍務局達書	
九七八の二	明治三年	知政所達書	九八二の六 (明治三年)	閏十月	軍務局達書	
九七八の三	明治三年	知政所達書(名変更)	九八二の七 (明治三年)	九月	大藏省布達	
九七九の四	明治三年	宮繕奉行達書	九八二の八 (明治三年)	閏十月 三日	知政所達書(禄高規定)	



九五の五	〔明治三年〕十二月	知政所達書	1001の九	〔明治四年〕一月	知政所達書（屋敷検地）
九五の六	〔明治三年〕十二月廿三日	知政所達書	1001の10	〔明治四年〕一月十八日	知政所達書
九五の七	〔明治三年〕十二月	知政所達書	1001の11	〔明治四年〕一月十八日	知政所達書
九五の八	〔明治三年〕十二月 廿日	知政所達書	1001の12	〔明治四年〕一月廿五日	知政所達書
九六の一	〔明治三年〕十二月 廿日	知政所達書（諸社境内）	1001の13		島津久光内意書
九六の二	〔明治三年〕十二月十九日	民事局達書	1001の14	〔明治三年〕十二月	太政官布告
九六の三	〔明治三年〕十二月	糺明局達書（盜賊横行）	1001の15	〔明治四年〕一月廿七日	知政所達書
九六の四	〔明治三年〕十二月	知政所達書	1001の16	〔明治四年〕一月廿七日	知政所達書（地頭職掌）
九七の一	〔明治三年〕十二月	知政所達書	1001の17	〔明治四年〕一月 晦日	知政所達書（小学校生徒ノ礼儀）
九七の二	〔明治三年〕十二月廿八日	知政所達書（西郷隆盛出府）	1001の18		島津忠義系図抄
九八の一	〔明治三年〕十二月廿九日	知政所達書	1001の19	〔明治四年〕三月 三日	島津忠義願書并知政所達書
九八の二	〔明治三年〕十二月	知政所達書	1001の20		清姫 <small>忠義</small> 系譜抄
九九の一	〔明治三年〕十二月	明治天皇勅旨并島津久光請書	1001の21	〔明治四年〕二月	明治天皇詔書
九九の二	十二月	知政所達書	1001の22	二月	朝廷沙汰書
1000	〔明治三年〕十二月廿九日	知政所達書	1001の23	二月	朝廷沙汰書
1001	〔明治四年〕一月 五日	伝事達書	1001の24	二月	朝廷沙汰書
1001の二	〔明治四年〕一月 十日	知政所達書	1001の25	二月	太政官布告（親兵徵集）
1001の三	〔明治四年〕一月 五日	伝事達書	1001の26	二月十三日	知政所達書
1001の四	〔明治四年〕一月	知政所達書（剣術修業）	1001の27	二月	糺明局達書（火災取締）
1001の五	〔明治四年〕一月 十日	知政所達書（洋学局職制）	1001の28	二月	民事局達書（近在五ヶ村方限境）
1001の六	〔明治四年〕一月 十日	知政所達書	1001の29	三月 七日	知政所達書
1001の七	〔明治四年〕一月 十日	知政所達書	1001の30	三月	知政所達書
1001の八	〔明治四年〕一月 十日	知政所達書（小学校）	1001の31	三月	太政官布告并糺明局添書（広沢真臣遭難）
1001の九	〔明治四年〕一月十二日	知政所達書	1001の32	三月	知政所達書

1011の1〔明治四年〕	三月	知政所達書	1011の1	四月 二日	島津忠義家譜抄
1011の2〔明治四年〕	三月 九日	知政所達書	1011の1〔明治四年〕	四月 二日	知政所達書
1011の3〔明治四年〕	三月 十日	知政所達書	1011の2〔明治四年〕	四月 三日	會計局達書
1011の4〔明治四年〕	三月	知政所達書	1011の3〔明治四年〕	四月	知政所達書〔事務担当者〕
1011の5〔明治四年〕	三月十二日	知政所達書	1011の4〔明治四年〕	四月 七日	知政所達書
1011の6〔明治四年〕	三月十四日	知政所達書〔諸郷地頭兵士〕	1011の1〔明治四年〕	四月	知政所達書
1011の7〔明治四年〕	三月十八日	知政所達書	1011の2〔明治四年〕	四月	知政所達書
1011の8〔明治四年〕	三月十五日	會計局吟味書〔諸局入用紙分量 取調〕	1011の3〔明治四年〕	四月十九日	知政所達書
1011の9〔明治四年〕	三月十八日	知政所達書	1011の4〔明治四年〕	四月	知政所達書
1011の10〔明治四年〕	三月十九日	知政所達書	1011の1〔明治四年〕	四月	知政所達書〔学制〕
1011の11〔明治四年〕	三月十九日	知政所達書〔第一郷校〕	1011の2〔明治四年〕	四月	知政所達書〔漆上納〕
1011の12〔明治四年〕	三月十九日	知政所達書〔外城兵隊〕	1011の3〔明治四年〕	四月	知政所達書〔諸局官員数〕
1011の13〔明治四年〕	三月 廿日	知政所達書〔兵部省達書并知政所添書〕	1011の4〔明治四年〕	四月廿四日	知政所達書
1011の14〔明治四年〕	二月	兵部省達書并知政所添書	1011の5〔明治四年〕	四月廿五日	知政所達書
1011の15〔明治四年〕	三月廿二日	知政所達書	1011の6〔明治四年〕	四月	知政所達書
1011の16〔明治四年〕	三月廿三日	知政所達書	1011の7〔明治四年〕	四月	監察局達書并知政所添書
1011の17〔明治四年〕	三月廿三日	知政所達書	1011の8〔明治四年〕	四月	知政所達書
1011の18〔明治四年〕	三月廿二日	知政所達書	1011の9〔明治四年〕	四月	知政所達書
1011の19〔明治四年〕	二月	明治天皇詔書	1011の10〔明治四年〕	四月	朝廷沙汰書
1011の20〔明治四年〕	二月	太政官布告	1011の1〔明治四年〕	四月	會計局達書〔拝借銀利足〕
1011の21〔明治四年〕	三月廿七日	知政所達書	1011の2〔明治四年〕	四月十二日	精松善之水達書
1011の22〔明治四年〕	三月	知政所達書	1011の3〔明治四年〕		島津忠義履歷抄
1011の23〔明治四年〕	三月	知政所達書	1011の4〔明治四年〕	五月 三日	知政所達書
1011の24〔明治四年〕	三月	知政所達書	1011の5〔明治四年〕	五月 十日	知政所達書
1011の25〔明治四年〕	三月	知政所達書	1011の6〔明治四年〕	五月 十日	知政所達書
1011の26〔明治四年〕	三月十五日	會計局達書〔詔官俸禄〕	1011の7〔明治四年〕	五月 十日	知政所達書
1011の27〔明治四年〕	三月 三日	島津忠義願書并知政所達書	1011の8〔明治四年〕	五月十七日	軍務局達書

1035の四	(明治四年)	三月	太政官布告	1043			島津忠義系譜抄
1035の五	(明治四年)	五月	知政所達書	1044			島津忠義系図抄
1035の六	(明治四年)	五月廿二日	知政所達書(近在諸村合併)	1045	(明治四年)	六月	太政官布告并知政所添書
1036			島津忠義履歴抄	1046			島津忠義履歴抄
1036の一	(明治四年)	五月	太政官沙汰書并知政所達書	1047の一	(明治四年)	七月廿八日	知政所達書
1036の二	(明治四年)	六月 十日	知政所達書	1047の二			伝事達書
1036の一	(明治四年)	六月 三日	知政所達書	1048の一	明治四年	七月十四日	明治天皇詔書(廢藩置縣)
1036の二	(明治四年)	六月 十日	知政所達書	1048の二	(明治四年)	七月 三日	明治天皇勅書
1036の三	(明治四年)	六月 十日	本学校上書(小学生水泳場)	1049	(明治四年)	七月十四日	月番ノ三藩何書
1036の四	(明治四年)	六月	知政所達書	1050	明治四年	七月十四日	明治天皇勅書并太政官布告
1036の五	(明治四年)	六月	知政所達書	1051の一	(明治四年)	七月	太政官布告
1036の六	(明治四年)	四月十四日	民事局達書(自作地制限)	1051の二	(明治四年)	七月	太政官職制ヲ改ム
1036の七	(明治四年)	六月十七日	知政所達書	1051			某書状并聞書
1036の八	(明治四年)	六月十八日	知政所達書	1052の一	(明治四年)	七月	太政官布告并知政所達書
1036の九	(明治四年)	六月	知政所達書	1052の二	(明治四年)	八月	鹿児島県庁達書
1036の九	(明治四年)	六月	知政所達書	1052の三	(明治四年)	八月 五日	鹿児島県庁達書
1036の九	(明治四年)	六月廿五日	太政官布告	1053の三	(明治四年)	八月 五日	鹿児島県庁達書
1037			御親兵職・氏名書上	1054の一	(明治四年)	八月 八日	鹿児島県庁達書
1037の一		七月 廿日	西郷隆盛書状	1054の二	(明治四年)	八月	鹿児島県庁達書
1037の二	(明治四年)	七月 十日	西郷隆盛書状	1055	明治四年	八月十八日	島津家家令達書
1037の二	(明治四年)	七月 五日	知政所達書	1056	(明治四年)	八月	鹿児島県庁達書(死牛ノ肉)
1037の二	(明治四年)	七月十三日	知政所達書(山伏・僧尼ノ入藩)	1057の一	(明治四年)	八月十八日	民事局達書
1037の三		七月	民事局達書(大浮免高)	1057の二	(明治四年)	八月	鹿児島県庁達書
1037の四	(明治四年)	七月廿二日	知政所達書	1057の三	(明治四年)	八月廿五日	會計局達書
1037の五	(明治四年)	七月	知政所達書(諸生扶持米)	1057の四	(明治四年)	八月廿八日	鹿児島県庁達書
1037の六	(明治四年)	七月	民事局達書(近在自作地・余地)	1057の五	(明治四年)	八月廿八日	鹿児島県庁達書

- 1056の1 八月 太政官布告并鹿兒島県庁添書
- 1056の2 (明治四年) 九月三日 鹿兒島県庁添書
- 1056の3 (明治四年) 九月 鹿兒島県庁添書
- 1056の4 (明治四年) 九月 伝事達書
- 1056の5 (明治四年) 九月 鹿兒島県庁添書 (士族賑恤)
- 1056の6 (明治四年) 九月 四日 軍務局達書
- 1056の7 (明治四年) 九月 八日 鹿兒島県庁達書
- 1059 九月 鹿兒島県庁達書
- 1060 九月 鹿兒島県庁達書
- 1061 九月 十日 太政官布告
- 1062の1 (明治四年) 九月 十日 太政官布告
- 1062の2 (明治四年) 九月 十三日 島津忠義叙従三位宣旨
- 1062の3 (明治四年) 九月 十三日 島津忠義叙従三位宣旨
- 1063 (明治四年) 九月 十三日 太政官布告并鹿兒島県庁添書
- 1064 (明治四年) 九月 廿五日 太政官布告
- 1065 (明治四年) 九月 十四日 明治天皇勅書并太政官布告
- 1066の1 明治天皇詔書
- 1066の2 明治天皇詔書
- 1067 对清外交覚書
- 1068の1 (明治四年) 八月 太政官布告(服制・通婚ノ自由)
- 1068の2 并鹿兒島県庁添書
- 1068の3 (明治四年) 九月 十八日 鹿兒島県庁達書
- 1069 (明治四年) 十月 二日 鹿兒島県庁達書
- 1070の1 (明治四年) 八月 太政官布告并県庁添書
- 1070の2 (明治四年) 十月 三日 鹿兒島県庁達書(国・漢学局)
- 1070の3 (明治四年) 八月 太政官布告并鹿兒島県庁添書
- 1070の4 (明治四年) 十月 七日 鹿兒島県庁達書
- 1070の5 (明治四年) 十月 七日 鹿兒島県庁達書
- 1070の6 (明治四年) 十月 鹿兒島県庁達書
- 1071の1 (明治四年) 十月 鹿兒島県庁達書(女子学校振興)
- 1071の2 (明治四年) 十月 鹿兒島県庁達書
- 1071の3 (明治四年) 十月 十七日 鹿兒島県庁達書
- 1071の4 (明治四年) 十月 廿二日 鹿兒島県庁達書
- 1071の5 (明治四年) 十月 廿二日 鹿兒島県庁達書
- 1071の6 (明治四年) 十月 廿二日 鹿兒島県庁達書(三升重出米)
- 1072の1 (明治四年) 十月 鹿兒島県庁達書
- 1072の2 (明治四年) 十月 鹿兒島県庁達書
- 1072の3 (明治四年) 十月 廿五日 鹿兒島県庁達書(士族賑恤規定)
- 1072の4 (明治四年) 十月 十日 糺明局達書
- 1072の5 (明治四年) 十月 鹿兒島県庁達書
- 1072の6 (明治四年) 十月 廿五日 鹿兒島県庁達書
- 1073の1 (明治四年) 十一月 十四日 太政官布告并鹿兒島県庁添書
- 1073の2 (明治四年) 六月 廿五日 太政官布告并鹿兒島県庁添書
- 1073の3 (明治四年) 九月 晦日 司法省布達
- 1073の4 (明治四年) 九月 太政官布告并鹿兒島県庁添書
- 1073の5 (明治四年) 九月 太政官布告并鹿兒島県庁添書(庶民ノ帯刀ヲ禁ズ)
- 1073の6 (明治四年) 十一月 七日 鹿兒島県庁達書(郷校)
- 1073の7 (明治四年) 十月 司法省布達并鹿兒島県庁添書(刑死者ノ死体引取ヲ許ス)



- 1074の四〔明治四年〕十一月五日 鹿児島県庁達書（城内取締）
- 1074の五〔明治四年〕十月 太政官布告并鹿児島県庁添書
- 1075の六〔明治四年〕十一月七日 鹿児島県庁達書
- 1075の七〔明治四年〕十一月八日 鹿児島県庁達書（諸役所公金借用）
- 1075の八〔明治四年〕十一月 鹿児島県庁達書（抜荷・抜壳）
- 1075の九〔明治四年〕十一月 鹿児島県庁達書（旧藩知事へ年頭祝儀）
- 1075の10〔明治四年〕十一月 鹿児島県庁達書（吉野郷校）
- 1075の11〔明治四年〕十一月 鹿児島県庁達書
- 1075の12〔明治四年〕十一月 鹿児島県庁達書
- 1075の13〔明治四年〕十一月十三日 鹿児島県庁達書（米移出）
- 1075の14〔明治四年〕十月 太政官布告
- 1075の15〔明治四年〕十月 太政官布告
- 1075の16〔明治四年〕十月廿四日 太政官布告
- 1075の17〔明治四年〕十一月十四日 鹿児島県庁達書
- 1075の18〔明治四年〕十一月十四日 軍務局達書
- 1075の19 伝事方達書
- 1075の20〔明治四年〕十一月廿二日 鹿児島県庁達書（紡績商社）
- 1076 鹿児島県庁達書（年頭進上品目録）
- 1077〔明治四年〕十一月廿八日 鹿児島県庁達書
- 1078の1〔明治四年〕 太政官布告
- 1078の2〔明治四年〕十一月廿五日 鹿児島県庁達書（外人教師）
- 1079の1〔明治四年〕六月廿五日 太政官布告并鹿児島県庁添書
- 1079の2〔明治四年〕十一月廿九日 鹿児島県庁達書
- 1079の3〔明治四年〕 太政官布告
- 1079の4〔明治四年〕十一月 会計局吟味書（茶ノ売買）
- 1080 鹿児島県庁達書（家族調書）
- 1080の1〔明治四年〕十一月廿九日 会計局達書（諸郷抱地売却）
- 1080の2 鹿児島県庁達書
- 1080の3〔明治四年〕十二月七日 民事局達書（人別差杉代銭）
- 1080の4〔明治四年〕十一月 会計局達書（掛持自作地処分）
- 1080の5 鹿児島県庁達書
- 1080の6〔明治四年〕十一月 太政官布告
- 1080の7〔明治四年〕十一月 鹿児島県庁達書
- 1080の8〔明治四年〕十二月 会計局達書
- 1080の9〔明治四年〕十二月 鹿児島県庁達書
- 1080の10〔明治四年〕十二月 晦日 鹿児島県庁達書
- 1080の11 申年頭規式次第
- 1080の12 島津久光申年頭規式次第
- 1080の13 申年頭拝賀次第

- 一〇八五の四〔明治五年〕 一月 八日 鹿児島県庁達書
- 一〇八五の五〔明治五年〕 一月 五日 鹿児島県庁達書
- 一〇八六の一〔明治四年〕十二月 太政官布告(脱走人手配書)
- 一〇八六の二〔明治五年〕 一月十四日 鹿児島県庁達書(検地)
- 一〇八六の三〔明治五年〕 一月十七日 田畑平達書
- 一〇八六の四〔明治五年〕 一月 鹿児島県庁達書(軍務局)
- 一〇八六の五〔明治五年〕 一月 鹿児島県庁達書
- 一〇八六の六〔明治五年〕 一月 鹿児島県庁達書
- 一〇八六の七〔明治五年〕 一月廿八日 鎮台分営規則
- 一〇八七の一〔明治五年〕 二月 太政官布告(郡長以下職制)
- 一〇八七の二〔明治五年〕 二月 本官申渡書
- 一〇八七の三〔明治五年〕 二月 八日 分営崗合書
- 一〇八七の四〔明治五年〕 一月十八日 山県有朋達書并鹿児島県庁添書
- 一〇八七の五〔明治五年〕 二月 聴訟課達書
- 一〇八七の六〔明治五年〕 二月廿七日 鹿児島県庁達書(庁内諸課分掌)
- 一〇八七の七〔明治五年〕 一月 太政官布告
- 一〇八八の一 民事局達書(損高取調)
- 一〇八八の二 鎮台分営達書
- 一〇八九 鹿児島県庁達書
- 一〇九〇の一 鹿児島県庁達書
- 一〇九〇の二〔明治五年〕 二月 鎮台分営規則
- 一〇九一 郡長等氏名書上
- 一〇九二の一〔明治四年〕 十二月 太政官布告并鹿児島県庁添書
- 一〇九二の二〔明治五年〕 三月 鹿児島県庁達書(開拓使人夫妻)
- 一〇九三 第二分営崗合書
- 一〇九四の一〔明治五年〕 三月廿二日 鹿児島県庁達書(自作地制限)
- 一〇九四の二〔明治五年〕 四月 五日 鹿児島県庁達書(自作地制限)
- 一〇九四の三〔明治五年〕 三月廿七日 検地掛吟味書
- 一〇九四の四〔明治五年〕 四月 五日 鹿児島県庁達書(諸局屋敷)
- 一〇九四の五〔明治五年〕 四月 八日 鹿児島県庁達書(諸出願ノ分掌)
- 一〇九四の六〔明治五年〕 四月 九日 鹿児島県庁達書(家来・下人ノ名称)
- 一〇九四の七〔明治五年〕 四月 鹿児島県庁達書
- 一〇九四の八〔明治五年〕 四月 鹿児島県庁達書(婆死者取扱)
- 一〇九四の九〔明治五年〕 四月 太政官布告
- 一〇九五の一〔明治五年〕 四月 鹿児島県庁達書(船改方・運上所)
- 一〇九五の二 近藤勘助外三名<sup>四番小</sup>連署達書  
区戸長
- 一〇九五の三 鹿児島県庁達書(壬申戸籍編成)
- 一〇九五の四 鹿児島県庁達書
- 一〇九五の五 鹿児島県庁達書(番戸ヲ定ム)
- 一〇九六の六 明治五年 四月 壬申戸籍取調雛形
- 一〇九六〔明治五年〕 四月 太政官布告
- 一〇九七の一〔明治五年〕 四月 鹿児島県庁達書(招魂塚)
- 一〇九七の二〔明治五年〕 四月 鹿児島県庁達書
- 一〇九七の三〔明治五年〕 四月 出納課達書
- 一〇九七の四〔明治五年〕 四月 鹿児島県庁達書(旅行規定)
- 一〇九七の五 鹿児島県庁達書(人員戸数調査)

一〇六の一	〔明治五年〕	五月	鹿兒島県庁達書（他県居住ノ從者）	一一〇の二	八月廿七日	出納課達書
一〇六の二	〔明治五年〕	五月	鹿兒島県庁達書（患者藥料）	一一一	九月	鹿兒島県庁達書
一〇九の一	〔明治五年〕	五月 十日	出納課吟味書（繼自家督）	一一二	九月	鹿兒島県庁達書
一〇九の二	〔明治五年〕	五月廿八日	鹿兒島県庁達書	一二三の一	九月	鹿兒島県庁達書（居屋敷・自作地売買）
一一〇			島津忠義系図抄	一二三の二	九月	鹿兒島県庁達書
一一〇の一	〔明治五年〕	五月	太政官布告	一二四の一	十月	鹿兒島県庁達書
一一〇の二	〔明治五年〕	一月	桂久武 <small>都城侯</small> ・大山綱良 <small>鹿兒島連</small> 署願書并太政官許可書	一二四の二	十月	鹿兒島県庁達書
一一一の一	〔明治五年〕	六月 四日	出納課達書	一二四の三	十月	鹿兒島県庁達書
一一一の二	〔明治五年〕	六月	明治天皇鹿兒島巡幸一件	一二四の四	十月十二日	鹿兒島県庁達書
一一一の三	〔明治五年〕	六月	鹿兒島県庁達書	一二四の五	十月	鹿兒島県庁達書
一一二の一	〔明治五年〕	六月廿三日	宣命并鹿兒島県庁達書	一二四の六	十月	鹿兒島県庁達書
一一二の二	〔明治五年〕	五月	太政官布告	一二四の七	十月	鹿兒島県庁達書
一一三		六月	鹿兒島県庁布達（旅人取締）	一二五の一	十月	租税課達書
一一四		六月廿八日	島津久光建白書	一二五の二	十月廿二日	租税課達書（桑苗）
一一五の一	〔明治五年〕	五月廿八日	明治天皇鹿兒島巡幸一件	一二五の三	十月 五日	鎮西鎮台達書（銃砲調査）
一一五の二	〔明治五年〕	七月十四日	鹿兒島県庁達書	一二五の四	十月	出納課達書
一一六の一	〔明治五年〕	七月 一日	鹿兒島県庁達書（行在所掛見）	一二五の五	十月	鹿兒島県庁達書
一一六の二		七月	鹿兒島県庁達書	一二五の六	十月十八日	出納課達書（世祿高所務渡規定）
一一七の一	〔明治五年〕	八月	鹿兒島県庁達書	一二五の七		戸長某達書
一一七の二	〔明治五年〕	八月	出納課・租税課吟味書（給地所務權）	一二五の八	十月	鹿兒島県庁達書
一一八の一	〔明治五年〕	八月十八日	椎原因幹 <small>鹿兒島県</small> 願書	一二五の九	十月	鹿兒島県庁達書
一一八の二	〔明治五年〕	四月 五日	井上馨 <small>大藏</small> 入輔答書	一二五の二〇	十月	鹿兒島県庁達書
一一九の一	〔明治五年〕			一二六の一	十月	鹿兒島県庁達書
一二〇の一	〔明治五年〕			一二六の二	九月 廿日	山県有朋 <small>陸軍</small> 布達（募兵）并鹿

二七〇の一	〔明治五年〕十一月	児島県庁達書	一一二五	明治六年	一月三日	地券方布達(宅地地券ヲ発行ス)
二七〇の二	〔明治五年〕十一月	聴訟課達書	二二六の一	明治六年	一月三日	太政官布告
二七〇の三	明治五年	鹿児島県庁達書	二二六の二	明治六年	一月三日	太政官布告
二七〇の四	明治五年	明治天皇詔書(太陽曆採用)	二二六の三	〔明治六年〕	二月	出納課伺書(廢官養料)
二七〇の五	〔明治五年〕十一月九日	太政官布告	二二六の四	明治六年	二月	鹿児島県庁達書
二七〇の六	〔明治五年〕十一月十九日	鹿児島県庁達書	一一二七	明治六年	一月四日	太政官布告(祝休日ヲ定ム)
二七〇の七	〔明治五年〕十一月	鹿児島県庁達書	一一二八	明治六年	二月	鹿児島県庁達書
二七〇の八	十一月	鹿児島県庁達書	一一二九	明治六年	二月	充姫 <small>忠義</small> 系譜抄
二七〇の九	十一月	鹿児島県庁達書	一一三〇	明治六年	二月七日	太政官布告
二七〇の一〇	十一月十五日	出納課達書	一一三一	明治六年	二月廿七日	鹿児島県庁達書(運送会社ヲ置ク)
二七〇の一	十一月廿三日	戸長達書(人別銀)	一一三二	明治六年	三月七日	出納課吟味書(旧藩札備位比較表)
二七〇の二	十一月	庶務課達書(旧藩知事へ進献代銭)	一一三三	明治六年	三月七日	出納課吟味書(旧藩札備位比較表)
二七〇の三	十一月廿九日	鹿児島県庁達書	二二五の一	明治六年	三月八日	出納課達書
二七〇の四	十一月廿八日	出納課達書	二二五の二	明治六年	三月八日	出納課吟味書
二七〇の五	十一月廿八日	鹿児島県庁達書	二二五の三	明治六年	三月十八日	鹿児島県庁達書
二七〇の六	十一月廿八日	徴兵告諭詔并太政官布告	二二五の四	明治六年	三月廿三日	鹿児島県庁達書
二七〇の七	十一月廿八日	出納課・租税課達書并高山一郎添書	一一三五	明治六年	三月十九日	鹿児島県庁達書并高山一郎添書(銃砲改メ)
一一二一	〔明治五年〕十二月	太政官布告(職業ノ自由)	二二六の一	明治六年	三月十日	鹿児島県庁達書(宅地取扱規定)
一一二二	一月九日	戸長達書	二二六の二	明治六年	三月廿四日	鹿児島県庁達書
一一二三	一月	保護会社貸付規則	一一三七	〔明治六年〕	四月三日	出納課達書
一一二四	一月十三日	聴訟課達書	一一三八	明治六年	三月廿四日	鹿児島県庁達書(久光上京)
一一二五	一月十五日	鹿児島県庁達書	二二九の一	明治六年	五月三日	庶務課達書
一一二六	一月十五日	太政官布告(都城県ヲ廃ス)	二二九の二	明治六年	五月九日	島津久光家令問合書

一一四〇	明治六年	五月 五日	島津忠義系図抄	二五四の二	明治六年	八月 七日	鹿児島県庁達書
一一四一	明治六年	五月 九日	太政大臣通達并添書(皇居炎焼)	一一五五	明治六年	八月	鹿児島県庁達書(戸長役所ヲ置ク)
一一四二	明治六年	五月 九日	島津久光家令問合書	二五六の二	明治六年	八月 四日	大山綱良達書(支庁管轄区域)
二四三の二	明治六年	五月 九日	庶務課達書	二五六の二	〔明治六年〕	八月 八日	庶務課達書(支庁官員規定)
二四三の三	明治六年	五月 十日	鹿児島県庁庶務課達書	二五六の三	明治六年	八月 九日	鹿児島県庁達書(遊芸ヲ禁ズ)
一一四四		五月 十日	營所問合書	一一五七	明治六年	八月 九日	鹿児島県庁達書
一一四五	明治六年	五月 十日	島津久光系図抄	一一五八	〔明治六年〕	八月 十四日	庶務課達書
二四六の二	明治六年	五月 廿七日	県庁達書	一一五九	〔明治六年〕	八月	鹿児島県庁達書(戸長心得)
二四六の三	明治六年	五月 廿九日	庶務課達書	二六〇の二	〔明治六年〕	八月 十五日	鹿児島県庁達書
一一四七	明治六年	五月 十三日	租税課達書	二六〇の三	〔明治六年〕	八月 十八日	鹿児島県庁達書
一一四八	明治六年	六月	鹿児島県庁達書	二六〇の三	〔明治六年〕	八月 十八日	鹿児島県庁達書
一一四九	明治六年	六月 七日	聴公課願書(斗鶏ヲ禁ズ)	二六一の二	〔明治六年〕	八月 十八日	鹿児島県庁達書
一一五〇	〔明治六年〕	六月 廿五日	鹿児島県庁布達(地租改正)	二六一の二	明治六年	八月 十八日	鹿児島県庁達書
二五二の一	明治六年	六月 十四日	出納課達書并高山一郎添書	二六二の一	明治六年	八月 七日	山県有朋布達
二五二の二	明治六年	七月 三日	島津忠義願書	二六二の二	明治六年	七月 廿二日	大隈重信布達
二五二の三	〔明治六年〕	六月	文部省通達	一一六三	明治六年	七月 廿二日	三条実美布達(家督相続規定加除)
一一五一		七月	島津忠義・同久光連署願書	二六四の二	明治六年	八月 廿七日	鹿児島県庁達書
二五三の一	明治六年	七月 廿七日	大山綱良達書	二六四の三	〔明治六年〕	八月 廿八日	鹿児島県庁達書(養樺米ヲ廢ス)
二五三の二	明治六年	七月 廿日	大山県令達書	一一六五	明治六年	七月 廿一日	三条実美通達
二五三の三		七月	大政官布告	一一六六	〔明治六年〕	八月 四日	大山県令達書
二五三の四	明治六年	七月 廿七日	大山綱良達書	一一六七	明治六年	七月 廿二日	三条実美布達
二五三の五	明治六年	七月 廿七日	大山綱良達書	二六六の一	明治六年	八月 廿八日	鹿児島県庁達書
二五三の六	明治六年	七月 廿九日	鹿児島県庁達書	二六六の二	明治六年	八月 廿八日	鹿児島県庁達書
二五四の一	明治六年	八月 三日	鹿児島県庁達書				

一六九	明治六年	七月廿七日	山県有朋布達	二六六の二	〔明治七年〕	一月十三日	鹿児島県庁達書
一七〇	〔明治六年〕	九月	鹿児島県庁達書	二六六の三	〔明治七年〕	一月十三日	鹿児島県庁達書
一七一	明治六年	九月十九日	庶務課達書	一八七			常姫 <small>女</small> 義系譜抄
一七二	明治六年	九月廿九日	鹿児島県庁達書	二六八の一		二月十六日	鹿児島県庁達書〔三島ニ銭貨ノ通融ヲ促ス〕
二七三の一	〔明治六年〕	九月廿三日	鹿児島県庁庶務課達書				
二七三の二	明治六年	九月十九日	三条実美布達	二六八の二	明治七年	二月十五日	木戸孝允布達〔佐賀ノ乱〕
一七四	〔明治六年〕	十月二日	鹿児島県庁達書	二六八の三	〔明治七年〕	二月十九日	大久保利通布達
二七五の一	〔明治六年〕	十月八日	鹿児島県庁達書	二六八の四	明治七年	二月十九日	大久保利通布達〔佐賀ノ乱与党ノ潜伏ヲ取締ル〕
二七五の二	〔明治六年〕	十月九日	鹿児島県庁達書〔教導職巡回〕			二月廿二日	大久保利通布達〔佐賀賊徒管内潜伏ヲ取締ル〕
一七六	〔明治六年〕	十月十二日	鹿児島県庁達書	二六八の五		三月一日	大久保利通布達〔賊徒探索ヲ令ス〕
一七七	〔明治六年〕	十月廿二日	鹿児島県庁達書	一一八九	明治七年	三月二日	出納課達書
二七六の一		十一月廿九日	鹿児島県庁達書	二九〇の一		三月九日	鹿児島県庁達書
二七六の二	明治六年	十一月十日	岩倉具視布達	二九〇の二	明治七年	三月十八日	鹿児島県庁達書
一七九	〔明治六年〕	十二月四日	鹿児島県庁達書并戸長添書	二九〇の三	〔明治七年〕	三月九日	鹿児島県庁達書
一八〇	明治六年	十二月十二日	鹿児島県庁達書〔諸物価立値ヲ廃ス〕	二九〇の四	明治七年	三月廿日	鹿児島県庁達書
二八〇の一	〔明治六年〕	十二月廿日	大山県令達書	二九〇の五	〔明治七年〕	十二月二日	岩倉具視布達
二八〇の二	明治六年	十一月十日	岩倉具視布達	二九三の一	明治六年	五月十九日	鹿児島県庁達書〔地券書替印稅〕
二八〇の三	〔明治六年〕	十二月廿七日	鹿児島県庁達書	二九三の二	〔明治七年〕	五月廿五日	鹿児島県庁達書〔錢銅錢通融〕
一八二	明治六年	十二月三日	島津忠義願書	二九三の三	〔明治七年〕	五月廿七日	鹿児島県庁達書〔錢札通融〕
一八三			島津久光系図抄	一一九五	〔明治七年〕	七月三日	三条実美布達
一八四	明治七年	一月八日	鹿児島県庁達書				
一八五	〔明治七年〕	一月八日	鹿児島県庁達書				
二八六の一	〔明治七年〕	一月十二日	鹿児島県庁達書〔陸運会社ヲ廢ス〕				

一一九六	明治七年	七月廿五日	鹿児島県庁達書(救盲院ヲ設立ス)	一一二一	明治八年	四月十日	大山綱良達書
一一九七	〔明治七年〕	八月	磯家令達書并県庁添書(歴代戦亡者ヲ調査ス)	一一三〇の二	明治八年	四月四日	鹿児島県令達書(種痘ヲ施行ス)
一一九八	明治七年	八月七日	鹿児島県庁達書	一一三〇の三	明治八年	四月十二日	大山綱良布達(藩札交換)
二九〇一	〔明治七年〕	十月十三日	鹿児島県庁達書	一一三〇の四	明治八年	二月廿日	三条実美布達
二九〇二	明治七年	十月	鹿児島県庁達書	一一三二	明治八年	四月七日	大山綱良達書(無許可出京ヲ禁ズ)
二九〇三	〔明治七年〕	十月廿二日	鹿児島県庁達書	一一三三	〔明治八年〕	四月六日	大山綱良達書
二一〇一	明治七年	十一月十日	龍巖艦長報告書	一一三四の二	明治八年	三月廿五日	三条実美布達
二一〇二	〔明治七年〕	十一月十八日	鹿児島県庁達書	一一三四の三		三月七日	三条実美布達并大山綱良添書(警察局ヲ設ケ邏卒ヲ置ク)
二一〇三	〔明治七年〕	十二月九日	鹿児島県庁達書	一一三五		四月十四日	鹿児島県庁達書(官吏ヘノ礼物ヲ禁ズ)
二一〇四	〔明治七年〕	十二月	戸長回達書	一一二六	明治八年	六月七日	庶務課達書
二一〇五	明治八年	一月廿五日	山県有朋布達	一一三七の二	明治八年	六月十二日	田畑常秋達書
二一〇六	明治八年	一月廿一日	三条実美布達	一一三七の三	明治八年	六月十五日	田畑常秋達書
二一〇七	〔明治四年〕	八月十八日	太政官布告并大山綱良添書	一一二八			知姫 <small>忠義</small> 系譜抄
二一〇八	〔明治八年〕	二月十日	鹿児島県庁達書(諸願・伺届書ノ照準)	一一二九	明治八年	十月三日	大山綱良達書(遠流・私遠流ヲ廢ス)
二一〇九	〔明治八年〕	二月十七日	鹿児島県令達書	一一三〇の二	〔明治八年〕	十月	出納課属問合書并各課回答書
二一〇一〇	〔明治八年〕	二月	鹿児島県令達書	一一三〇の三	明治八年	十月廿四日	大山綱良達書
二一〇一〇	〔明治八年〕	二月廿五日	鹿児島県令達書(養蚕ヲ奨励ス)	一一三一	明治八年	十月廿日	鹿児島県庁達書
二一〇一〇	〔明治八年〕	二月	大山綱良令達書	一一三二	明治八年	十月廿四日	大久保利通布達并大山綱良添書
二一〇一〇	〔明治八年〕	二月十三日	三条実美布達(平民ニ苗字ヲ唱ヘシム)	一一三三			島津久光系図抄
二一〇一〇	明治八年	三月十八日	大山綱良達書	一一三四	明治八年	十一月二日	大山綱良達書(家禄・軍功禄・賞典禄ヲ米金取交ゼニテ給ス)

一三五の二 明治八年 六月廿九日 福山健偉・大山綱良上申書(家  
禄売買)

一三六の二 明治八年 十一月十五日 大隈重信答書并大山綱良添書  
(家禄売買)

一三五の三 明治八年 十二月十二日 大山綱良達書

一三五の四 明治八年 十二月廿八日 三条実美布達

一三六の二 明治九年 二月 九日 大山綱良達書(時鐘ノ制ヲ改ム)

一三六の三 明治九年 十一月 九日 鹿兒島県庁達書

一三六の四 明治九年 三月廿八日 三条実美布達

一三六の五 明治九年 四月 大山綱良達書

一三六の六 明治九年 四月十五日 大山綱良達書(地租改正中開拓  
出願ヲ停ム)

一三六の七 明治九年 四月 大山綱良達書

一三六の八 明治九年 四月十五日 大山綱良達書(地租改正中開拓  
出願ヲ停ム)

一三六の九 明治九年 四月十六日 大山綱良達書(鹿兒島裁判所開  
庁)

一三六の十 明治九年 五月十三日 大山綱良達書

一三六の十一 明治九年 五月十五日 大山綱良達書(就学ヲ令ス)

一三六の十二 明治九年 五月廿五日 三条実美布達

一三六の十三 明治九年 六月 九日 三条実美布達

一三六の十四 明治九年 七月廿七日 永山直次郎達書

一三六の十五 明治九年 七月廿七日 戸長達書

一三六の十六 明治九年 八月 大山綱良達書(諸布告掲示場ヲ  
設ク)

一三六の十七 明治九年 九月 島津忠義達書

一三六の十八 明治九年 十月廿八日 大山綱良達書

一三六の十九 明治九年 十月十三日 大久保利通布達

一三六の二十 明治九年 十月十三日 大久保利通布達

一三六の二十一 明治九年 十月十三日 大久保利通布達

一三六の二十二 明治九年 十月十三日 大久保利通布達

一三六の二十三 明治九年 十月十三日 大久保利通布達

一三七の二 明治九年 五月十七日 大山綱良達書(祈禱師ノ医療ニ  
係ルヲ禁ズ)

一三七の三 明治九年 五月 出納課達書

一三七の四 明治九年 五月廿三日 戸長達書(松原神社造立)

一三七の五 明治九年 七月 大山綱良達書

一三七の六 明治九年 八月廿一日 岩倉具視布達(諸県統廃合)

一三七の七 明治九年 九月 島津忠義達書

一三七の八 明治九年 九月 田畑常秋達書

一三七の九 明治九年 十二月二日 田畑常秋達書

一三七の十 明治九年 十二月二日 田畑常秋達書

一三七の十一 明治九年 十二月四日 田畑常秋達書

一三七の十二 明治九年 十二月六日 田畑常秋達書

一三七の十三 明治九年 十二月六日 田畑常秋達書

一三七の十四 明治九年 十二月廿九日 普姫忠義系譜抄

一三七の十五 明治九年 十二月廿九日 大山綱良達書(公債証書ヲ以テ  
禄券ニ替ユ)

一三七の十六 明治十年 一月十日 大山綱良鹿兒島布達(家禄売買  
ヲ停ム)

一三七の十七 明治十年 二月十九日 大山綱良布達(西郷隆盛等ニ随  
行スル者ヲ届出サシム)

一三七の十八 明治十年 三月九日 大山綱良布達并大久保利通達書

一三七の十九 明治十年 三月九日 大久保利通布達

一三七の二十 明治十年 二月十三日 大久保利通布達(県下騷擾ニ付  
動搖ナカラシム)

一三四の二 明治十年 二月十五日 西郷隆盛通告

一三四の三 明治十年 三月三日 長島外六名連署上書并建白書

一三四の四 明治十年 三月三日 小川重任上書

一三四の五 明治十年 三月二日 大山綱良願書

一三四の六 明治十年 三月二日 大山綱良願書

一三四の七 明治十年 三月二日 大山綱良願書

一三四の八 明治十年 三月二日 大山綱良願書

一三四の九 明治十年 三月二日 大山綱良願書

一三四の十 明治十年 三月二日 大山綱良願書



- 一二四六 明治十年 三月 三日 村田量平・黒田等連署上書  
 一二四七 明治十年 三月 十日 明治天皇勅諭  
 一二四八 明治十年 三月十二日 大山綱長布達  
 一二四九 明治十年 三月十二日 西郷隆盛書状并探偵報告書  
 一三〇の一 島津久光父子上申書  
 一三〇の二 明治十年 四月廿五日 島津久光父子再復上申書  
 一二五一 島津忠義系図抄  
 一二五二 島津忠義系図抄  
 一二五三 明治十年 十二月廿一日 太政官布告  
 一二五四 忠義子女系譜抄  
 一二五五 島津忠義系図抄  
 一三五六の一 明治十年 三月 七日 徳大寺実則参内令書  
 一三五六の二 明治十年 三月 七日 島津忠義請書  
 一二五七 明治十年 三月 九日 岩村通俊鹿兒島 諭達（公債証書）  
 一三五八（明治十年三月十三日） 某日記抄  
 一三五九の一 明治十年 三月十三日 岩村通俊鹿兒島 布達  
 一三五九の二 今婦仁球王子・三司官歎願書  
 一三六〇の一 明治十年 四月廿五日 島津忠義願書  
 一三六〇の二 明治十年 四月 島津忠義願書  
 一三六一 島津忠義系図抄  
 一三六二の一 明治十年 五月 五日 徳大寺実則参内令書  
 一三六二の二 明治十年 五月 五日 島津忠義請書并拝領物覽書  
 一二六三 島津忠義履歴抄  
 一三六四の一 明治十年 四月三十日 岩村通俊布達  
 一三四の二 明治十年 四月 八日 三条実美通達（大島郡ヲ置ク）  
 一二六五 忠實・佩姫忠義子女系譜抄  
 一二六六 島津久光系図抄  
 一二六七 島津忠義系図抄  
 一三六八の一 明治十年 六月十七日 太政官達書  
 一三六八の二 明治十年 六月十七日 島津忠義叙従二位位記  
 一二六九 島津忠義系図抄  
 一三七〇の一 明治十年 十一月 十日 徳大寺実則達書（犬追物ヲ天覧ニ供ス）  
 一三七〇の二 十一月廿九日 内田政風廻状  
 一二七一 明治十年 十二月十一日 徳大寺実則達書  
 一二七二 島津忠義系図抄  
 一二七三 島津忠義系図抄  
 一二七四 明治十年 一月廿八日 島津家家令覽書  
 一二七五 明治十年 一月廿九日 岩倉具視達書  
 一二七六 島津忠義系図抄  
 一二七七 島津忠義系図抄  
 一二七八 明治十年 四月廿四日 太政官達書  
 一二七九（明治十年） 五月十七日 磯耶家扶書状  
 一二八〇 島津忠義系図抄  
 一三六一の一 明治十年 五月廿三日 徳大寺実則参内令書  
 一三六一の二 明治十年 五月廿三日 島津忠義請書  
 一二八二（明治十年五月廿七日） 某日記抄  
 一二八三 和姫忠義系譜抄  
 一二八四 島津久光系図抄



一三二七 島津忠義系図抄  
 一三一八 明治七年 一月廿六日 柳原前光・大給恒連署通達  
 一三一九 明治七年 五月廿九日 島津忠義願書  
 一三二〇 島津忠義系図抄  
 一三二一 島津忠義系図抄  
 一三二二 明治七年 十一月九日 柳原前光・大給恒連署通達  
 一三二三 島津忠義系図抄  
 一三二四 明治七年 十一月廿五日 柳原前光・大給恒連署証狀  
 一三二五 島津忠義系図抄  
 一三二六 明治七年 十二月廿五日 鍋島直大式部 參内令書  
 一三二七 明治天皇勅書  
 一三二八 島津忠義系図抄  
 一三二九 明治七年 十月廿一日 柳原前光・大給恒連署証狀  
 一三三〇 島津忠義系図抄  
 一三三一 秀丸・富次郎忠義 系譜抄  
 一三三二 明治七年 十二月十四日 西園寺公望・大給恒連署通達  
 一三三三 島津忠義系図抄  
 一三四の二 一八九一年十一月十五日 アレキサンドル三世露國 勲記  
 文  
 一三四の二 明治七年 四月十一日 西園寺公望・大給恒連署証狀  
 一三三五 訟之介忠義 系譜抄  
 一三五の二 明治七年 二月十五日 島津忠義・同忠濟連署願書  
 一三五の三 明治七年 三月六日 鍋島直大參内令書  
 一三五の四 明治七年 三月七日 島津富次郎忠義 授男爵宣旨  
 一三六の四 明治七年 三月七日 宮内省通達

一三七の二 明治七年 十一月八日 熾仁親王・近衛篤磨連署通達  
 一三七八 明治七年 十一月八日 熾仁親王・近衛篤磨連署通達  
 一三三九 明治七年 六月十七日 島津忠義叙從一位宣旨  
 一三三九 明治七年 六月十八日 土方久元書狀  
 一三四の二 明治七年 八月廿四日 島津忠義・同忠濟連署願書  
 一三四の二 明治七年 九月廿六日 島津諄之介授男爵宣旨  
 一三四の二 明治七年 九月廿六日 宮内省通達  
 一三四の四 島津諄之介誓詞  
 一三四の五 島津忠義家扶書狀  
 一三四の六 明治七年 十一月十八日 島津忠義屈書  
 一三四の七 明治七年 十一月三十日 島津忠義願書  
 一三四の八 明治七年 十二月 島津忠義屈書

鹿兒島県史料編さん関係者

編集課	総務課	所長	委員	顧問
伊坂堂宮田	萩本野國本	芳村五原北	東京前東京東	聖心女子大學
東口滿下實	原田添分田	野味口川	京東京大東洋	早稻田大學
浩香幸滿	佳親峻友省	即守克虎鐵	大京大京大京	學習院大學
子代子郎勇	子宣郎清	正次夫雄三	學教授教授授	大學學長
川久古下	山西安	田山桑四桃	山小沼兒竹	大久保
崎留賀園	口迫田	島下田本園	口西田次幸	理利
和涼秋純	範清	秀千健惠	啓四四多	三
子子好治	雄成繁	隆本興光眞	二郎郎郎	三

鹿兒島県史料 旧記雜録追録 8

昭和52年11月30日印刷

昭和53年1月20日發行

非売品

編集 鹿兒島県維新史料編さん所

発行 鹿兒島県

印刷所 合名会社 文尚堂印刷所

鹿兒島市西千石町1-8

電話 (0992)-22-1643

23-7723